彦 根 市 の 環 境

（環境の状況に関する年次報告書）

平成 18 年（2006 年）10 月

彦　　根　　市

はじめに

近年、世界各地で熱波・干ばつ・洪水など異常気象が多発しています。我が国においても水害や雪害など、多くの被害を受けました。いまだ異常気象の原因は解明されていませんが、地球温暖化により南極大陸の棚氷やアラスカ、ヒマラヤなどの氷河が融け始めており、海面上昇や大気中へ水分や二酸化炭素が放出されることが、異常気象を引き起こす原因の１つであると考えられています。また、地球温暖化による気象の変化と、東南アジアで広まった鳥インフルエンザのようなウイルス感染との関係や生物分布の変化による生態系への悪影響も懸念されています。

１９９７年京都で開催された「地球温暖化防止京都会議」では２００８年～２０１２年の間に温室効果ガスの排出量を１９９０年レベルと比べて５％以上削減する約束がなされました。我が国はこの５年間で温室効果ガスを６％削減することを目標とし、「チームマイナス６％」を掲げ、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。この取り組みには、一人ひとりが温室効果ガスの排出者であることを自覚し、削減を意識し行動することが必要です。地球環境は、「未来からの預かりもの」、壊さず、汚さず、未来の人々に受け継がれるよう、現代の我々が環境保全の取り組みに努めなければなりません。

２１世紀は「環境の世紀」とも呼ばれ、政府では２０世紀後半の高度経済成長がもたらした数々の環境破壊を反省しつつ、我が国の経済システムを大量生産・大量消費・大量廃棄型から循環型経済システムへと転換すべく、廃棄物の発生抑制（リデュース）、部品等の再使用（リユース）、使用済み製品等の原材料としての再利用（リサイクル）のいわゆる「３Ｒ」を推進し、循環型社会形成推進基本法をはじめとした関係法令や各種ガイドラインの整備を進めています。しかし、何よりも大切なのは、国民一人ひとりが日々の生活の中で「３R」を実践し、さまざまな経済活動や社会の取り組みに浸透させていくことです。経済社会は、消費者ニーズによって形を変えていきます。利便性を重視したものから地球環境に配慮したものへと消費者ニーズが変われば、自ずと環境負荷の少ない製品が開発され普及し、それが自然エネルギーの効率的利用や、あらゆる廃棄物の再資源化による有効利用につながるでしょう。さまざまなものが手軽に入手可能となった現代だからこそ、今一度、一人ひとりに「もったいない」という言葉に込められた深い意味について見つめ直していただきたいと思います。

本市は、平成１４年９月、本庁をはじめとする市の２３施設において、環境マネジメントシステムの国際規格であるＩＳＯ１４００１の認証を取得したのをはじめとし、平成１６年９月までに、認証範囲を幼稚園、小中学校、市立病院等を含む全７１施設にまで拡大いたしました。これにより、本市では日頃の様々な行政事務・事業において、常に環境に配慮した取り組みを展開しております。また、同時に市民のみなさまや事業者の方々へその活動が広がるよう、普及・啓発にも力を入れており、今後一層、市民・市民団体・事業者・市の各主体が協力協働して環境にやさしいまちづくりに取り組んでいけるよう努力してまいります。

本書は、平成１１年３月に制定した「彦根市環境基本条例」第２２条の規定に基づき、本市の環境の状況について報告書としてまとめたものです。我々になじみの深い「水」や「大気」に関する調査結果から、市民団体による環境保全活動に至るまで、本市の環境に関する内容を収めております。本書が、市民のみなさまをはじめとして、より多くの方々にご活用いただければ幸いです。

平成１８年（２００６年）１０月

彦根市長　　獅　山　　向　洋

目　　次

１．彦根市の概要

（１）　地　　勢　　‥‥　　１
（２）　人　　口　　‥‥　　２
（３）　産　　業　　‥‥　　３
（４）　交　　通　　‥‥　　４
（５）　土地利用　　‥‥　　５
（６）　気　　象　　‥‥　　６

２．彦根市の環境行政

（１）　行政組織　　‥‥　　７
（２）　審 議 会　　‥‥　　７
（３）　環境施策（事業）
　　の体系図　　‥‥　　８

３．環境の現状

（１）　水　　質
　①河川の水質　　‥‥　　９
　②地下水の状況　　‥‥　１８
　③琵琶湖の水質　　‥‥　１９
　④十王村の水　　‥‥　２１
（２）　土　　壌　　‥‥　２２
（３）　大　　気
　①大気質の現況　　‥‥　２４
　②浮遊粒子状物質　　‥‥　２５
　③降下ばいじん　　‥‥　２７
　④光化学スモッグ　　‥‥　２９
（４）　騒 音 ・ 振 動　　‥‥　３０
（５）　廃　　棄　　物　　‥‥　３５
（６）　生活排水対策　　‥‥　４２
（７）　自 然 環 境　　‥‥　４４

４．公害防止対策

（１）　公害苦情の状況　　‥‥　５５
（２）　公害関係届出状況　　‥‥　５６
（３）　環境保全および
　　公害防止に関する協定‥‥　５７

５．環境保全に向けた取り組み

（１）　環境基本条例　　‥‥　５８
（２）　環境基本計画
　　および地域行動計画　‥‥　５９
（３）　市民団体の活動　　‥‥　７７
（４）　環境行政施策の
　　新たな展開　　‥‥　７９
（５）　ＩＳＯ１４００１
　　の認証取得　　‥‥　８３
　市民環境フォーラム　　‥‥　８５

６．用語の解説　　‥‥　８６

1　彦根市の概要

（1）地勢

本市は、琵琶湖の東北部に位置し、西は日本一の湖・琵琶湖、東は緑美しい鈴鹿山脈を望み、その鈴鹿山脈から流れを発する芹川、犬上川、宇曽川、愛知川等が中央の平野部を横断し、琵琶湖にそそいでいます。

彦根市（市役所）の位置‥‥東経１３６°１５′　北緯３５°１６′
面　　積‥‥９８．１５ｋｍ^2
高　　度‥‥最高６８２．２ｍ　最低８３．２ｍ
地　　域‥‥東西２２．５０ｋｍ　南北１２．３５ｋｍ

（２）人口

人口・世帯数

年　次	人　口　（人）			世帯数（世帯）
	男	女	総数	
平成　　４年	49,678	52,085	101,763	32,144
５年	50,034	52,315	102,349	32,761
６年	50,391	52,568	102,959	33,302
７年	50,776	52,628	103,404	33,887
８年	51,485	53,192	104,677	34,596
９年	51,968	53,673	105,641	35,333
１０年	52,426	54,172	106,598	36,157
１１年	52,897	54,565	107,462	36,893
１２年	53,333	55,055	108,388	37,733
１３年	53,466	55,221	108,687	38,201
１４年	53,509	55,419	108,928	38,600
１５年	53,661	55,514	109,175	39,123
１６年	53,894	55,794	109,688	39,818
１７年	54,124	56,121	110,245	40,584

（各年１０月１日現在）

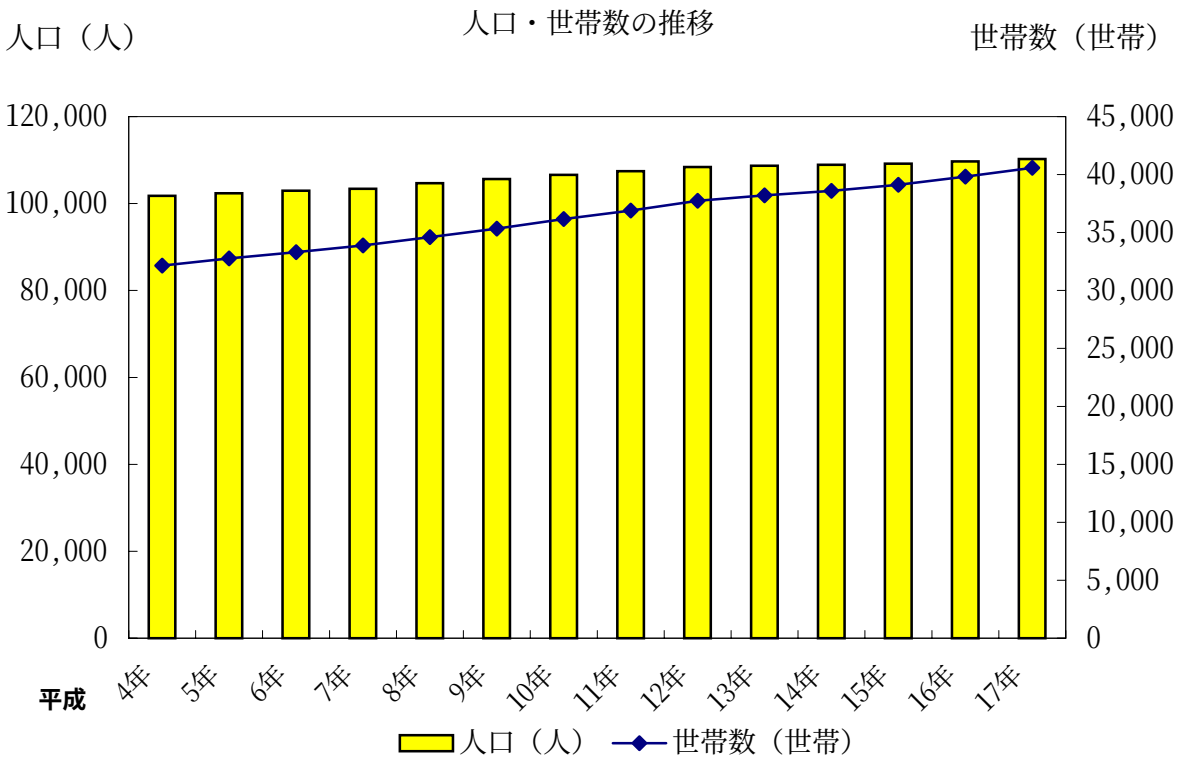

（３）産業

産業別就業人口

区　　分	就業人口(人)	構成比(%)
第一次産業	1,557	2.94
農業	1,468	2.77
林業	21	0.04
漁業	68	0.13
第二次産業	20,323	38.39
鉱業	13	0.02
建設業	4,070	7.69
製造業	16,240	30.68
第三次産業	30,389	57.40
電気･ガス･熱供給･水道業	358	0.68
運輸･通信業	3,197	6.04
卸･小売業､飲食店	11,325	21.39
金融･保険業	1,219	2.30
不動産業	331	0.63
サービス業	12,621	23.84
公務(他に分類されないもの)	1,338	2.53
分類不能の産業	669	1.27
総　　数	52,938	100.00

（平成１２年１０月１日現在　１５歳以上）

産業別就業人口の推移

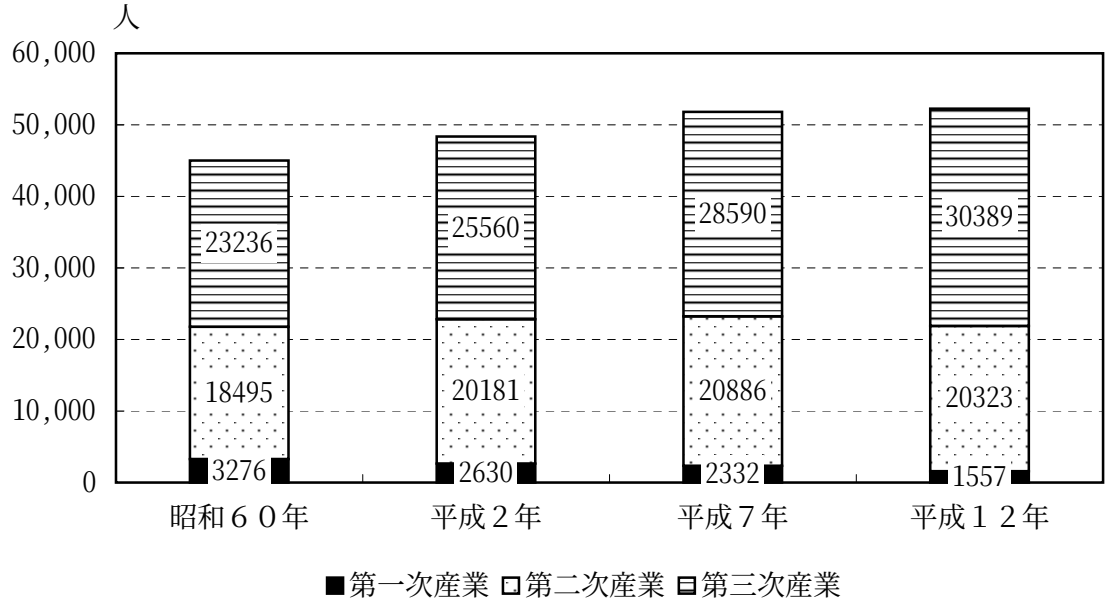

（４）交通

鉄道および主要幹線道路図

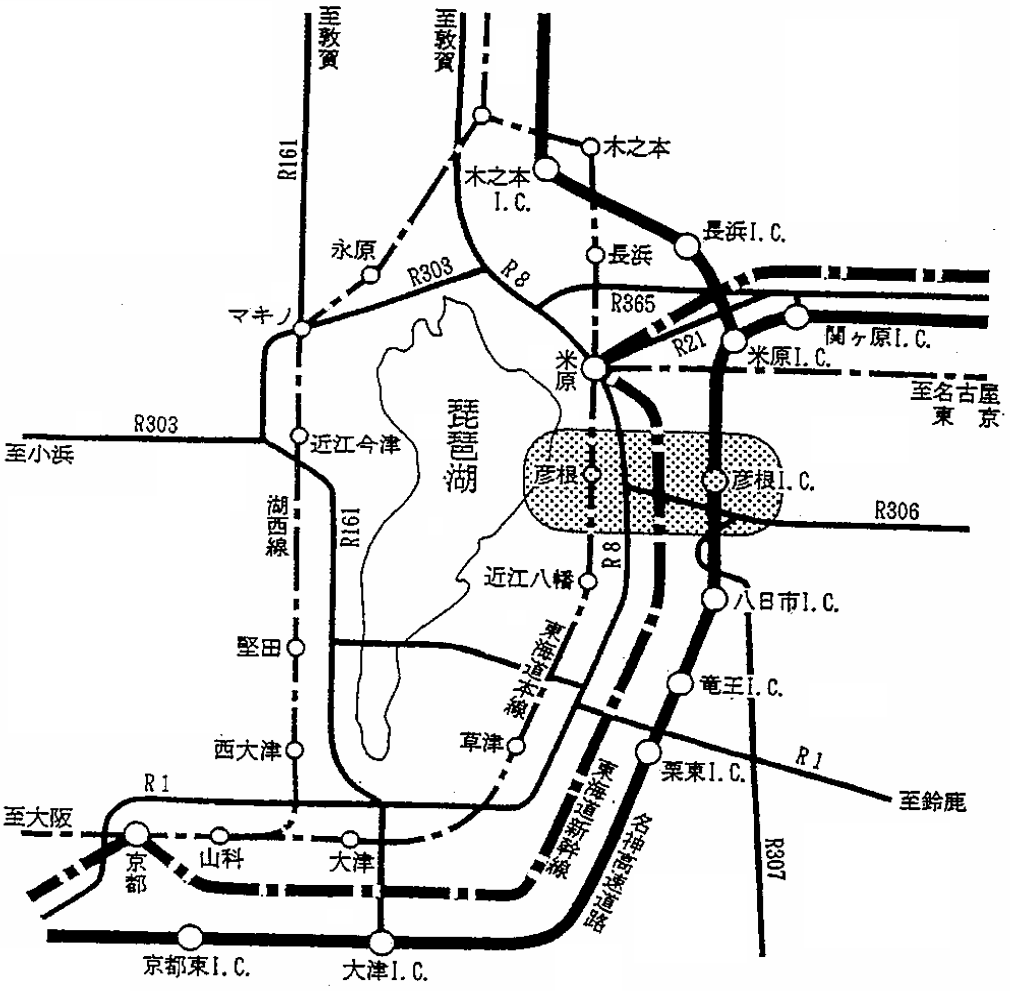

自動車保有台数

（単位：台）

車種／年度	登録自動車数					二輪・軽自動車				合計
	貨物用	乗合用	乗用	特種・特殊車	小計	小型二輪車	軽自動車 二輪車	軽自動車 その他	小計	
平成１１年度	5,778	203	37,315	1,389	44,685	961	1,091	24,005	26,057	70,742
平成１２年度	5,732	214	37,813	1,408	45,167	1,001	1,122	24,724	26,847	72,014
平成１３年度	5,639	218	37,995	1,413	45,265	1,029	1,123	25,437	27,589	72,854
平成１４年度	5,567	221	38,518	1,443	45,749	1,083	1,099	26,042	28,224	73,973
平成１５年度	5,561	221	38,719	1,423	45,924	1,097	1,151	26,617	28,865	74,789
平成１６年度	5,545	236	39,283	1,385	46,449	1,137	1,168	27,394	29,699	76,148

（資料：県警察本部交通部交通企画課「滋賀の交通」　各年度３月末日現在）

（５）土地利用

土地利用区分別面積

（単位：ｋｍ^2）

区分		平成１３年	平成１４年	平成１５年	平成１６年	平成１７年
田		33.40	33.14	32.70	32.57	32.32
畑		3.85	3.83	3.78	3.77	3.75
宅地		17.18	17.32	17.52	17.67	17.76
池沼		0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
山林		18.70	18.65	18.64	18.64	18.64
原野		0.40	0.36	0.36	0.35	0.35
雑種地	ゴルフ場用地	0.70	0.71	0.71	0.71	0.71
	鉄軌道用地	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61
	その他雑種地	11.40	11.66	11.98	11.99	12.19
その他		11.71	11.67	11.65	11.64	11.62
合計		98.15	98.15	98.15	98.15	98.15

土地利用区分面積の割合の推移

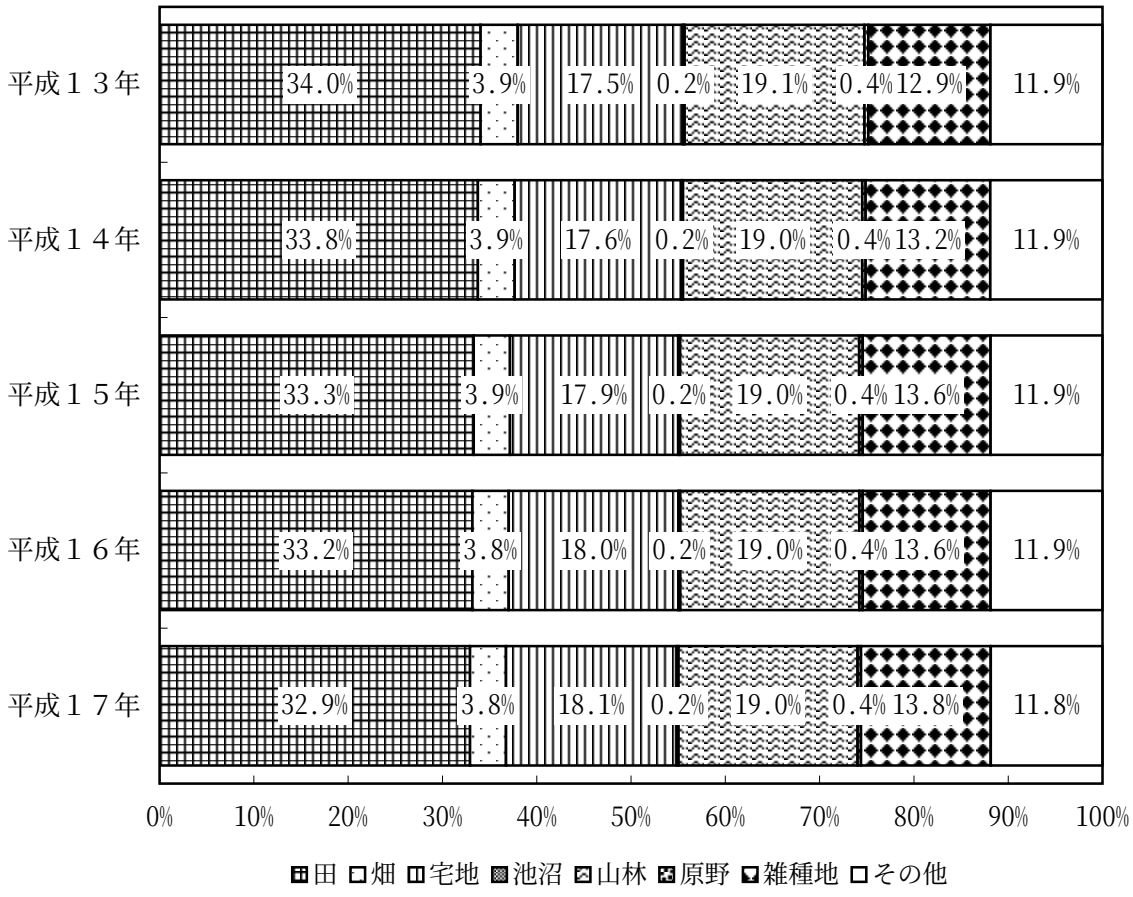

（６）気象

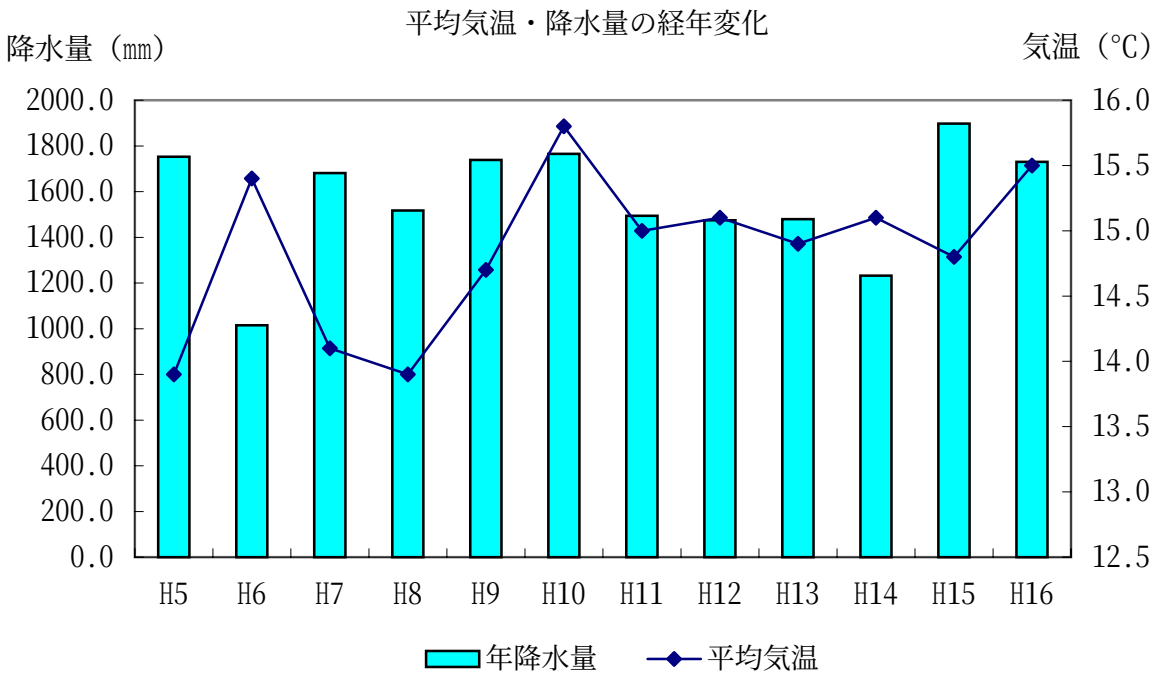
平均気温・降水量の経年変化
降水量（mm）
気温（℃）
2000.0
1800.0
1600.0
1400.0
1200.0
1000.0
800.0
600.0
400.0
200.0
0.0
16.0
15.5
15.0
14.5
14.0
13.5
13.0
12.5
H5
H6
H7
H8
H9
H10
H11
H12
H13
H14
H15
H16
年降水量
平均気温

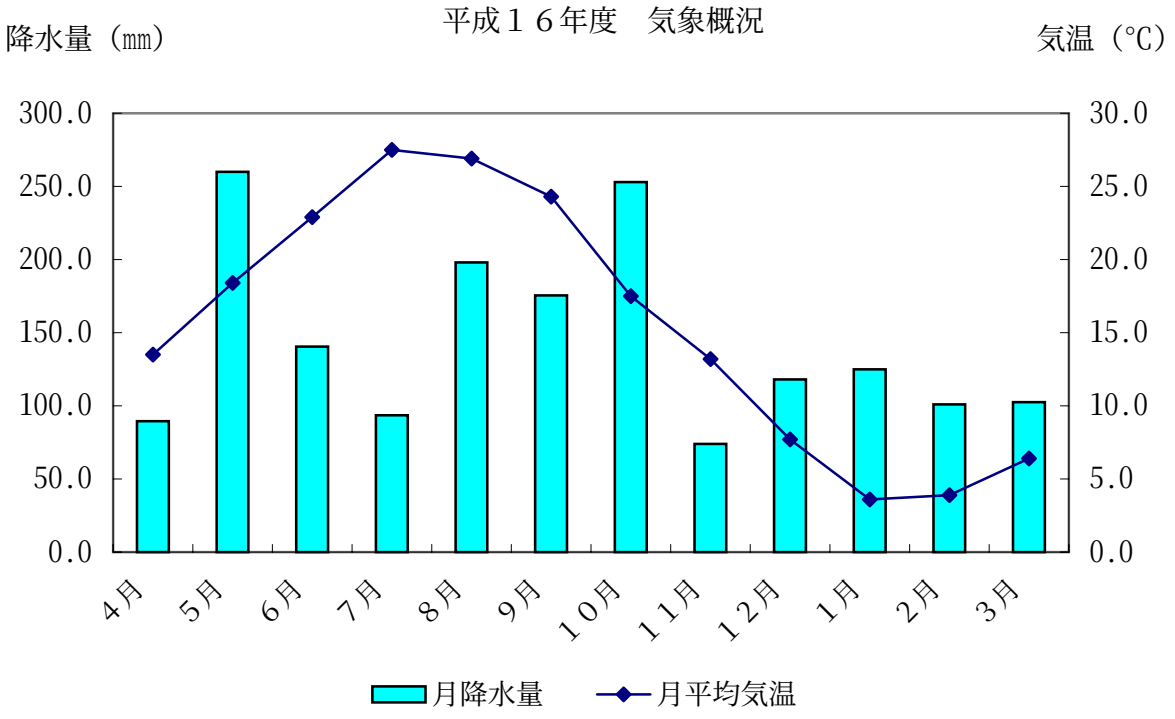
平成１６年度　気象概況
降水量（mm）
気温（℃）
300.0
250.0
200.0
150.0
100.0
50.0
0.0
30.0
25.0
20.0
15.0
10.0
5.0
0.0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
月降水量
月平均気温

２　彦根市の環境行政

（１）行政組織

（平成 18 年 4 月 1 日現在）

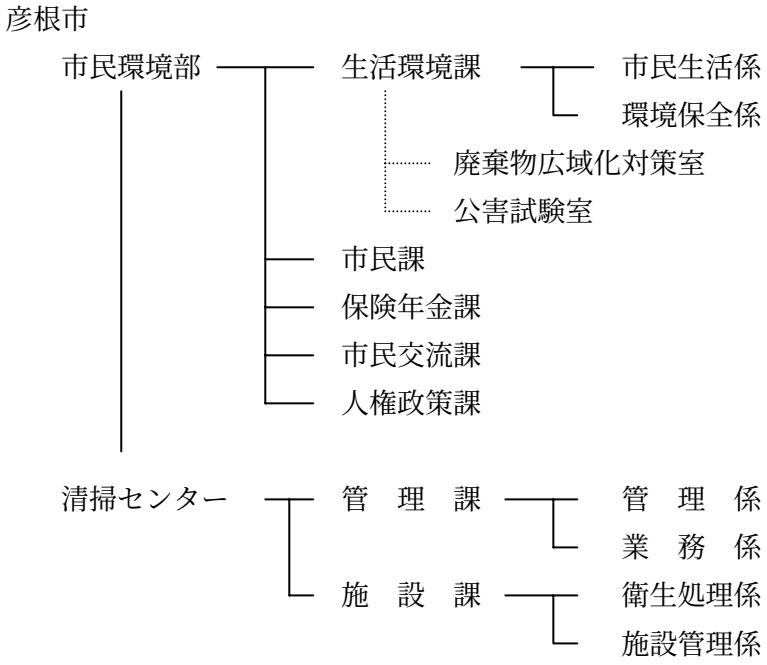

（２）審議会

彦根市では、行政施策等に関して基本的な事項を調査審議していただくため、各種の審議会を設置しています。市民環境部で所管している審議会は次のとおりです。

彦根市環境審議会

○根拠条例等	彦根市環境基本条例
○設 置 目 的	市の区域における良好な環境の保全と創出に関し基本的事項を調査審議すること。
○定員と構成	２０人以内（市議会の議員、諸団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が適当と認める者）
○任　　期	２年（再任を妨げない）

彦根市廃棄物減量等推進審議会

○根拠条例等	彦根市廃棄物減量等推進審議会条例
○設 置 目 的	一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議すること。
○定員と構成	２０人以内（市議会の議員、学識経験者、事業者、廃棄物処理業者、その他市長が適当と認める者）
○任　　期	２年

（３）環境施策(事業)の体系図

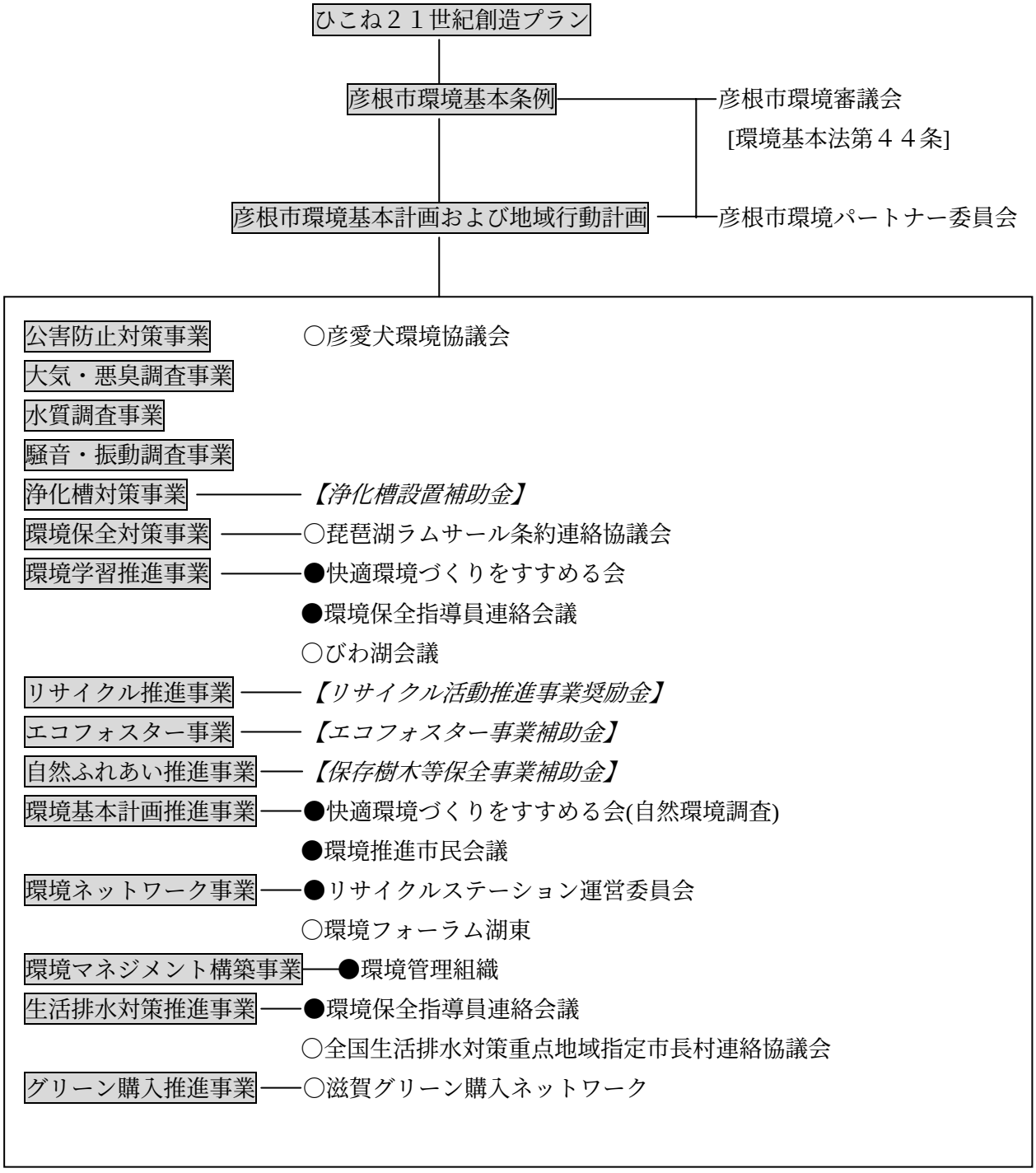

※●生活環境課所管組織

○国・県等の行政関係組織

3　環境の現状

（1）水質

本市では、昭和４７年度から市内主要河川の水質検査を行っています。調査は原則として月１回実施し、調査地点は、調査開始以来若干の追加や廃止、変更を行っています。
平成１７年度は１２河川１５地点で調査を行いました。
また、地下水については、市内４地域で有機塩素化合物などによる汚染が判明しており、県とともに監視を続けています。

①　河川の水質

市内河川水質調査要領

調　査　地　点		１５地点（１２河川）
調　査　回　数		毎月１回、年１２回
調査項目	一　般　項　目	水温
	生活環境項目	水素イオン濃度（ｐＨ）、溶存酸素（ＤＯ）、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、浮遊物質量（ＳＳ）、銅、亜鉛、鉄、マンガン、総クロム、ふっ素、大腸菌群数、全窒素（Ｔ－Ｎ）、全りん（Ｔ－Ｐ）
	健　康　項　目	カドミウム、鉛、ひ素
	そ の 他 項 目	電気伝導度、塩化物イオン

採水地点

①	旧港湾（上流）	船町交差点付近
②	旧港湾（下流）	松原橋直下
③	芹川（上流）	名神高速道路付近
④	芹川（下流）	池州橋直下
⑤	矢倉川	河口付近
⑥	平田川	平田川橋上流
⑦	北川	北川橋直下
⑧	南川	大藪町
⑨	犬上川（中流）	犬上橋付近
⑩	犬上川（下流）	開出今橋直下
⑪	江面川	江面川橋直下
⑫	大川	休神橋直下
⑬	宇曽川	唐崎橋直下
⑭	文録川	つぶり橋直下
⑮	不飲川	普光寺町

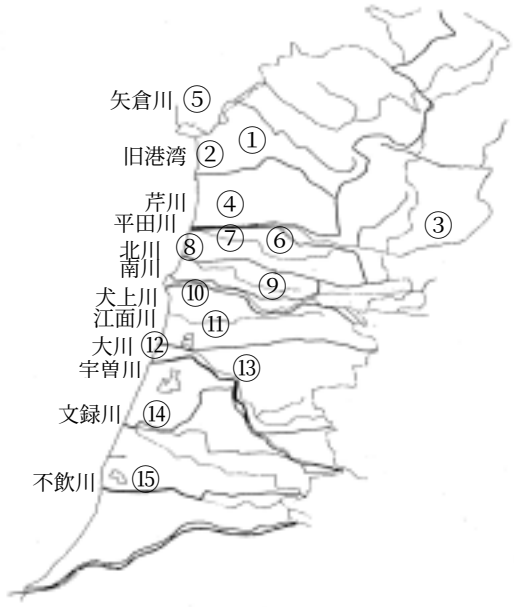

河川の水質経年変化

① 旧港湾（上流）

項目＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
ｐＨ	7.9	7.9	7.3	7.6	7.7	8.0	7.6	7.2
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	2.0	3.1	4.3	2.7	1.1	3.6	2.7	4.2
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	6.2	7.4	7.2	6.1	6.1	3.6	5.1	7.0
ＤＯ　（mg／ｌ）	8.1	7.5	5.1	7.4	7.1	8.0	8.2	7.9
ＳＳ　（mg／ｌ）	4.9	9.2	5.4	1.8	1.8	2.7	2.3	3.3
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	4.26	6.09	5.97	5.39	4.13	4.36	3.92	4.43
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.10	0.14	0.13	0.09	0.06	0.10	0.04	0.09

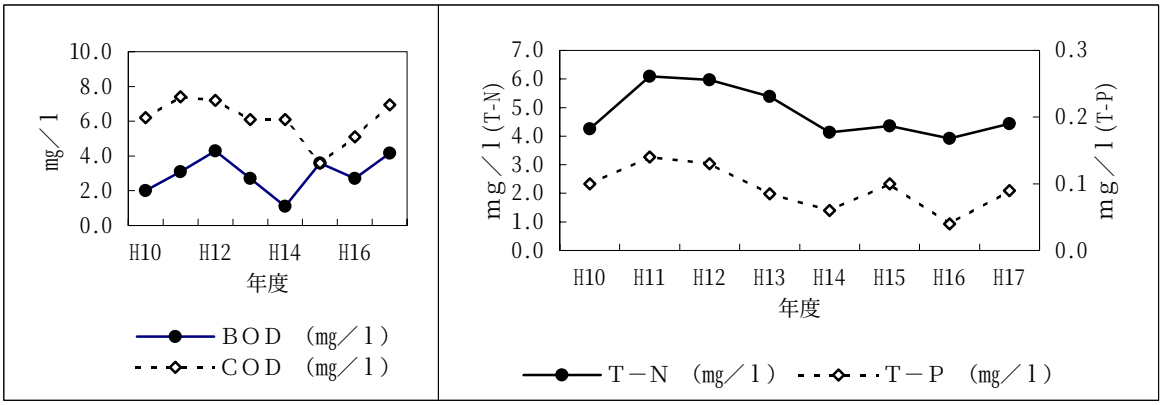

② 旧港湾（下流）

項目＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
ｐＨ	7.9	8.0	7.7	7.9	8.0	8.1	7.9	7.3
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	2.8	3.0	2.9	3.2	2.0	1.7	1.3	2.9
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	5.5	6.1	5.5	6.8	5.9	3.3	4.7	5.9
ＤＯ　（mg／ｌ）	7.2	8.0	7.2	7.6	6.9	6.1	4.6	5.9
ＳＳ　（mg／ｌ）	6.5	5.8	6.6	6.6	3.9	5.2	2.6	3.5
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	3.41	4.29	4.69	4.11	3.49	4.03	2.70	4.43
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.11	0.05	0.11	0.15	0.16	0.12	0.06	0.09

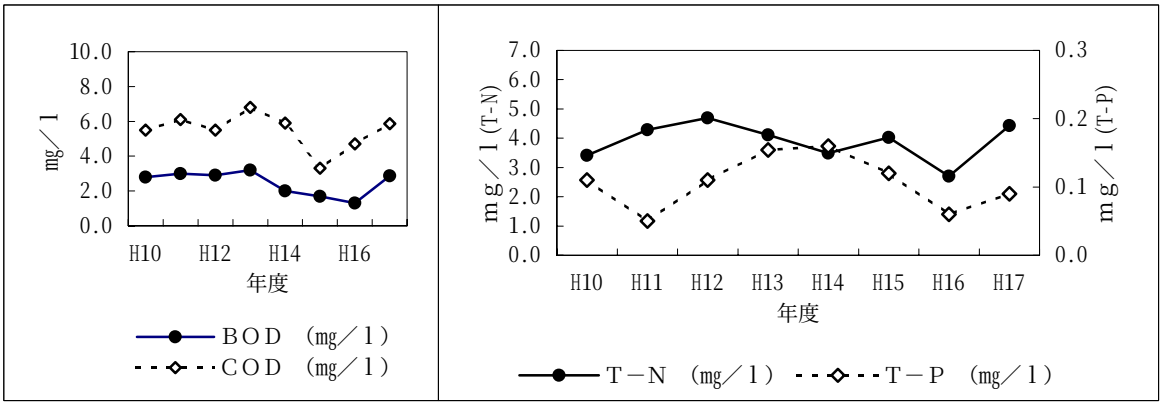

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

③ 芹川（上流）

項目＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
ｐＨ	8.0	8.5	8.4	8.1	8.3	8.3	8.3	8.1
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	1.7	1.5	2.6	1.8	2.0	4.2	2.7	2.5
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	1.4	2.6	2.6	1.7	1.9	0.5	1.6	1.0
ＤＯ　（mg／ｌ）	10.1	9.4	10.1	8.9	8.6	9.9	8.4	8.2
ＳＳ　（mg／ｌ）	1.0	1.7	3.2	1.5	0.8	1.5	1.7	2.3
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	1.02	1.01	1.02	1.78	1.12	1.59	1.22	3.25
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.03	0.01	0.03	0.03	0.02	0.03	0.06	0.01

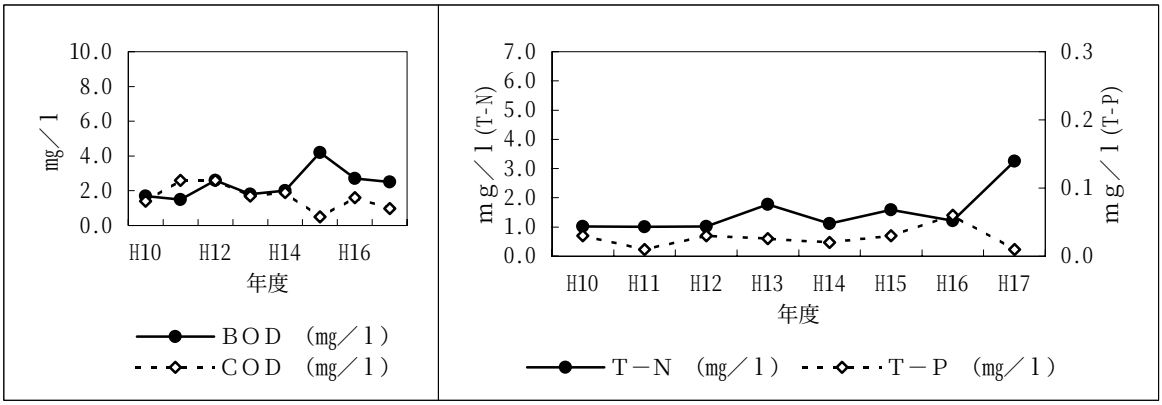

④ 芹川（下流）

項目＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
ｐＨ	8.2	8.7	8.4	8.4	8.3	8.7	8.6	8.61
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	1.9	1.1	1.9	2.0	1.8	2.3	3.6	4.04
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	1.8	2.8	2.0	1.5	2.3	0.9	1.3	1.63
ＤＯ　（mg／ｌ）	10.9	8.9	10.8	9.8	8.4	9.7	7.9	8.91
ＳＳ　（mg／ｌ）	1.2	6.3	3.0	1.5	0.7	2.4	1.1	2.12
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	1.27	1.11	1.15	1.39	1.52	1.65	1.42	2.85
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.06	0.04	0.06	0.03	0.02	0.03	0.03	0.03

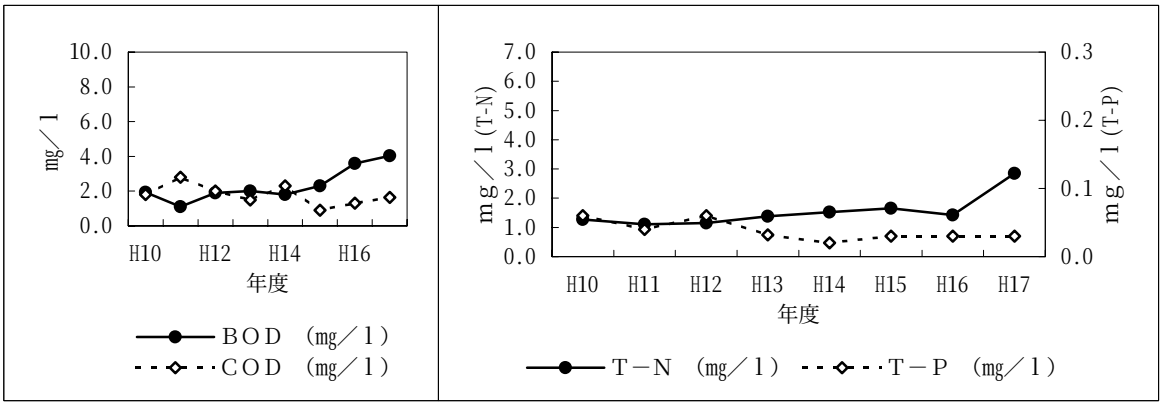

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑤ 矢倉川

項目＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
ｐＨ	8.0	8.3	7.5	7.7	8.0	8.2	8.1	7.6
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	1.6	1.8	2.2	2.5	2.0	2.5	2.5	3.0
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	4.1	4.7	3.8	3.3	3.3	1.6	2.9	4.3
ＤＯ　（mg／ｌ）	7.1	7.5	7.4	3.3	6.8	7.6	6.0	6.3
ＳＳ　（mg／ｌ）	3.9	4.3	6.8	3.6	4.2	8.0	3.8	3.8
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	1.40	1.60	1.61	2.02	1.81	2.58	1.45	3.31
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.09	0.04	0.05	0.03	0.08	0.03	0.04	0.02

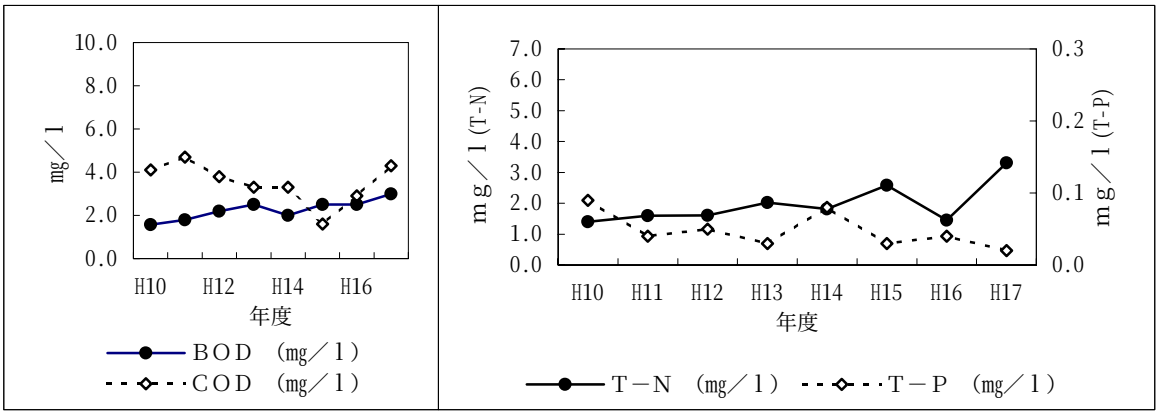

⑥ 平田川

項目＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
ｐＨ	8.0	8.1	7.8	8.0	8.0	8.6	8.2	8.0
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	3.5	2.6	3.0	2.4	2.0	3.2	3.3	2.6
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	3.6	4.2	3.1	3.1	3.9	1.7	2.2	2.7
ＤＯ　（mg／ｌ）	6.7	7.6	7.6	7.9	6.3	6.5	6.4	7.3
ＳＳ　（mg／ｌ）	3.3	8.9	5.5	2.4	4.6	4.1	3.1	2.9
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	3.08	2.07	2.28	2.56	2.60	2.86	2.51	3.36
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.17	0.14	0.22	0.15	0.13	0.16	0.16	0.12

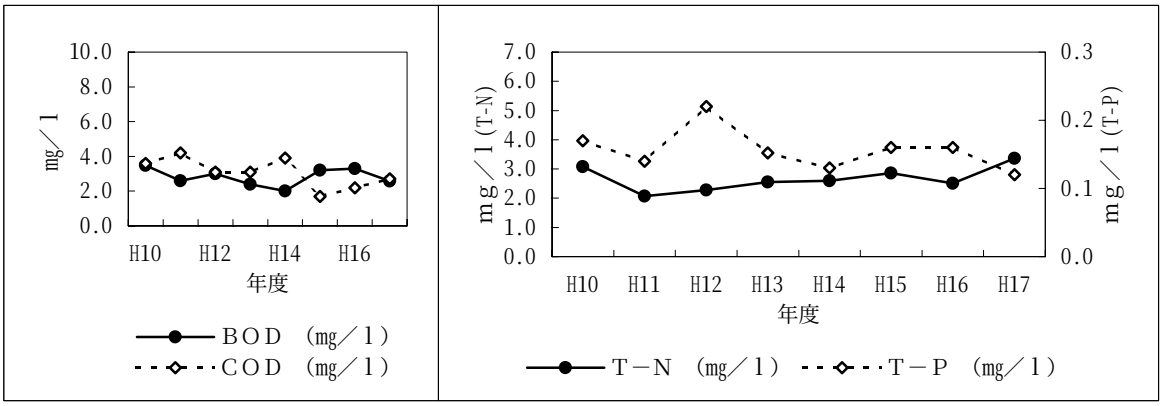

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑦ 北川

項目＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
ｐＨ	8.0	8.2	8.0	8.0	8.2	8.7	8.8	8.5
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	4.2	5.4	2.7	2.2	2.5	4.0	3.7	5.8
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	3.9	4.0	3.2	3.5	3.7	1.6	2.6	2.1
ＤＯ　　（mg／ｌ）	12.0	9.9	10.5	10.2	9.8	8.1	7.8	11.6
ＳＳ　　（mg／ｌ）	6.6	9.2	3.9	3.6	1.9	5.9	3.6	4.1
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	2.51	1.70	1.74	1.46	1.86	2.37	1.42	3.05
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.12	0.09	0.14	0.16	0.09	0.05	0.21	0.05

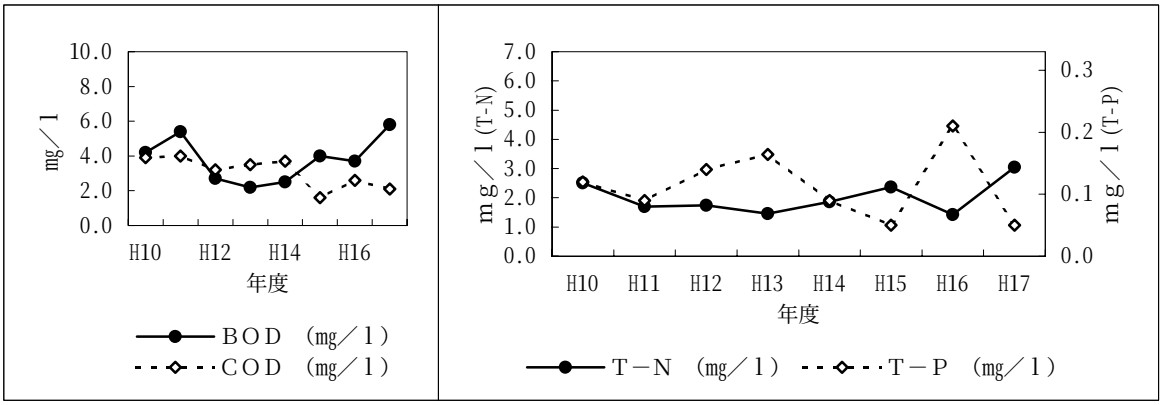

⑧ 南川

項目＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
ｐＨ	7.8	8.0	7.5	7.8	8.1	8.8	8.5	7.7
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	3.2	2.4	3.1	2.8	1.7	3.1	3.5	4.0
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	3.7	3.9	2.6	2.7	3.7	1.6	2.2	2.3
ＤＯ　　（mg／ｌ）	8.7	8.6	8.3	9.1	7.5	8.2	8.6	9.0
ＳＳ　　（mg／ｌ）	4.3	7.4	3.9	1.9	1.9	4.4	2.4	3.8
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	1.92	1.73	2.23	2.31	2.18	4.44	1.72	3.21
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.12	0.07	0.10	0.08	0.07	0.06	0.08	0.05

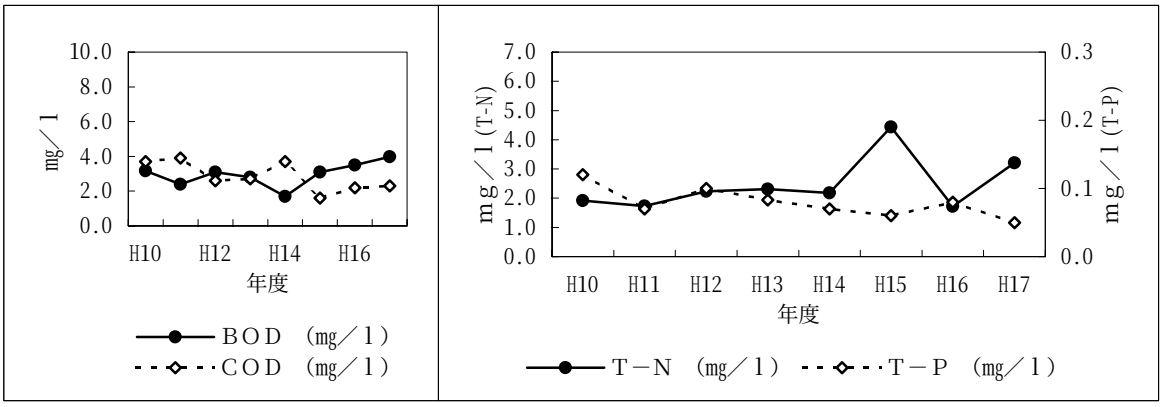

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑨ 犬上川（中流）

項目＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	環境基準
ｐＨ	8.1	8.4	8.1	8.0	8.1	8.3	8.3	7.7	6.5～8.5
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	1.5	0.8	1.5	1.5	1.6	3.4	1.9	2.0	
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	1.8	2.8	1.8	1.5	2.9	1.6	1.5	1.3	
ＤＯ　（mg／ｌ）	9.2	9.7	8.9	8.9	7.3	9.1	7.2	7.0	≧ 7.5
ＳＳ　（mg／ｌ）	0.8	1.7	3.6	1.6	1.9	2.0	1.9	1.2	≦25.0
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	1.35	0.70	1.22	1.28	1.66	1.23	1.40	2.47	
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.04	0.02	0.04	0.06	0.02	0.02	0.06	0.02	

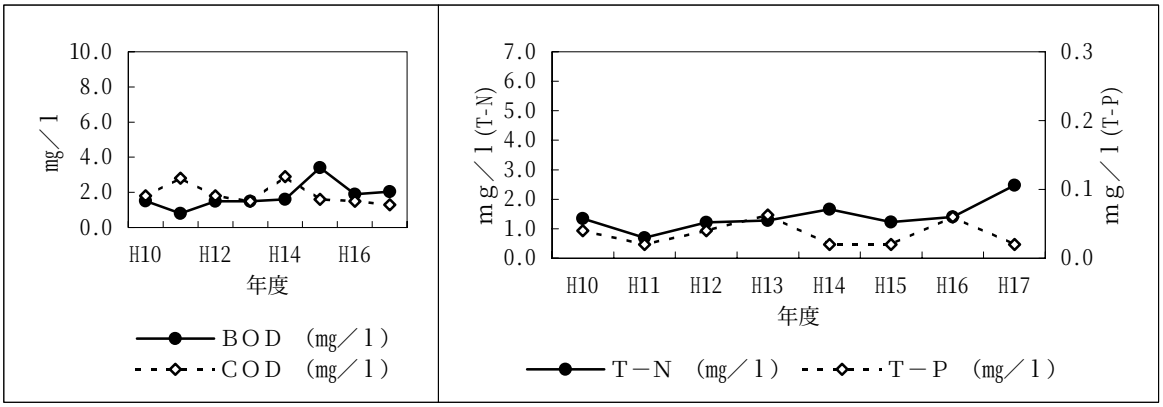

⑩ 犬上川（下流）

項目＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	環境基準
ｐＨ	8.2	8.5	8.0	8.2	8.5	8.2	8.0	8.2	6.5～8.5
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	1.6	1.8	2.8	2.7	1.9	2.7	2.9	3.5	
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	1.9	2.7	2.0	1.7	2.5	1.0	1.4	1.1	
ＤＯ　（mg／ｌ）	8.5	8.0	10.0	9.9	8.5	9.4	8.4	9.7	≧ 7.5
ＳＳ　（mg／ｌ）	1.0	2.5	2.8	1.8	1.9	1.1	1.3	1.7	≦25.0
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	1.26	0.76	1.16	1.15	1.29	2.49	2.01	2.86	
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.03	0.01	0.02	0.06	0.01	0.02	0.04	0.03	

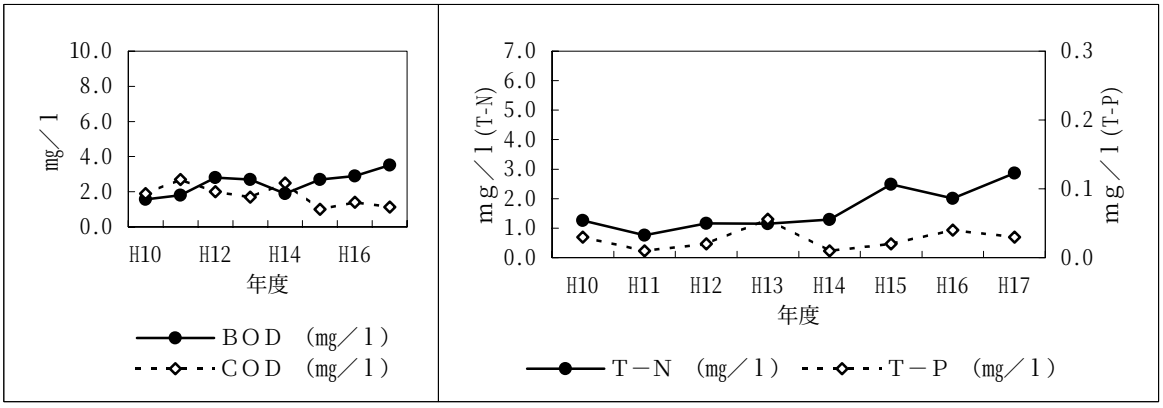

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑪ 江面川

項目＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
ｐＨ	8.2	7.9	7.6	7.8	8.2	7.9	7.6	7.6
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	2.3	2.0	3.0	2.2	1.9	3.1	3.2	3.6
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	4.4	4.9	3.8	3.6	4.3	3.4	4.0	3.5
ＤＯ　（mg／ｌ）	6.1	6.9	6.6	7.5	7.0	7.4	7.0	6.9
ＳＳ　（mg／ｌ）	4.3	8.0	4.4	4.2	4.8	4.8	6.7	7.0
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	2.37	1.67	1.94	2.15	2.04	2.10	1.86	3.50
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.12	0.09	0.14	0.08	0.11	0.11	0.12	0.10

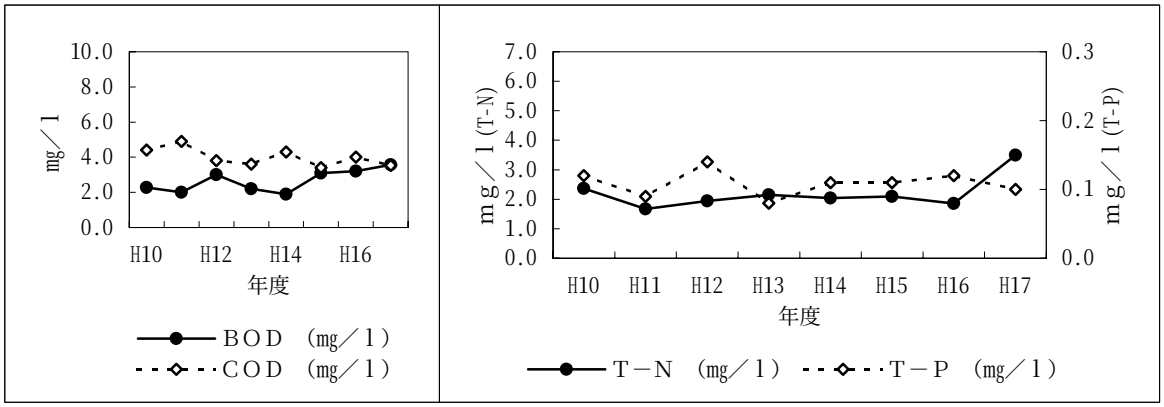

⑫ 大川

項目＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
ｐＨ	8.0	8.0	7.4	7.8	8.2	8.0	7.8	7.6
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	1.6	2.3	2.1	1.6	1.4	2.9	3.3	3.1
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	4.2	3.9	3.1	3.1	3.6	1.9	3.5	2.9
ＤＯ　（mg／ｌ）	6.5	5.7	6.2	6.8	6.6	7.8	7.0	7.9
ＳＳ　（mg／ｌ）	8.5	5.5	5.7	3.1	4.6	2.6	7.4	4.4
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	2.23	2.71	2.55	2.25	2.53	2.86	2.39	3.71
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.06	0.13	0.09	0.06	0.06	0.08	0.12	0.07

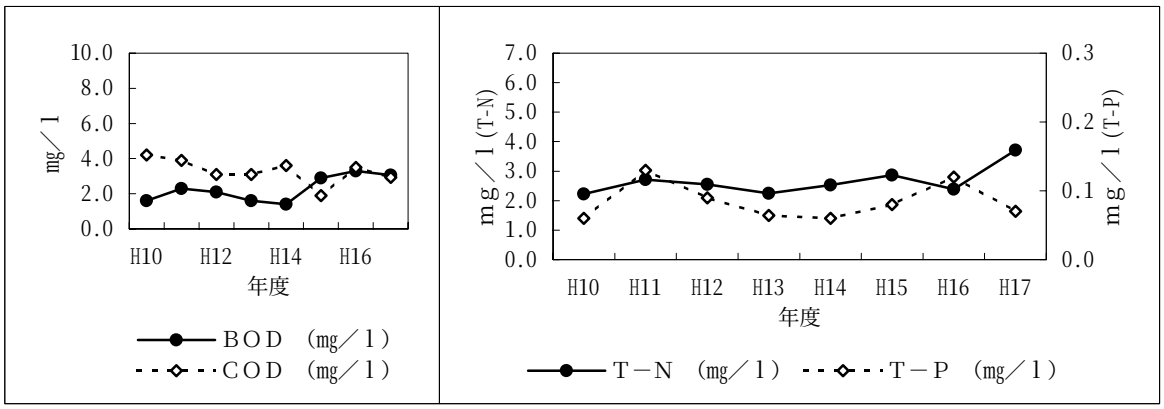

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑬ 宇曽川

項目＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	環境基準
ｐＨ	8.0	8.1	7.7	7.8	8.3	8.1	7.9	8.0	6.5～8.5
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	1.9	1.5	1.8	1.6	2.7	2.8	2.9	3.2	
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	4.4	3.9	3.8	3.8	4.3	2.8	4.2	3.2	
ＤＯ　（mg／ｌ）	7.8	7.0	7.8	7.9	8.0	8.3	7.1	8.3	≧ 5.0
ＳＳ　（mg／ｌ）	6.5	14.2	7.5	3.6	2.7	3.8	6.9	7.3	≦25.0
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	1.91	1.72	1.71	1.97	1.67	1.93	1.84	3.22	
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.14	0.11	0.09	0.06	0.07	0.05	0.10	0.08	

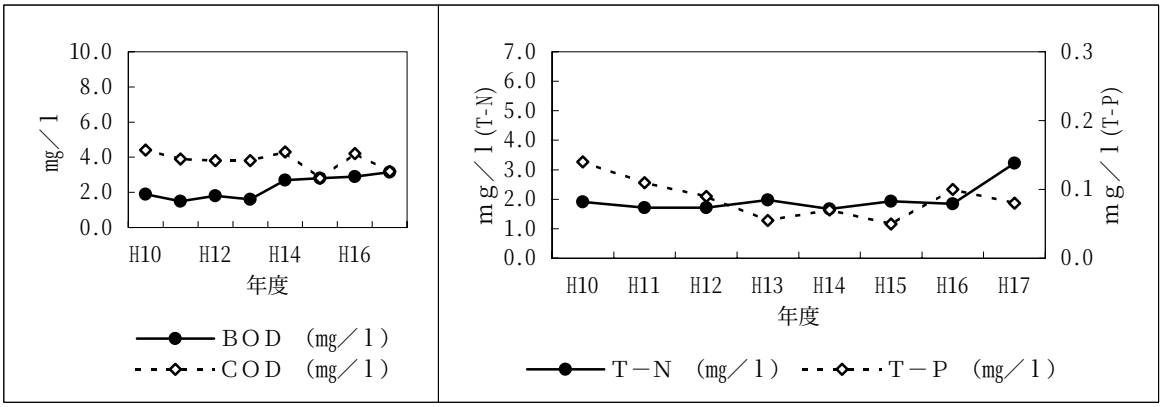

⑭ 文録川

項目＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
ｐＨ	8.0	8.0	7.5	7.7	8.3	8.1	8.0	7.7
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	1.8	2.2	1.8	2.2	1.3	3.0	5.1	3.2
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	4.8	3.9	3.8	4.1	4.8	2.6	4.2	3.4
ＤＯ　（mg／ｌ）	6.9	6.8	6.8	8.1	7.3	7.9	6.7	8.6
ＳＳ　（mg／ｌ）	4.4	14.0	5.4	2.6	4.9	9.3	5.8	3.6
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	1.94	1.96	2.08	2.04	2.18	2.21	1.86	2.80
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.10	0.08	0.09	0.07	0.07	0.07	0.11	0.08

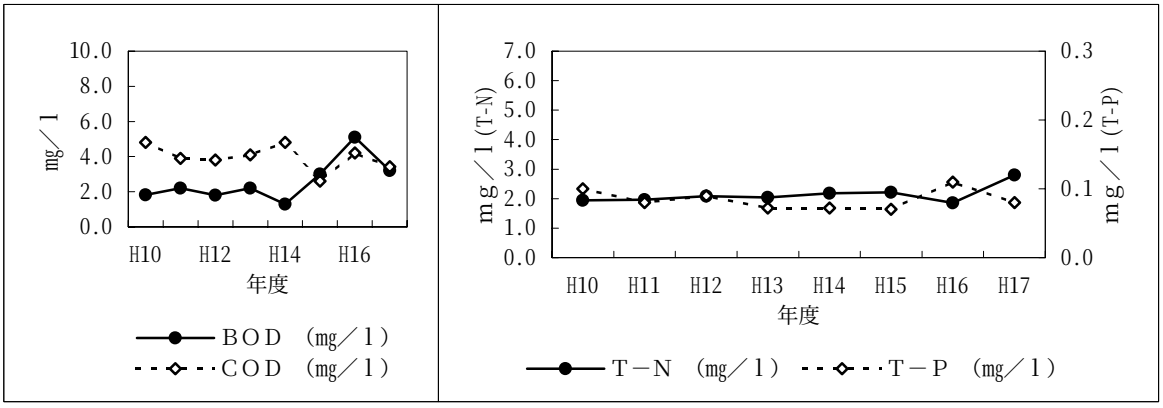

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑮ 不飲川

項目＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
ｐＨ	7.9	7.9	7.5	7.8	8.3	8.2	8.1	7.7
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	1.7	2.5	1.3	2.1	1.5	2.6	2.3	3.0
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	3.9	3.4	2.3	3.1	3.3	1.6	3.2	3.1
ＤＯ　　（mg／ｌ）	7.4	8.5	8.3	9.5	8.6	9.0	5.4	7.5
ＳＳ　　（mg／ｌ）	3.3	6.4	4.9	2.4	2.2	3.4	5.1	3.1
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	1.92	1.11	1.43	1.10	1.05	1.22	1.70	3.34
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.10	0.03	0.07	0.05	0.04	0.05	0.10	0.07

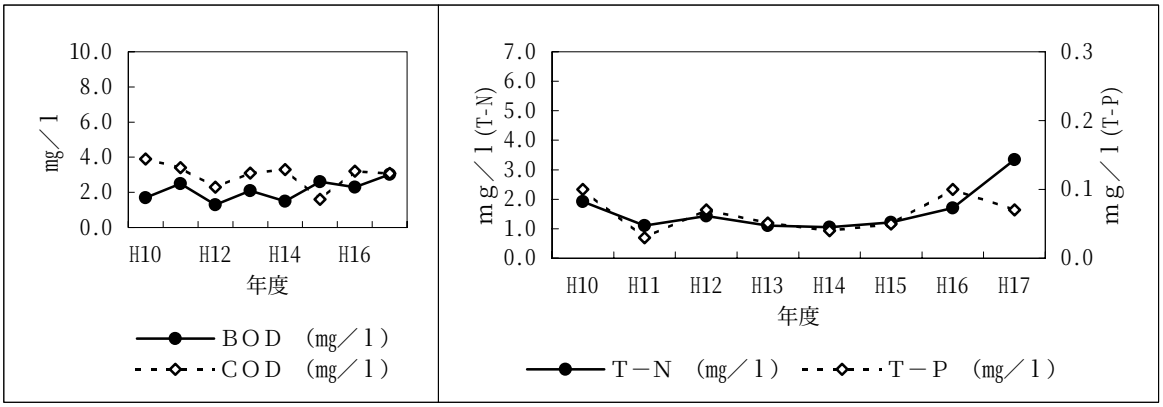

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

② 地下水の状況

昭和５８年に環境庁（現在環境省）が全国の地下水実態調査結果を発表し、有機塩素化合物による全国的な地下水汚染の実態が判明しました。本市においても汚染地域が判明しており、県とともに監視を続けています。

区域	調査地点数	汚染物質	検出地点数	飲用不適地点数	年間最高検出濃度（mg/ｌ）				飲用基準（mg/ｌ）
					14年度	15年度	16年度	17年度	
A 馬場 城町	12	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	5	3	3.1	2.7	0.9	0.9	0.01
		ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	4	2	0.007	0.067	0.541	0.35	0.03
B 日夏 清崎 南川瀬	12	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	4	1	0.49	0.04	0.04	0.03	0.01
C 湖岸	3	ひ素	2	2	0.043	0.047	0.036	0.031	0.01
D 鳥居本	1	ひ素	1	0	―	―	―	0.008	0.01

地下水汚染地域図

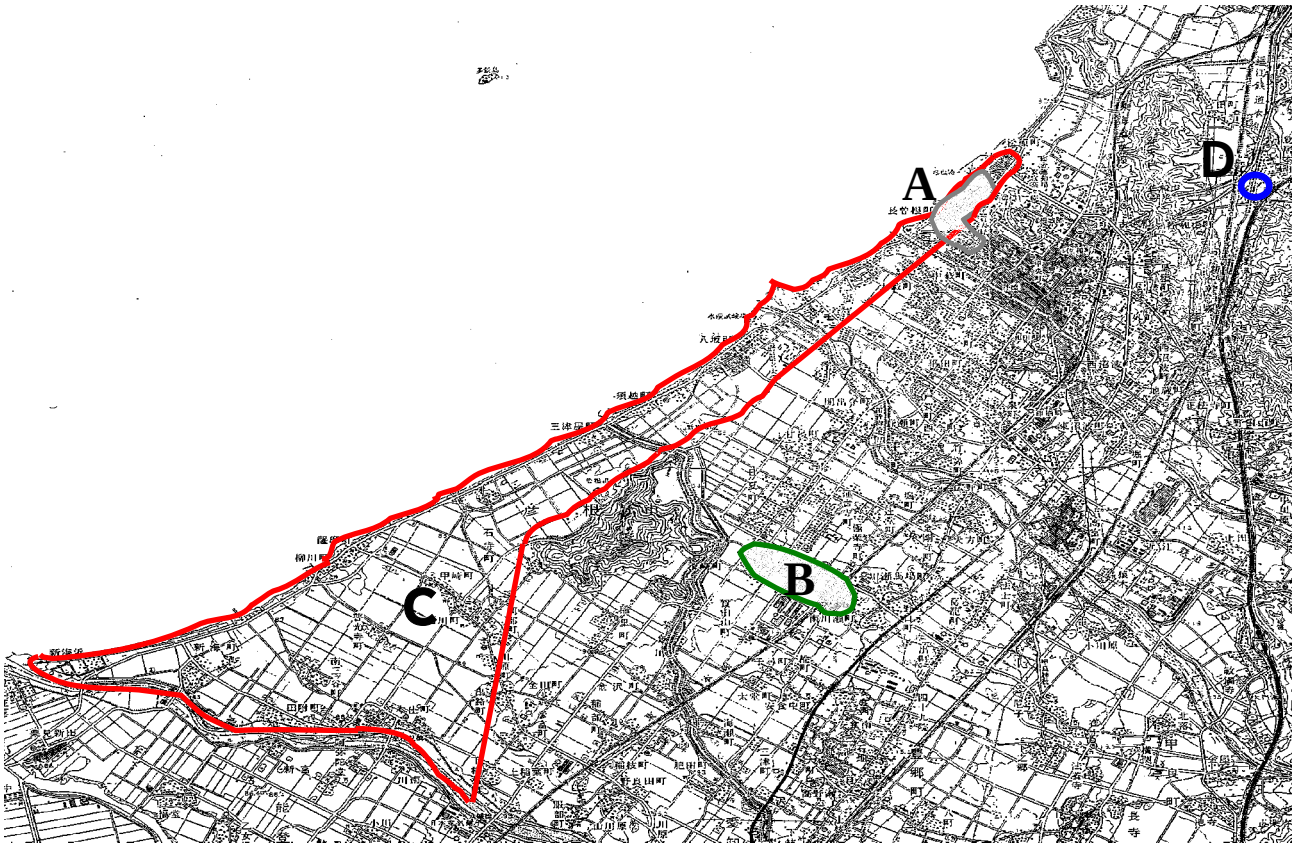

③ 琵琶湖の水質

生活環境の保全に関する環境基準

該当水域	項目類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間	
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数		
琵琶湖	AA	水道１級・水産１級・自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100 ml以下	南湖 (ハ)	北湖 (イ)

注)達成期間の(イ)は直ちに達成、(ハ)は５年を超える期間で可及的速やかに達成。

全窒素･全りんの環境基準　(mg/l)

	T－N	T－P
琵琶湖(Ⅱ類型)	0.2	0.01

透明度　(　m　)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	平　均
北湖	5.7	5.1	5.2	5.8	5.5	5.4	5.9	5.5
南湖	2.0	2.0	2.0	2.1	2.4	2.5	2.4	2.2

BOD　(mg／l)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	平　均
北湖	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6
南湖	1.2	1.0	1.0	1.1	1.0	0.9	0.9	1.0

COD　(mg／l)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	平　均
北湖	2.6	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.7	2.7
南湖	3.2	3.1	3.2	3.3	3.1	3.1	3.2	3.2

SS　(mg／l)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	平　均
北湖	1.3	1.4	1.1	1.0	1.2	1.1	1.1	1.2
南湖	5.6	6.2	5.1	4.8	3.7	3.4	3.4	4.6

T－N　(mg／l)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	平　均
北湖	0.33	0.30	0.27	0.25	0.32	0.29	0.29	0.29
南湖	0.39	0.40	0.32	0.34	0.36	0.33	0.32	0.35

T－P　(mg／l)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	平　均
北湖	0.008	0.008	0.009	0.008	0.009	0.008	0.008	0.008
南湖	0.018	0.019	0.019	0.018	0.016	0.016	0.017	0.018

クロロフィルａ　(μg／l)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	平　均
北湖	4.4	3.1	3.7	3.3	3.0	3.3	4.5	3.6
南湖	8.2	5.6	6.0	6.7	5.8	5.0	5.8	6.2

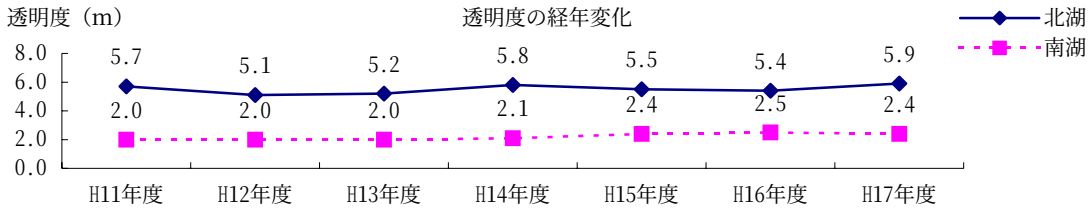
透明度（m）
透明度の経年変化
北湖
南湖
8.0
6.0
4.0
2.0
0.0
5.7
5.1
5.2
5.8
5.5
5.4
5.9
2.0
2.0
2.0
2.1
2.4
2.5
2.4
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度
H17年度

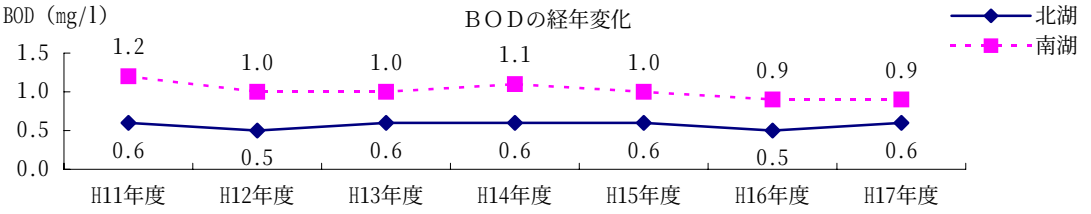
BOD（mg/l）
ＢＯＤの経年変化
北湖
南湖
1.5
1.0
0.5
0.0
1.2
1.0
1.0
1.1
1.0
0.9
0.9
0.6
0.5
0.6
0.6
0.6
0.5
0.6
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度
H17年度

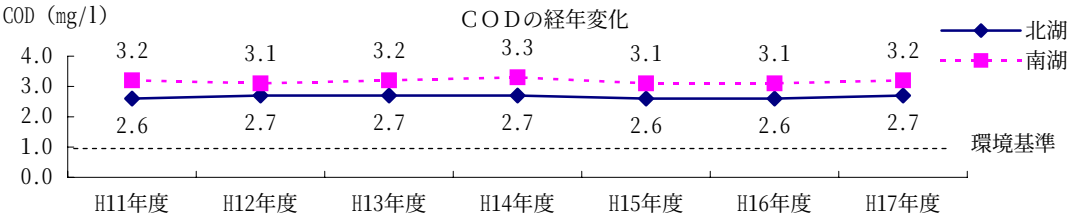
COD（mg/l）
ＣＯＤの経年変化
北湖
南湖
環境基準
4.0
3.0
2.0
1.0
0.0
3.2
3.1
3.2
3.3
3.1
3.1
3.2
2.6
2.7
2.7
2.7
2.6
2.6
2.7
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度
H17年度

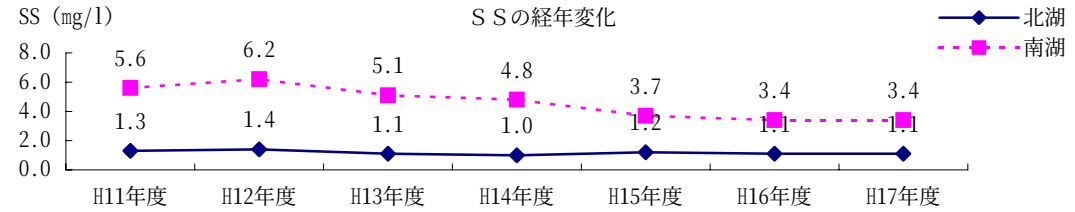
SS（mg/l）
ＳＳの経年変化
北湖
南湖
8.0
6.0
4.0
2.0
0.0
5.6
6.2
5.1
4.8
3.7
3.4
3.4
1.3
1.4
1.1
1.0
1.2
1.1
1.1
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度
H17年度

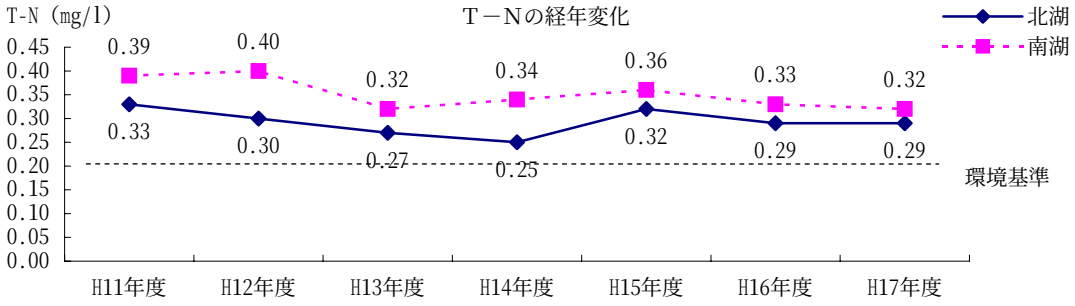
T-N（mg/l）
Ｔ－Ｎの経年変化
北湖
南湖
環境基準
0.45
0.40
0.35
0.30
0.25
0.20
0.15
0.10
0.05
0.00
0.39
0.40
0.32
0.34
0.36
0.33
0.32
0.33
0.30
0.27
0.25
0.32
0.29
0.29
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度
H17年度

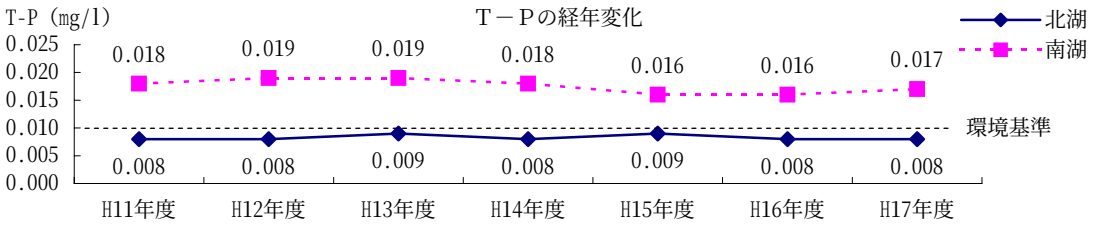
T-P（mg/l）
Ｔ－Ｐの経年変化
北湖
南湖
環境基準
0.025
0.020
0.015
0.010
0.005
0.000
0.018
0.019
0.019
0.018
0.016
0.016
0.017
0.008
0.008
0.009
0.008
0.009
0.008
0.008
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度
H17年度

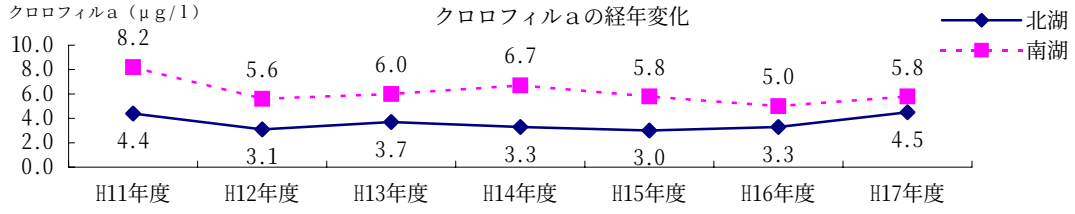
クロロフィルａ（μｇ/ｌ）
クロロフィルａの経年変化
北湖
南湖
10.0
8.0
6.0
4.0
2.0
0.0
8.2
5.6
6.0
6.7
5.8
5.0
5.8
4.4
3.1
3.7
3.3
3.0
3.3
4.5
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度
H17年度

④ 十王村の水

西今町にある十王村の水は、昭和60年に環境庁（現環境省）が選定した名水百選のひとつです。正方形の一角を切り取った変形五角形で、石の柵に囲まれています。また、水源地の中央には六角形のお堂があり、お地蔵様が祭られています。

本市では毎年水質の検査を実施しており、平成17年度も検査50項目すべてにおいて基準値を満たしていました。

平成１７年度十王村の水の水質

(mg／l)

検査項目	検査結果	飲用基準
一般細菌	0/ml	≦100/ml
大腸菌群	不検出	不検出
カドミウム及びその化合物	<0.001	≦0.01
水銀及びその化合物	<0.00005	≦0.0005
セレン及びその化合物	<0.001	≦0.01
鉛及びその化合物	<0.001	≦0.01
ひ素及びその化合物	<0.001	≦0.01
六価クロム化合物	<0.005	≦0.05
シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	≦0.01
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.8	≦10
ふっ素及びその化合物	<0.08	≦0.8
ホウ素及びその化合物	<0.1	≦1.0
四塩化炭素	<0.0002	≦0.002
1,4-ジオキサン	<0.005	≦0.05
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	≦0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	≦0.04
ジクロロメタン	<0.002	≦0.02
テトラクロロエチレン	<0.001	≦0.01
トリクロロエチレン	<0.003	≦0.03
ベンゼン	<0.001	≦0.01
クロロ酢酸	<0.002	≦0.02
クロロホルム	<0.001	≦0.06
ジクロロ酢酸	<0.004	≦0.04
ジブロモクロロメタン	<0.001	≦0.1
臭素酸	<0.001	≦0.01
総トリハロメタン	<0.001	≦0.1
トリクロロ酢酸	<0.02	≦0.2
ブロモジクロロメタン	<0.001	≦0.03
ブロモホルム	<0.001	≦0.09
ホルムアルデヒド	<0.008	≦0.08
亜鉛及びその化合物	<0.05	≦1.0
アルミニウム及びその化合物	<0.02	≦0.2
鉄及びその化合物	<0.03	≦0.3
銅及びその化合物	<0.05	≦1.0
ナトリウム及びその化合物	7.1	≦200
マンガン及びその化合物	<0.005	≦0.05
塩化物イオン	8.2	≦200
ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	43	≦300
蒸発残留物	110	≦500
陰イオン界面活性剤	<0.02	≦0.2
ジェオスミン	<0.000001	≦0.00001
2-メチルイソボルネオール	<0.000001	≦0.00001
非イオン界面活性剤	<0.005	≦0.02
フェノール類	<0.0005	≦0.005
有機物(全有機炭素（TOC）の量)	0.5	≦5
ｐＨ値	7.3	5.8～8.6
臭気	異常なし	異常なし
色度	0.5度未満	≦5度
濁度	0.1度未満	≦2度
腸管出血性大腸菌Ｏ１５７	不検出	

（２）土壌

本市では、毎年任意の３地点で採取した土壌について、カドミウム、鉛、クロム、ひ素、水銀、銅の６項目の重金属分析を行っています。

平成１７年度　土壌調査（溶出試験）　　（ｍｇ／ｌ）

	カドミウム	鉛	クロム（Ｔ－Ｃｒ）	ひ素	水銀	銅
１．松原町	<0.001	<0.005	<0.01	0.006	<0.0005	<0.1
２．大堀町（芹川）	<0.001	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.1
３．日夏町（安食川）	<0.001	<0.005	<0.01	0.009	<0.0005	<0.1
環　境　基　準	≦0.01	≦0.01	≦0.05(Cr^{6+})	≦0.01	≦0.0005	

土壌調査地点

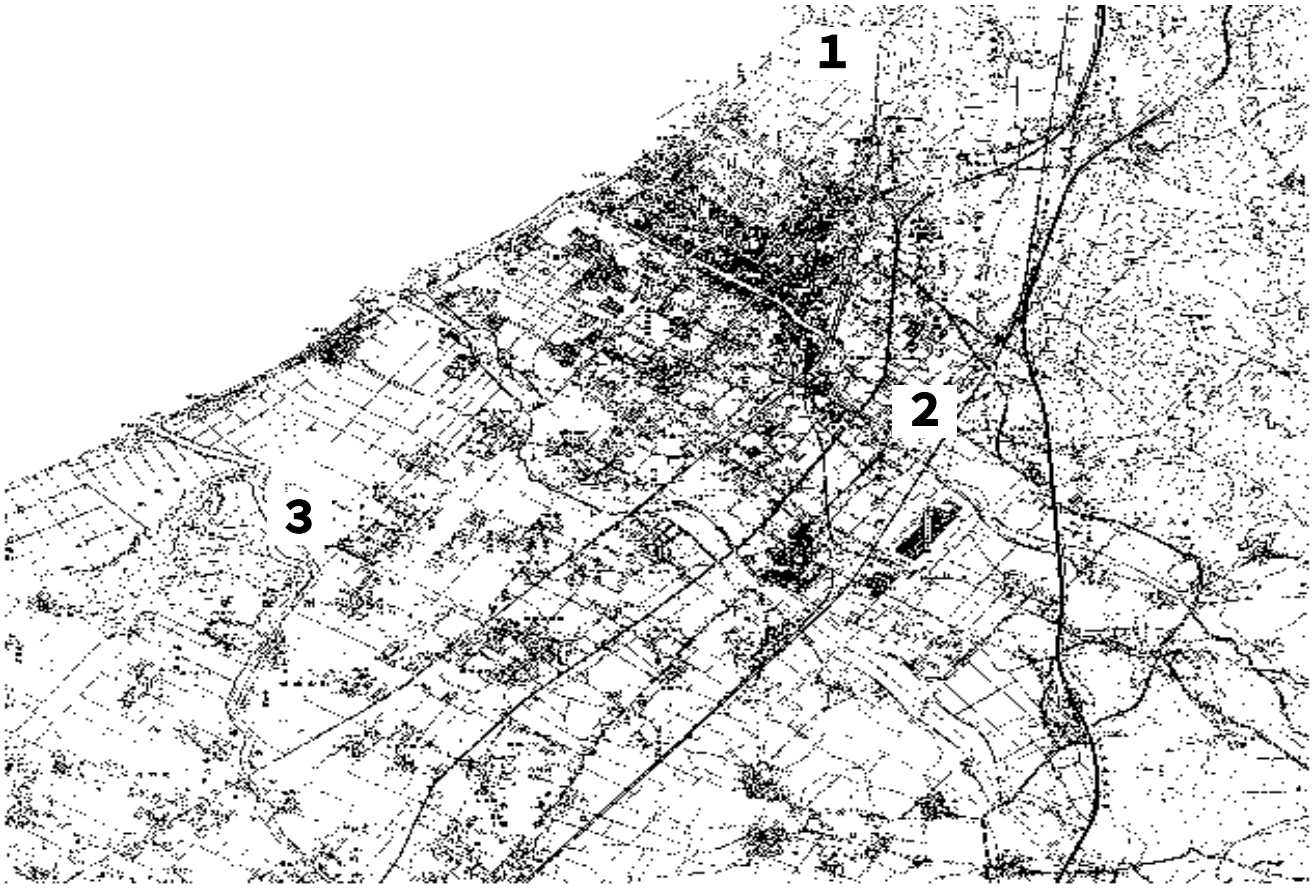

（３）大気

大気汚染は地域を越える広域的な問題であり、事業活動において燃焼時に発生する硫黄酸化物・すすなどの「ばい煙」や、物の破砕等による「粉じん」のほか、自動車の排ガスに含まれる窒素酸化物などにより引き起こされます。それらの汚染原因物質に対して、下の表のとおり法律で環境基準が定められており、本市では、県とともに監視を行っています。

大気汚染に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件
二酸化いおう	１時間の１日平均値が０．０４ppm以下であり、かつ、１時間値が０．１ppm以下であること。
一酸化炭素	１時間値の１日平均値が１０ppm以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が２０ppm以下であること。
浮遊粒子状物質[1)]	１時間値の１日平均値が０．１０㎎/㎥以下であり、かつ、１時間値が０．２０㎎/㎥以下であること。
光化学オキシダント[2)]	１時間値が０．０６ppm以下であること。
二酸化窒素	１時間値の１日平均値が０．０４ppmから０．０６ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
ベンゼン	１年平均値が０．００３㎎/㎥以下であること。
トリクロロエチレン	１年平均値が０．２㎎/㎥以下であること。
テトラクロロエチレン	１年平均値が０．２㎎/㎥以下であること。

１）浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が１０μｍ以下のものをいう。
２）光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

① 大気質の現況

東中学校に県の大気自動測定局が設置されており、大気環境の常時測定が行われています。いずれの項目にも大きな変化はなく、環境基準も満たしています。

大気質

(ppm)

	年　平　均　値						
	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
二酸化いおう（SO_2）	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
一酸化窒素（NO）	0.027	0.028	0.025	0.026	0.026	0.024	0.023
二酸化窒素（NO_2）	0.023	0.023	0.022	0.022	0.022	0.022	0.023
光化学オキシダント（O_X）1）	0.026	0.026	0.029	0.031	0.030	0.032	0.034

1）光化学オキシダント（O_X）は、昼間の１時間値の年平均値である。

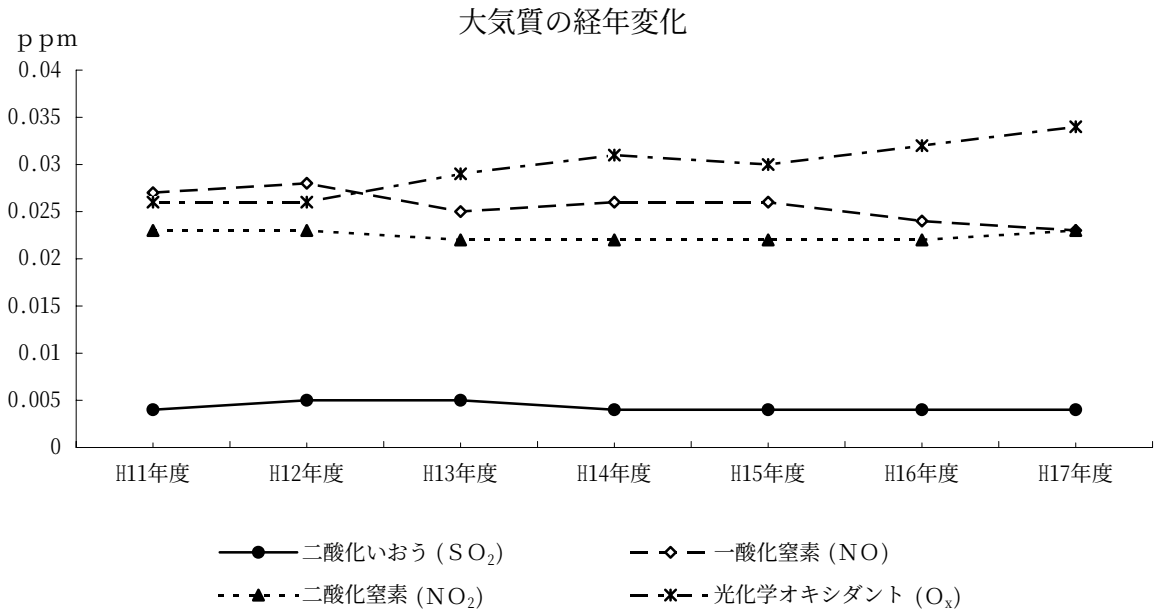

② 浮遊粒子状物質

本市では、毎月１回、市役所庁舎屋上において浮遊粒子状物質の測定を行っています。いずれの年度においても環境基準を満たしています。

浮遊粒子状物質

（ｍｇ／ｍ^3）

年　　度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
市役所屋上	0.030	0.028	0.025	0.013	0.032	0.081	0.014

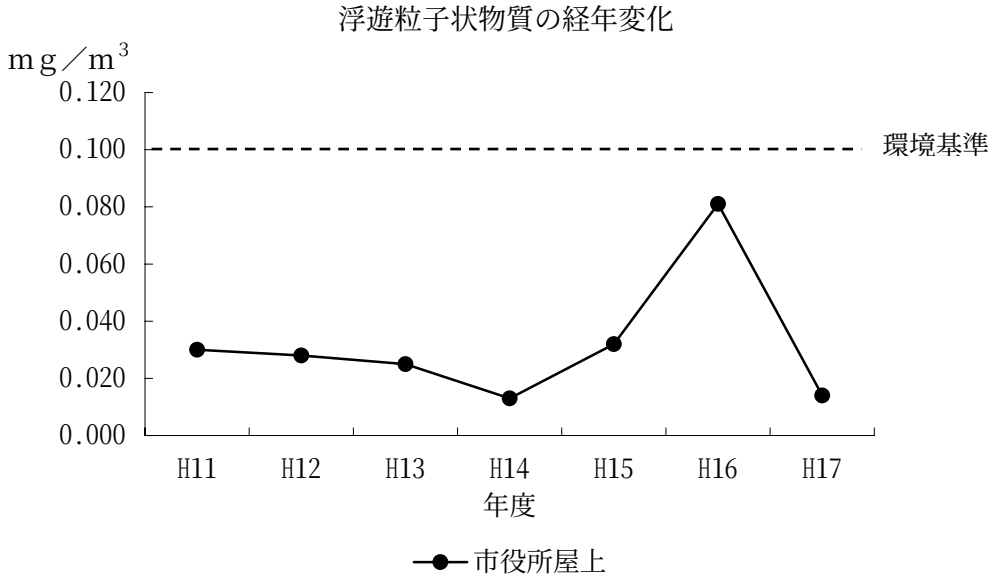

浮遊粒子状物質中重金属分析

浮遊粒子状物質中の重金属分析を、年２回、カドミウム、クロム、鉛、カルシウムの４項目について実施しており、その結果は以下のとおりです。

浮遊粒子状物質中重金属

		H13.9	H14.2	H14.7	H15.2	H15.5	H16.2	H16.8	H17.2	H17.7	H17.12
カドミウム	$10^{-3}\mu g/m^3$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.4	0.3	0.6	0.3	0.6
クロム	$10^{-2}\mu g/m^3$	0.1	0.2	0.1	0.3	0.3	0.2	1.0	0.0	1.1	1.0
鉛	$10^{-2}\mu g/m^3$	1.4	0.8	0.8	1.0	2.2	2.5	0.7	1.9	1.7	2.4
カルシウム	$\mu g/m^3$	2.0	0.9	0.5	0.6	4.1	1.8	1.2	1.7	0.0	0.0

浮遊粒子状物質中重金属の経年変化

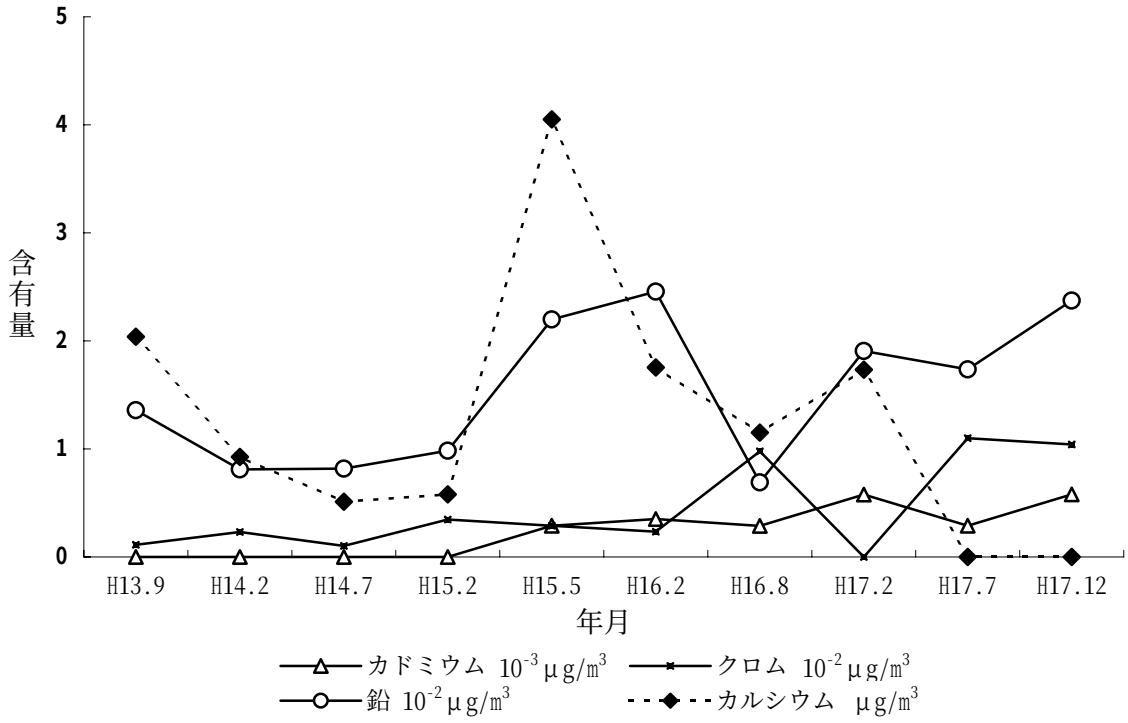

③ 降下ばいじん

里根町（１）

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	平均
貯水量（L）	8.53	7.38	7.23	7.13	9.50	8.42	9.14	8.19
ＣａＯ(t/Km^2/月)	0.08	0.10	0.08	0.09	0.10	0.51	0.17	0.16
Ｓｉ０$_2$(t/Km^2/月)	0.01	0.01	0.02	0.02	0.01	0.15	0.05	0.04
総量(t/Km^2/月)	1.75	1.70	1.69	1.72	1.46	2.98	3.64	2.14
ＣａＯ／総量	0.05	0.05	0.06	0.05	0.06	0.08	0.05	0.06

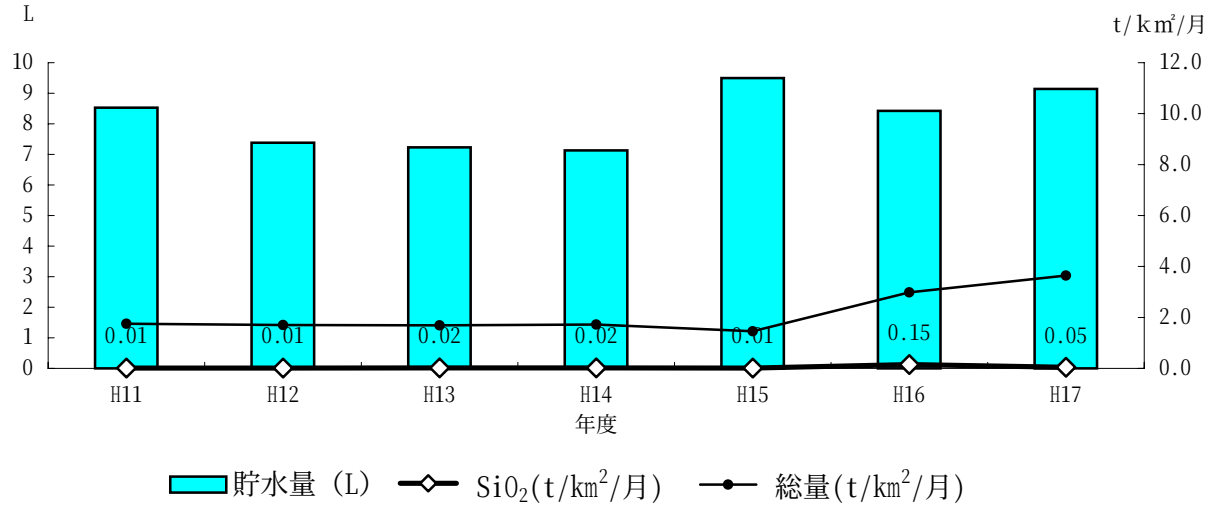

里根町（２）

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	平均
貯水量（L）	9.65	8.61	7.94	7.90	9.84	9.53	8.53	8.86
ＣａＯ(t/Km^2/月)	0.10	0.13	0.11	0.17	0.10	0.60	0.22	0.20
Ｓｉ０$_2$(t/Km^2/月)	0.02	0.01	0.05	0.03	0.02	0.14	0.05	0.05
総量(t/Km^2/月)	1.92	1.83	2.07	2.25	1.88	3.15	2.48	2.23
ＣａＯ／総量	0.05	0.05	0.07	0.05	0.08	0.06	0.09	0.06

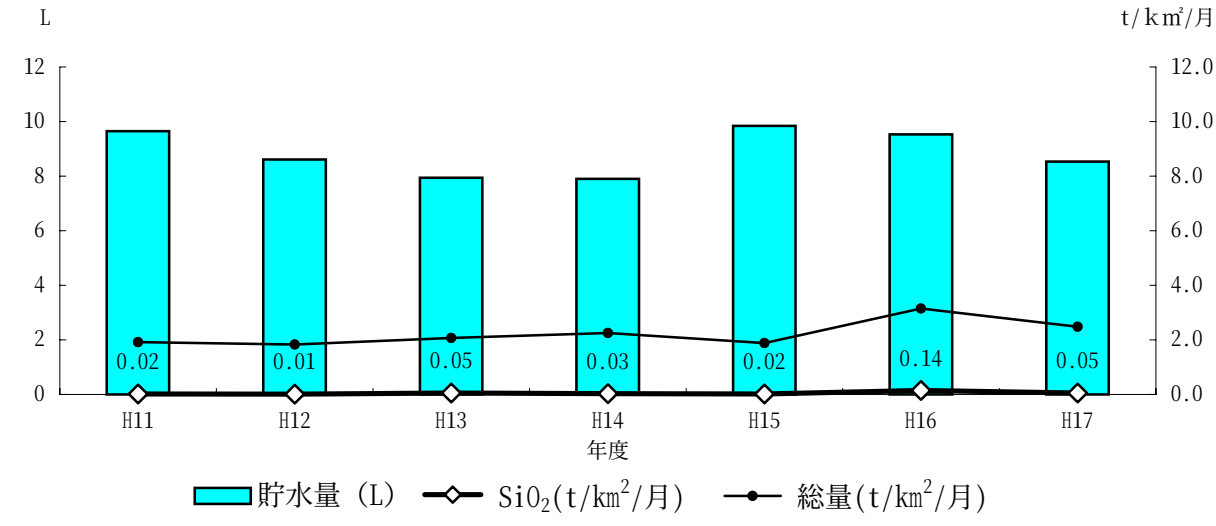

古沢町（沢２）

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	平均
貯水量（L）	9.90	9.14	7.93	7.72	10.98	9.81	9.50	9.28
ＣａＯ(t/Km^2/月)	0.18	0.22	0.24	0.20	0.18	0.66	0.31	0.28
ＳｉＯ$_2$(t/Km^2/月)	0.03	0.02	0.05	0.03	0.04	0.13	0.06	0.05
総量(t/Km^2/月)	2.70	3.31	4.17	2.66	2.80	4.67	4.09	3.49
ＣａＯ／総量	0.07	0.07	0.07	0.06	0.08	0.07	0.07	0.07

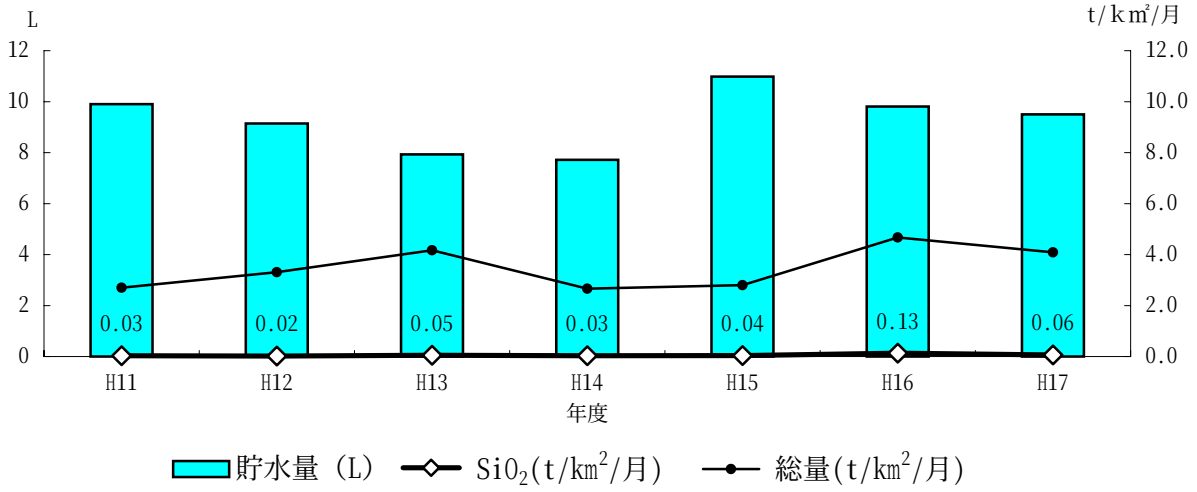

古沢町（松縄手１）

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	平均
貯水量（L）	8.90	8.74	8.11	7.90	10.48	9.63	9.51	9.04
ＣａＯ(t/Km^2/月)	0.16	0.21	0.15	0.22	0.25	0.37	0.19	0.22
ＳｉＯ$_2$(t/Km^2/月)	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.07	0.03	0.03
総量(t/Km^2/月)	2.30	2.53	2.01	1.94	1.75	2.66	2.51	2.24
ＣａＯ／総量	0.10	0.07	0.08	0.13	0.12	0.13	0.07	0.10

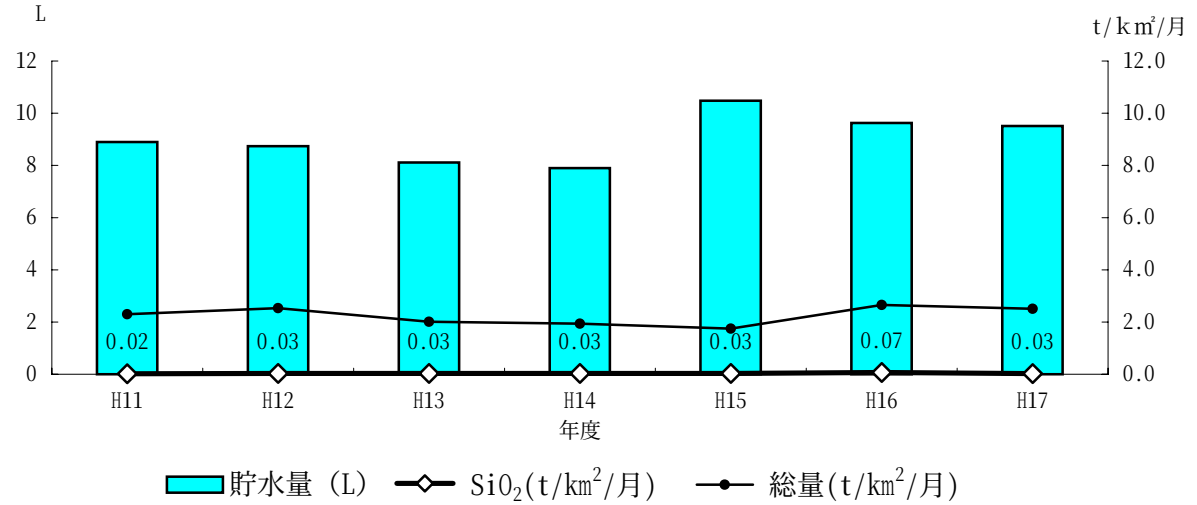

④ 光化学スモッグ

光化学スモッグは、夏季、陽射しが強く風の弱い日に発生しやすく、その影響は、人体に「目がチカチカする」、「のどが痛くなる」などといった症状を与えるほか、植物にもある種の症状を引き起こすことが知られています。

注意報等の発令基準

区　　分	発　　令　　基　　準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が０．１２ｐｐｍ以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められる時。
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が０．２４ｐｐｍ以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められる時。
光化学スモッグ 重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が０．４０ｐｐｍ以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められる時。

平成１７年度、彦根市では光化学スモッグ注意報等の発令はありませんでした。

（４）騒音・振動

音には、私たちの生活・活動にともなって発生するものもあり、工場で生産・加工を行う際に発生する機械音や、工事現場の解体・補修作業にともなって発生する音、自動車・新幹線などの交通機関の走行音、飲食店やカラオケ店よりもれてくる音、隣の家から聞こえる楽器音やペットの鳴き声等様々です。

音の感受性、つまり音を騒がしいと感じるか感じないかには個人差があり、騒がしいと感じた場合に、音は「騒音」として苦情につながることもあります。また、音を発生する側と受ける側との仲の良し悪しによっても、同じ大きさの音が騒音として認識されるか否かが左右されることもあり、こういった理由から、騒音は一概に定義することのできない難しい問題のひとつです。更に近年では、低周波音が新たな問題となっていますが、人の耳には聞き取りにくい低い周波数の空気振動であることや、一般の音に比べ塀等による減衰および空気や地表面による吸収等も小さく、一般の騒音に比べ影響範囲が大きくなることもあり発生源の特定が難しいほか、人体への影響等もはっきりしていないのが現状です。

著しい騒音・振動を発生する施設を有する工場・事業場や特定建設作業については、騒音規制法・振動規制法によって「規制基準」が定められているほか、交通機関や地域においても、維持されることが望ましい「環境基準」が法・条例で定められており、本市ではそれらの基準に基づいて、騒音・振動からの生活環境の保全にあたっています。

環境騒音

本市では、市の全域をメッシュで区分し、毎年度環境騒音の調査を行っています。平成１７年度は下記の１６地点で調査を実施し、任意の一日について、昼間、夜間の２時間帯ごとに集計を行いました。

平成１７年度環境騒音調査結果

(dB)

地点番号	測　定　地　点	用　途　地　域	地域類型	測定値	
				昼	夜
1	松原グリーンハイツ	第1種中高層住居専用地域	A	45	40
2	高根団地	第1種中高層住居専用地域	A	58	54
3	東地区公民館	商業地域	C	57	46
4	彦根ニュータウン第１公園	第1種低層住居専用地域	B	50	39
5	市立病院前	第1種中高層住居専用地域	A	65	60
6	芹川団地	第1種住居地域	A	47	41
7	湖上平公園Ａ	第1種中高層住居専用地域	A	48	44
8	旭森幼稚園付近	第1種住居地域	A	47	47
9	須越町公民館	市街化調整区域	B	47	45
10	高宮出張所	第1種住居地域	B	59	48
11	日夏ニュータウン第３公園	第1種中高層住居専用地域	A	56	51
12	南本町会館	近隣商業地域	C	53	50
13	柳川町	市街化調整区域	B	48	46
14	日吉天満宮	市街化調整区域	B	42	34
15	出路町新道タカタ裏	市街化調整区域	B	54	46
16	稲部町	第1種中高層住居専用地域	A	54	44

＊　　は環境基準値超過

騒音に係る環境基準

(dB)

地域類型	区　分	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
A	一般地域	55	45
	2車線以上の道路に面する地域	60	55
B	一般地域	55	45
	2車線以上の道路に面する地域	65	60
C	一般地域	60	50
	車線を有する道路に面する地域	65	60

環境騒音測定地点

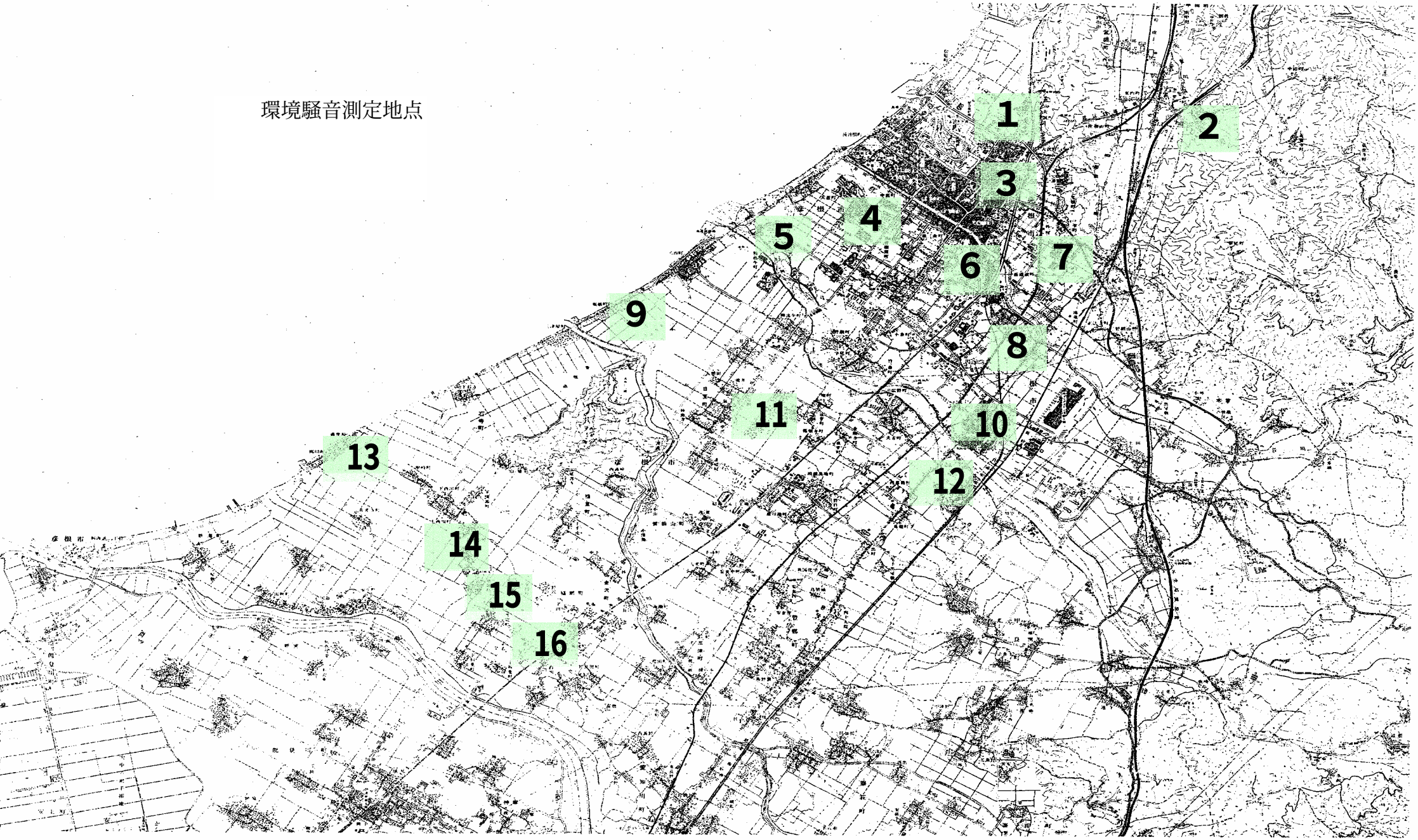

騒音にかかる規制基準

I）特定工場において発生する騒音の規制基準　(dB)

	朝 午前６時～ 午前８時	昼　間 午前８時～ 午後６時	夕 午後６時～ 午後１０時	夜　間 午後１０時～ 翌日の午前６時
第１種区域	45	50	45	40
第２種区域	50	55	50	45
第３種区域	60	65	65	55
第４種区域	65	70	70	60

1）第１種区域　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
　第２種区域　住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
　第３種区域　住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
　第４種区域　主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

2）第２種区域、第３種区域、第４種区域内に所在する学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第７条に規定する保育所、医療法第１条第１項に規定する病院および第２項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館、ならびに老人福祉法第１４条第１項第２号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね５０ｍの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ５dBを減じた値とする。

騒音規制区域区分と騒音環境基準の地域類型あてはめとの関係

地域	区域区分	騒音環境基準の地域類型
住居系地域	第１種区域	A
	第２種区域	B
商業系　・ 工業系地域	第３種区域 第４種区域	C

ｉ）Ａ類型：第１種低層住居専用地域、第２種低層住宅専用地域、第１種中高層住居専用地域
　　第２種中高層住居専用地域
　Ｂ類型：第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域
　Ｃ類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

II）特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別 ＼ 特定建設作業 区域	くい打機等を用いる作業	びょう打機等を用いる作業	さく岩機を用いる作業	空気圧縮機を用いる作業	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ等を用いる作業	ﾊﾞｯｸﾎｳ、ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ、ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰを用いる作業
基　準　値 ①②	８５　dB					
作業時間 ①	午後７時～午前７時の時間内でないこと					
作業時間 ②	午後10時～午前６時の時間内でないこと					
1日当たりの作業時間※ ①	１０時間／日を超えないこと					
1日当たりの作業時間※ ②	１４時間／日を超えないこと					
作業期間 ①②	連続６日を超えないこと					
作　業　日 ①②	日曜日その他の休日ではないこと					

ｱ）基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値
ｲ）基準値を越えている場合、騒音の防止の方法のみならず、１日の作業時間を※欄に定める時間未満４時間以上の間において短縮することを勧告または命令できる。
ｳ）上表の地域の区分①、②は以下のとおりである。

①	１号区域	特定工場等の騒音に係る第１種、第２種、第３種区域の全域および第４種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別老人ホームの敷地周辺８０ｍの区域
②	２号区域	特定工場の騒音に係る指定区域のうち上記を除く区域

振動にかかる規制基準

I）特定工場において発生する振動の規制基準　　(dB)

区域＼時間		昼間	夜間
		午前８時～午後７時	午後７時～午前８時
第１種区域		60	55
第２種区域	Ⅰ	65	60
	Ⅱ	70	65

1）第１種区域　：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
　第２種区域Ⅰ：住民の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある地域
　第２種区域Ⅱ：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する区域
2）第２種区域にあって、学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲５０ｍの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値から５dB減じた値とする。

II）特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制種別＼特定建設作業 区域		くい打機等を用いる作業	鋼球を用いて破壊する作業	舗装版破砕機を用いる作業	ﾌﾞﾚｰｶｰ
基　準　値	①②	７５　dB			
作業時間	①	午後７時～午前７時の時間内でないこと			
	②	午後10時～午前６時の時間内でないこと			
１日当たりの作業時間※	①	１０時間／日を超えないこと			
	②	１４時間／日を超えないこと			
作業期間	①②	連続６日を超えないこと			
作　業　日	①②	日曜日その他の休日ではないこと			

ｱ）基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。
ｲ）基準値を越えている場合、振動の防止の方法のみならず、１日の作業時間を※欄に定める時間未満４時間以上の間において短縮することを勧告または命令できる。
ｳ）上表の区域の区分は以下のとおりである。

①	１号区域	特定工場の振動に係る第１種、第２種Ⅰ区域の全域および第２種Ⅱ区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別老人ホームの敷地周辺８０ｍの区域
②	２号区域	特定工場の振動に係る指定区域のうち上記を除く区域

（５）廃棄物

一般廃棄物を大きく分類するとごみとし尿（浄化槽汚泥を含む）に分けられます。本市では清掃センターと彦根犬上広域行政組合中山投棄場においてこれらの廃棄物の処理を行っています。

また、廃棄物であっても、それが資源として活用できるものについては積極的に活用する必要があります。本市では「びん類」「缶・金属類」「ペットボトル」の３品目について分別収集を行い、再資源化を進めています。ペットボトルに関しては地域による拠点回収に加え、市内各地に設置したペットボトル回収機による収集も行っています。また、新聞・雑誌などの古紙については、地域の団体等によって集団回収が行われ、これに対し、市はリサイクル奨励金を交付するなど、リサイクルに対する意識の高揚を図っています。

平成１４年１０月１日からは、正しい分別の徹底によるごみの減量化を目的として、「燃やせるごみ」、「プラスチック類」及び「陶器類・その他」の三種類について半透明のポリ袋を導入し、さらに、平成１５年１０月１日からはプラスチックごみについて資源化を開始して、よりいっそうの廃棄物リサイクルに取り組み始めました。

一般廃棄物処理フロー

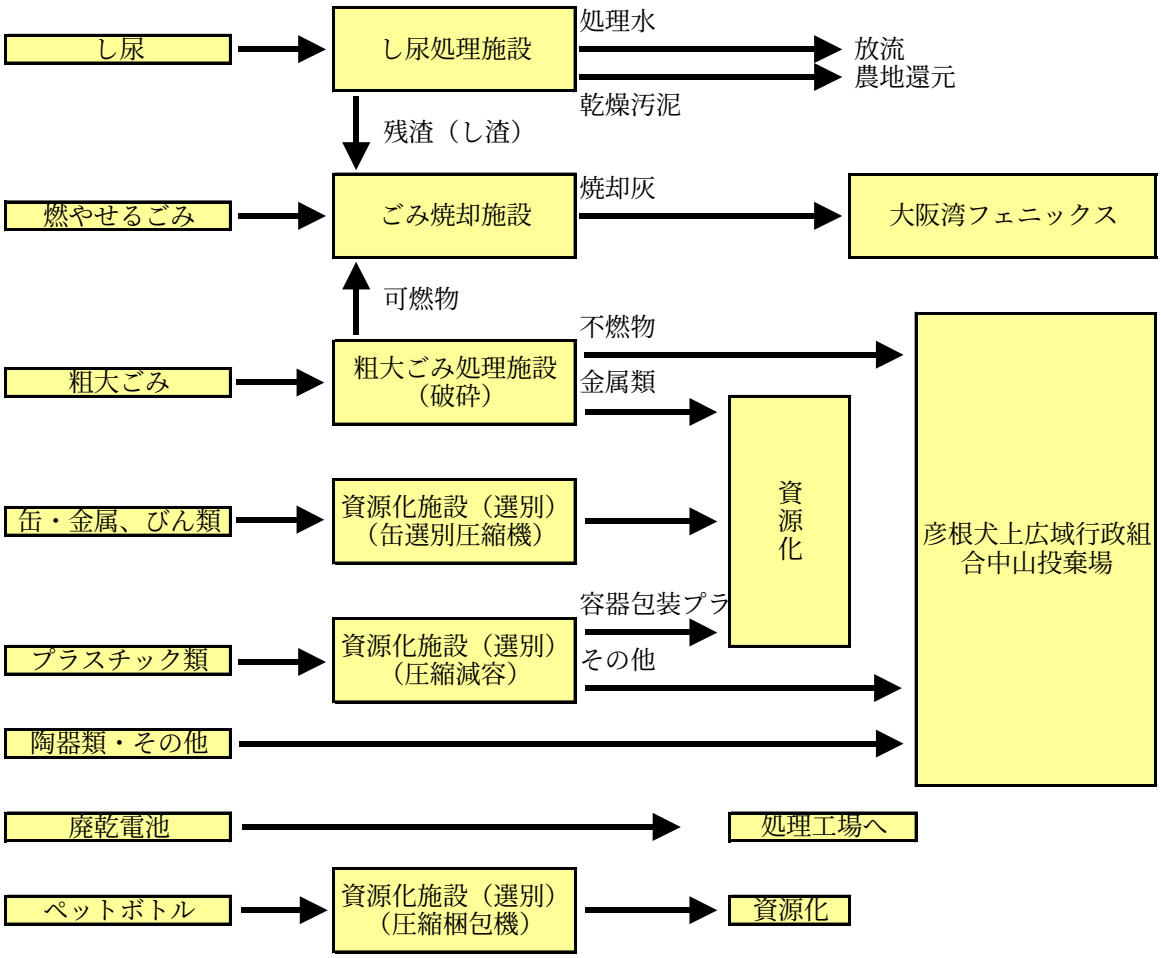

① ごみ

燃やせるごみ搬入量

年度	可燃物（ｔ）
H8	28,659
H9	30,818
H10	30,236
H11	30,780
H12	31,734
H13	32,997
H14	32,562
H15	32,710
H16	32,396
H17	32,804

燃やせるごみ組成（dry.wt%）

年度	紙・布類	木・竹・わら	厨芥類	ﾋﾞﾆｰﾙ類	不燃物類	その他
H8	54.9	7.3	16.0	10.5	4.0	7.3
H9	60.5	11.1	9.5	9.5	3.7	5.7
H10	60.1	9.8	10.9	10.3	5.2	3.7
H11	60.5	5.2	8.5	14.1	2.1	9.6
H12	67.7	5.3	1.9	19.5	2.4	3.2
H13	61.0	10.8	7.1	13.5	2.4	5.2
H14	66.5	9.3	5.7	11.3	1.4	5.8
H15	63.2	13.6	8.8	8.2	1.1	5.1
H16	67.1	7.5	7.9	11.0	2.0	4.5
H17	61.1	8.9	10.1	10.1	2.4	7.5

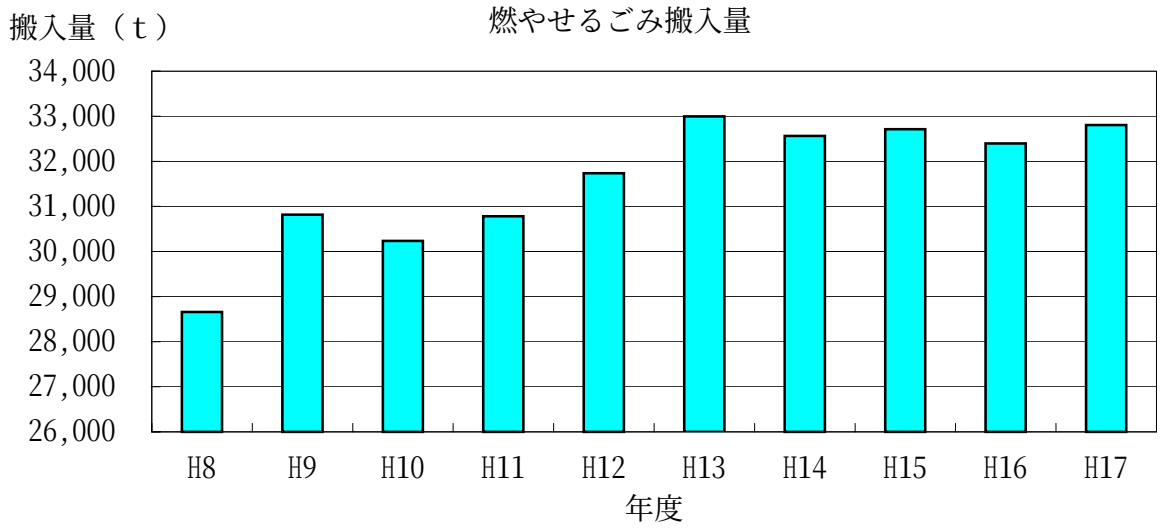

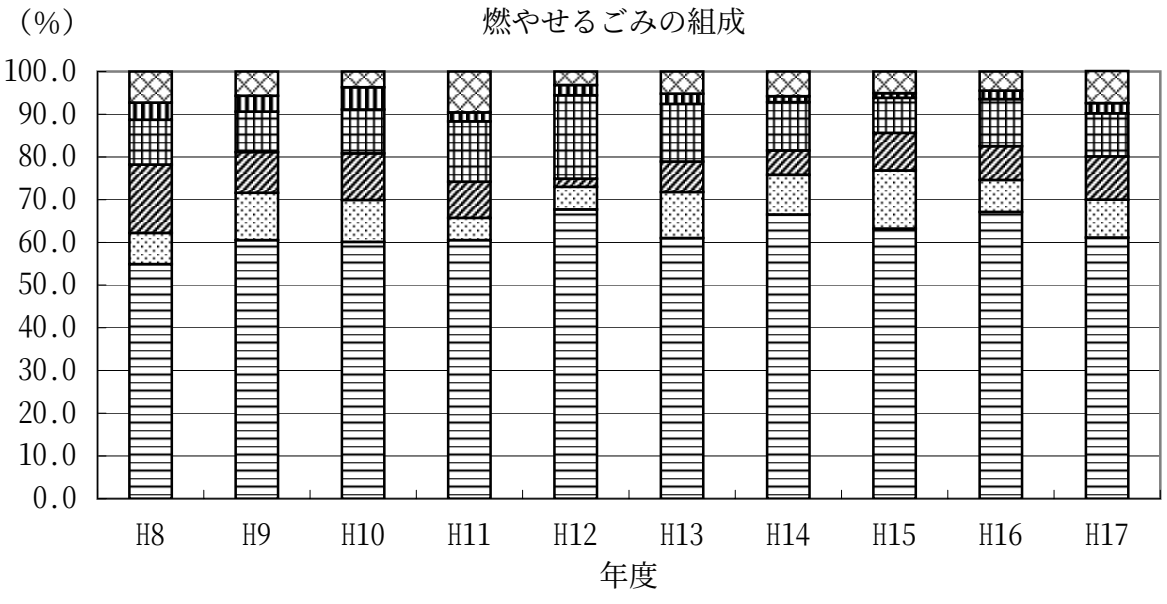

燃やせないごみ種類別搬入量（ｔ）

年度	廃プラ	粗大	陶器類他※	缶・金属	ビン
H8	1,930	3,188	737	869	1,284
H9	2,012	3,107	703	831	1,329
H10	2,287	3,035	937	762	1,284
H11	2,416	2,845	1,126	702	1,249
H12	2,476	4,370	1,311	735	1,270
H13	2,470	1,631	1,292	754	1,324
H14	2,573	1,900	1,271	685	1,329
H15	2,632	1,756	1,191	495	1,224
H16	2,672	1,593	1,225	441	1,178
H17	2,747	1,502	1,266	427	1,174

※ 陶器類他は市内直営収集分

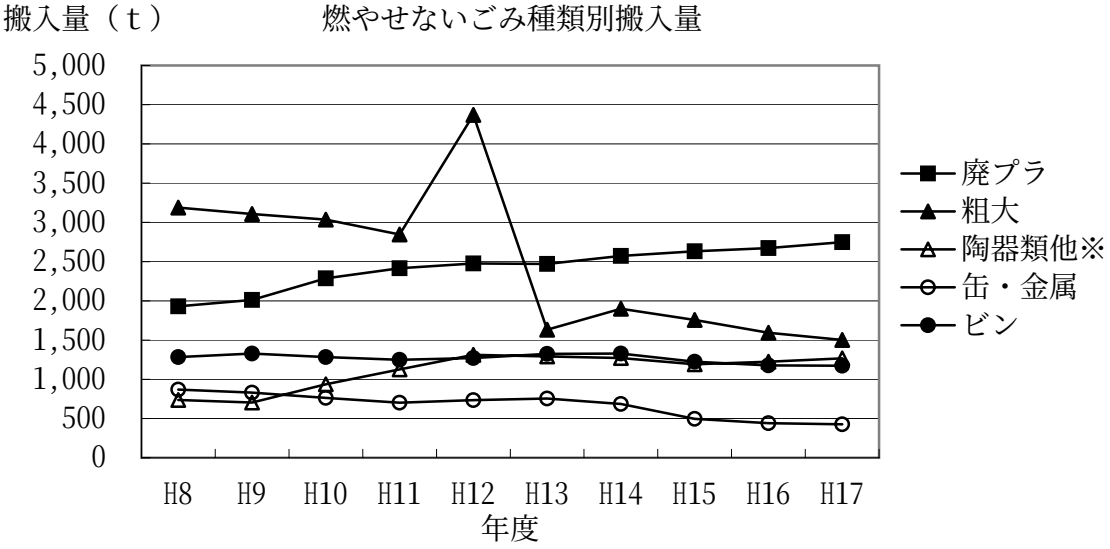

廃乾電池収集量（kg）

年度	乾電池
H8	15,216
H9	25,828
H10	28,247
H11	27,568
H12	29,164
H13	21,136
H14	23,957
H15	29,400
H16	27,229
H17	24,089

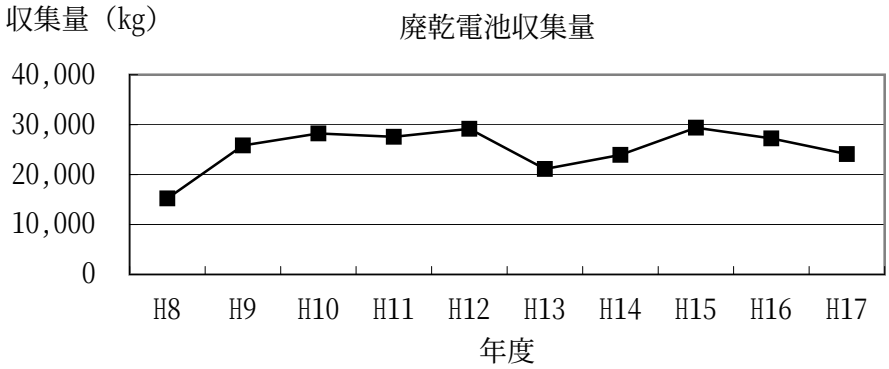

ＰＥＴボトル回収量（ｔ）

年度	ＰＥＴボトル
H12	66.8
H13	68.1
H14	76.5
H15	143.2
H16	216.4
H17	229.9

② し尿等

生し尿・浄化槽汚泥搬入量（kl）

年度	生し尿	浄化槽汚泥			合計
		単独	合併	浄化計	
H8	31,617	10,351	16,661	27,012	58,629
H9	29,985	9,405	14,455	23,860	53,845
H10	28,117	11,032	15,685	26,717	54,834
H11	26,629	8,679	19,983	28,662	55,291
H12	24,720	9,856	16,541	26,397	51,117
H13	23,637	11,504	16,954	28,458	52,095
H14	21,190	8,482	19,762	28,244	49,434
H15	20,332	8,045	18,183	26,228	46,560
H16	18,546	7,586	16,915	24,501	43,047
H17	16,551	7,997	15,513	23,490	40,041

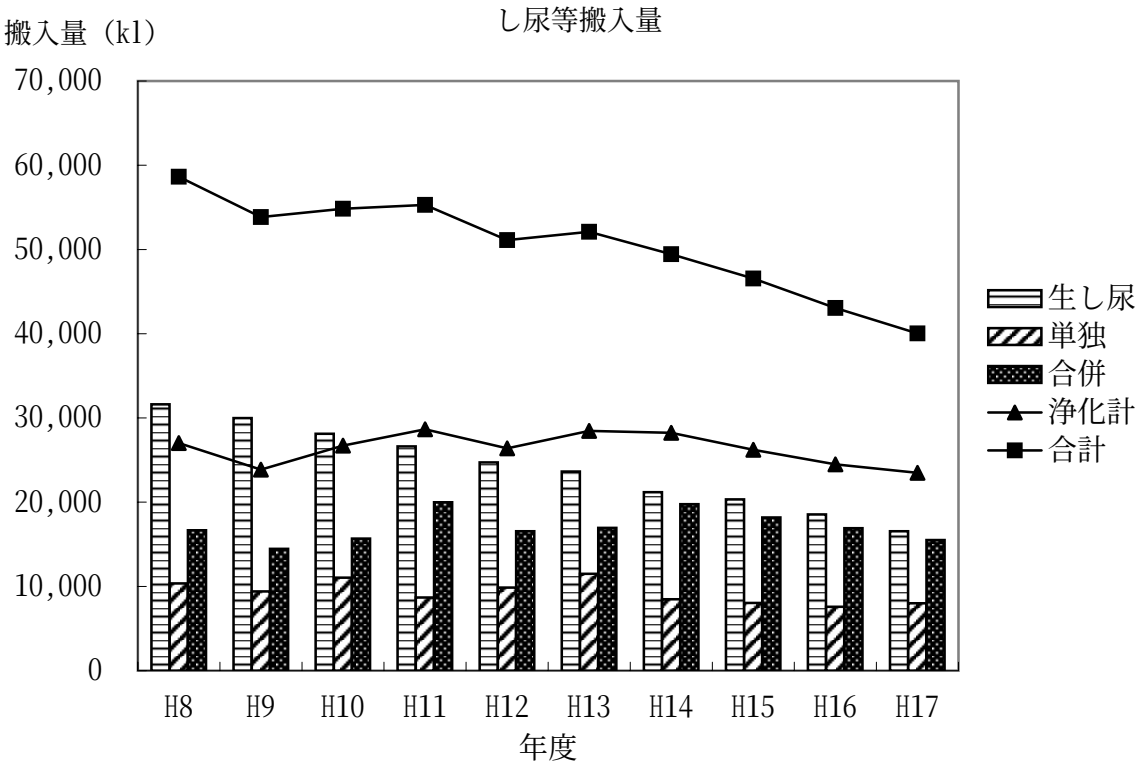

年度	残渣（ｔ）		放流水
	し渣	乾燥汚泥	（m^3）
H8	218.04	548.81	312,965
H9	156.96	530.18	377,808
H10	152.00	546.78	347,354
H11	124.78	541.98	350,467
H12	99.00	597.26	351,769
H13	94.94	641.16	344,200
H14	84.00	610.04	321,315
H15	81.66	526.24	344,899
H16	72.96	495.18	345,116
H17	71.10	462.30	387,273

し　　渣：し尿処理施設の前処理機（スクリーン）にかかったごみ
プレス後の水分約６０％
本市の場合、焼却場へ搬入されている

乾燥汚泥：生物処理の余剰汚泥および脱りん工程での凝集汚泥を脱水乾燥したもの
水分約２０％以下
全量、肥料として農地還元されている

③ 古紙等集団回収

古紙等集団回収量

(t)

年度	段ボール	新聞	雑誌	繊維類	合計
H8	494	2,240	1,015	293	4,042
H9	395	1,681	661	225	2,962
H10	378	1,540	1,038	217	3,173
H11	366	1,254	898	199	2,717
H12	358	1,176	1,005	210	2,749
H13	362	1,389	757	31	2,539
H14	348	1,244	732	4	2,328
H15	382	1,349	750	7	2,487
H16	361	1,402	689	6	2,458
H17	400	1,774	765	10	2,949

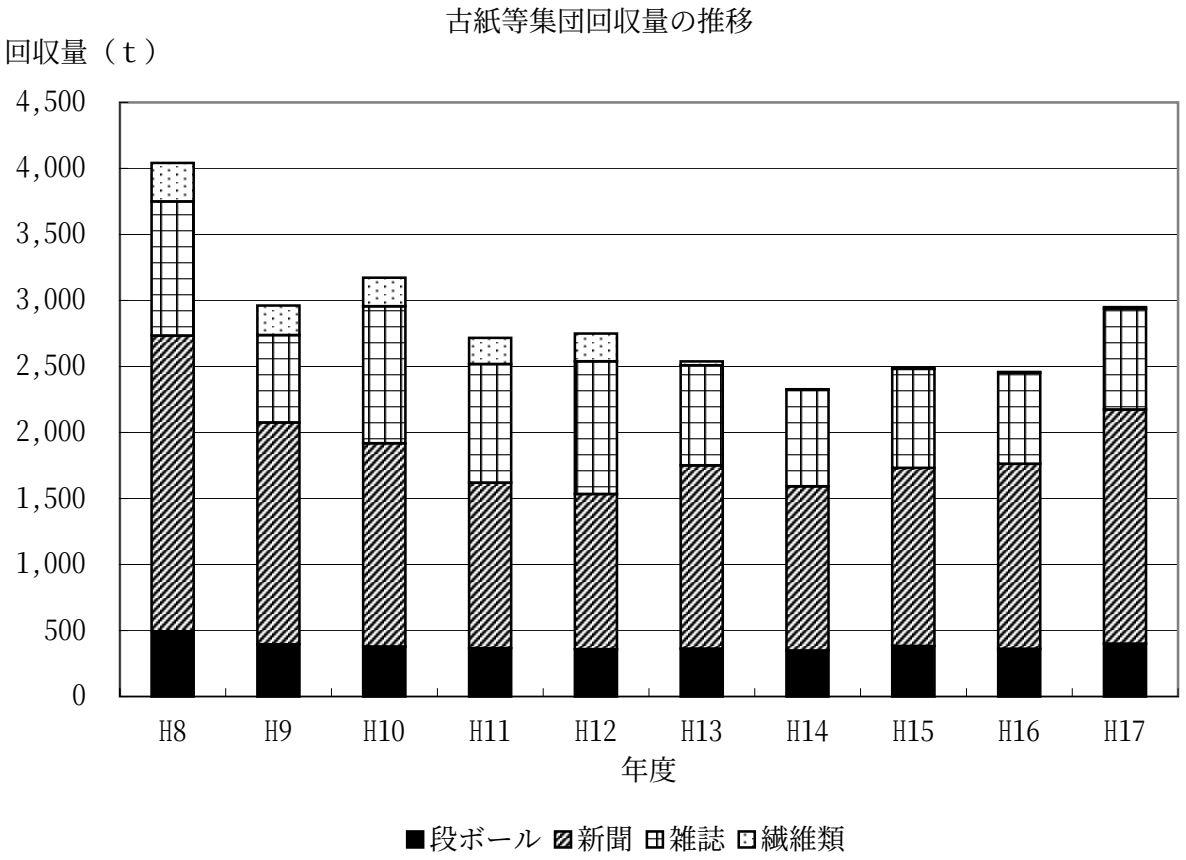

④ ＰＥＴボトル回収機投入状況

平成１７年度ＰＥＴボトル回収量

(本)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ビバシティ	2,553	3,027	2,861	3,181	3,930	3,559	3,109	2,137	1,905	2,178	2,017	2,139	32,596
パリヤ	5,016	6,257	6,323	7,733	9,809	8,373	7,070	5,544	3,874	4,817	4,920	5,833	75,569
フタバヤ	8,092	9,890	9,739	11,090	15,620	12,161	10,661	6,355	6,043	8,065	5,819	7,156	110,691
市役所前	68												68
丸善	1,321	1,258	1,611	1,685	2,341	1,733	1,653	1,090	1,057	1,407	1,007	1,104	17,267
平和堂日夏	2,848	3,220	3,084	3,315	4,267	3,125	3,032	1,845	1,710	2,261	1,705	1,965	32,377
稲枝フレンドマート	900	1,099	815	893	981	1,280	781	790	612	740	561	749	10,201
アルプラザ彦根	210	206	188	14	300	427	475	405	243	160	183	158	2,969
リサイクルステーション	172												172
合計	21,180	24,957	24,621	27,911	37,248	30,658	26,781	18,166	15,444	19,628	16,212	19,104	281,910

平成１７年度ＰＥＴボトル回収量の推移

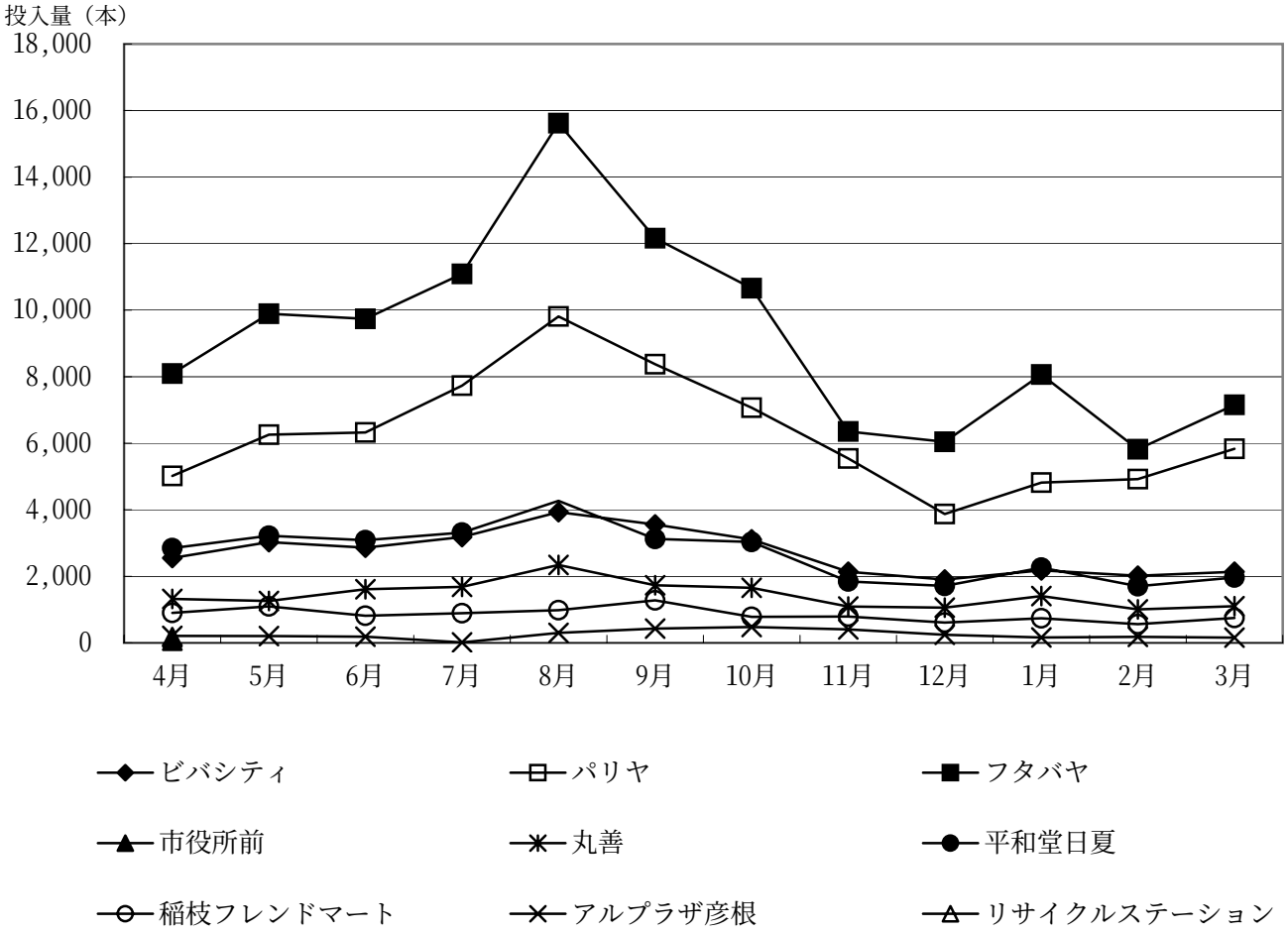

⑤ ポイ捨て禁止条例

彦根市では、ごみの散乱および犬のふん害から市民の快適な生活を守り、良好な環境を保全することを目的として、平成１４年１０月１日より「彦根市ごみの散乱およびふん害のない美しいまちづくり条例」を施行しています。

主な内容

屋外に出たごみを持ち帰って、適正に処分しなければなりません。

事業活動により生じたごみは事業者が清掃をしなければなりません。

犬を飼う人は、ふん害を防止し、生活環境が損なわれないように努めなければなりません。また、犬を連れて歩く時は、ふんを回収する用具を携帯し、犬がふんをしたときは、回収しなければなりません。

外で喫煙する時は、吸殻入れのある場所で喫煙するか、携帯用吸殻入れを持ち、たばこの吸殻の散乱防止に努めなければなりません。

イベントを行う人は、ごみの発生を抑制する企画に努めなければなりません。また、開催場所および周辺の清掃をしなければなりません。

自動販売機設置者は、自動販売機に回収容器を設置し、適正に管理するとともにその周辺を清掃しなければなりません。

宣伝物、印刷物を配布した人は、配布した場所およびその周辺に散乱している配布物を回収しなければなりません。

ごみのポイ捨てや犬のふんを放置すると

まず　①必要な措置をするよう**指導**します。
次に指導に従わなければ　②期限を定めた**勧告**を行います。
その勧告に従わなければ　③その勧告に従うよう**命令**します。
その命令に従わなければ　④**２万円以下の罰金**に処します。

（６）生活排水対策

生活排水は、トイレ、台所、洗濯、風呂などから出される生活に起因する排水のことをいい、公共水域の汚濁原因の一つとしてあげられます。

この生活排水の対策を推進するためには、公共下水道をはじめとした生活排水処理施設の整備はもとより、各家庭から出される汚濁物質を削減するための環境保全意識の啓発活動などを総合的に推進していく必要があります。

彦根市では、公共下水道を主体とした整備を進める一方、合併処理浄化槽の設置による対策を実施しています。なお、農業振興地域の７地区は、農業集落排水施設事業が完了しています。生活排水対策は、平成１３年３月に改訂しました「彦根市生活排水対策推進計画」により基本方針や目標を設定し推進しているほか、市内を流下する主な河川については「彦根市環境基本計画および地域行動計画」において市独自の水質目標値を定めています。

① 公共下水道

琵琶湖流域下水道東北部処理区の関連公共下水道として平成３年に供用を開始し、順次整備を進めています。平成１７年４月１日現在では６６．６％の人口普及率となりました。

公共下水道の推移

年　度	下水道処理施設への総流入量（㎥／年）	下水道人口普及率（％）	処理区域内人口（人）	処理区域内世帯数（世帯）
平成　9 年度	8,110,261	31.2	32,699	11,807
10 年度	9,929,920	34.6	36,549	13,198
11 年度	11,731,710	37.1	39,612	14,532
12 年度	13,928,263	40.4	43,444	16,033
13 年度	16,196,992	43.7	47,395	17,864
14 年度	18,473,307	48.2	52,362	19,529
15 年度	21,580,520	53.6	58,350	21,534
16 年度	24,045,134	59.7	65,104	23,788
17 年度	25,383,407	63.4	69,619	25,293
18 年度	－	66.6	73,413	26,557

・人口普及率、人口、世帯数は４月１日現在

・下水道普及率＝ $\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}}$ ×１００

② 農業集落排水

平成５年から供用を開始した新海地区をはじめ、７地区１３集落に農業集落排水施設が整備されています。

農業集落排水施設の整備状況

処　理　区 (供用開始年月)	処理区内人口（人）	使用人数(人)	供用率（%）
新　　海(H5.4)	750	742	98.9
南三ツ谷(H6.6)	723	712	98.4
本　　庄(H7.4)	1,283	1,221	95.1
服　　部(H7.4)	718	687	95.6
両　　浜(H7.4)	745	736	98.7
下 石 寺(H8.8)	400	384	96.0
稲　　里(H9.4)	702	659	93.8
合計（7処理区）	5,321	5,141	96.6

（平成 18 年 3 月 31 日現在）

③ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、トイレからの排水だけを処理する従来の単独処理浄化槽とは異なり、生活排水を併せて処理する浄化槽で、公共水域への汚濁負荷が少なく、適正な維持管理により高い生活排水処理能力を有することや設置整備費用も比較的安価で短期間で使用開始できるなど生活排水対策として高く評価できます。

彦根市では、下水道などの面的整備が困難な区域あるいは整備までに時間を要する区域においては、合併処理浄化槽により対策を進めており、昭和６２年度から合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を導入し、合併処理浄化槽の設置を積極的に推進しています。

浄化槽の設置状況

年　　度	単独処理浄化槽（基）	合併処理浄化槽（基）	うち補助（基）
平成　9 年度	119	269	125
10 年度	159	297	134
11 年度	38	342	153
12 年度	0	283	172
13 年度	0	250	132
14 年度	0	226	128
15 年度	0	253	115
16 年度	0	180	91
17 年度	0	170	70

（７）自然環境

彦根市では、平成 11 年度より自然環境調査を実施してきました。本調査は、調査対象ごとに専門の指導員と一般市民の調査員とで植物、昆虫、淡水魚類、哺乳類、鳥類について実施しました。平成 17 年 3 月に調査結果を「彦根市で大切にすべき野生生物」としてまとめており、ここではその内容の一部を紹介します。

「彦根市で大切にすべき野生生物」に掲載された全野生生物種（亜種、変種を含む）1951 種のうち、貴重種として 328 種を選定しました。分野別、カテゴリー別の内訳は貴重種種数一覧表のとおりです。

貴重種種数一覧表　（種）

カテゴリー	植物	哺乳類	鳥類	昆虫	淡水魚類	小計
絶　滅　種	4	2	0	2	1	9
絶滅危惧種	24	2	2	4	13	45
危　急　種	21	2	15	3	5	46
希　少　種	61	5	78	15	8	167
要注目種	22	14	12	2	11	61
合　計	132	25	107	26	38	328

カテゴリーの基本的概念は以下のとおりです。

「彦根市で大切にすべき野生生物」カテゴリー（2005）

区分	基本的概念
絶滅種	彦根市内ではすでに絶滅したと考えられる種
絶滅危惧種	彦根市内において絶滅の危機に瀕している種
危急種	彦根市内において絶滅の危機が増大している種
希少種	彦根市内において存続基盤が脆弱な種
要注目種	彦根市内の生息・生育状況について、今後の動向を注目すべき種および情報が不足している種

※　要注目種Ⅰ･･･今後の動向を注目すべき種
　　要注目種Ⅱ･･･情報が不足している種

－ 植 物 －

今回の調査では約1,500種の植物が確認できました。本市は、日本海側気候区と太平洋側気候区のほぼ境界に位置しており、両気候区の植物が混在しています。日本海側の植物としてはタイミンガサ、イワナシ等が、太平洋側の植物としてはナガバノスミレサイシン、イロハモミジ等が確認できました。また、ブナ、ミズナラ等の冷温帯の植物やコジイやヤブツバキ等の暖温帯の植物もみられるなど様々な種類の植物が確認できました。「彦根市で大切にすべき野生生物」では、絶滅種を4種、絶滅危惧種を24種、危急種を21種、希少種を61種、要注目種を22種選定しました。滋賀県のレッドリストにあげられているものの中には、オオアカウキクサ、ヤナギイノコズチ等、本市では多数生育しているものもあり、これらについては本市のリストからは外しています。

絶滅種

科　名	和　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト
デンジソウ	デンジソウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅種
ミツガシワ	アサザ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧種
	ガガブタ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種
ラン	ヨウラクラン	－	要注目種

絶滅危惧種

科　名	和　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生育環境
イバラモ	ヒロハトリゲモ	絶滅危惧ⅠB類	要注目種	ため池・水田
ウラボシ	ヒメサジラン	－	希少種	湿った場所の岩上
オモダカ	アギナシ	準絶滅危惧	希少種	湿地・放棄水田
カエデ	カラコギカエデ	－	要注目種	山地や河原の湿地
カヤツリグサ	アオテンツキ	－	希少種	湖畔・河畔
	オニナルコスゲ	－	その他重要種	湖畔・内湖のヨシ原
キク	スイラン	－	－	湿地
	タイミンガサ	－	分布上重要種	山地のやや湿った場所
	フジバカマ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目種	明るい乾いた草地
キンポウゲ	カザグルマ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧種	湿った場所
	キクザキイチゲ	－	－	ブナ帯の落葉広葉樹林
クマツヅラ	コムラサキ	－	その他重要種	湿地
ケシ	ジロボウエンゴサク	－	要注目種	シイ・カシ帯の草地、林縁
ゴマノハグサ	イヌノフグリ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目種	畑、道ばた、石垣の間
	コシオガマ	－	希少種	日当たりの良い草地
セリ	ヌマゼリ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧種	湿地
チャセンシダ	クルマシダ	－	－	やや湿った樹林
トチカガミ	ヤナギスブタ	－	－	水田やその周辺の小水路
ホシクサ	ホシクサ	－	絶滅危機増大種	水辺や湿地、水田
マツバラン	マツバラン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧種	木の幹や岩上
マメ	ハマエンドウ	－	絶滅危惧種	湖岸の砂地
	マキエハギ	－	要注目種	日当たりの良い乾いた草地
ユキノシタ	チダケサシ	－	－	山野のやや湿った場所
ユリ	コオニユリ	－	－	山地の草原

危急種

科　名	和　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生育環境
アカザ	カワラアカザ	－	絶滅危機増大種	河原や湖岸の砂地
アブラナ	イヌナズナ	－	希少種	乾いた畑や土手
	タチスズシロソウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	湖岸の砂地
カヤツリグサ	アゼテンツキ	－	その他重要種	山麓の水田
	シロガヤツリ	－	絶滅危機増大種	平地の湿地や水田、休耕田
	タカネマスクサ	－	希少種	森林・林縁の湿地や放棄水田
	マメスゲ	－	その他重要種	湿原の縁や林下
キキョウ	サワギキョウ	－	－	山野の湿地
キツネノマゴ	オギノツメ	－	絶滅危機増大種	湿地や水田の畦
キンポウゲ	アズマイチゲ	－	その他重要種	ブナ林やミズナラ林の林縁
クマツヅラ	カリガネソウ	－	－	シイ・カシ帯からブナ帯の林縁
ゴマノハグサ	クチナシグサ	－	分布上重要種	日当たりの良い草地・林内
サクラソウ	ヤナギトラノオ	－	分布上重要種	湿地

科　名	和　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生育環境
シソ	ヒメナミキ	―	その他重要種	山麓の湿地
	ミゾコウジュ	準絶滅危惧	絶滅危機増大種	やや湿った道ばた
セリ	ムカゴニンジン	―	―	湿地や水中
タデ	サデクサ	―	―	ヨシ原のある湿地
	ナガバノウナギツカミ	―	希少種	ヨシ原などのある水辺
	マダイオウ	―	絶滅危機増大種	湿った場所
ハナヤスリ	コヒロハハナヤスリ	―	―	山麓、原野
ラン	ミズトンボ	絶滅危惧Ⅱ類	その他重要種	日当たりの良い湿地

希少種

科　名	和　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生育環境
アヤメ	カキツバタ	絶滅危惧Ⅱ類	保全すべき群集・群落・個体群	水湿地
	ノハナショウブ	―	その他重要種	日当たりの良い湿地
イネ	アゼガヤ	―	その他重要種	田の畦や溝のふち
	オガルカヤ	―	―	丘陵地の草地や土手
	ヒメコヌカグサ	準絶滅危惧	その他重要種	湿地
ウマノスズクサ	ウマノスズクサ	―	―	川の土手や畑、林の縁
オシダ	カタイノデ	―	希少種	山地の樹林
	ギフベニシダ	―	―	低山地の林縁や石垣
	ヒロハヤブソテツ	―	希少種	山地の樹林
オミナエシ	オミナエシ	―	―	日当たりの良い山野の草地
オモダカ	ウリカワ	―	―	水田や沼
カエデ	ミツデカエデ	―	―	山地の落葉広葉樹林
ガガイモ	アズマカモメヅル	―	希少種	山麓の湿地
カヤツリグサ	アオバスゲ	―	―	ブナ帯の樹林内
	ウマスゲ	―	希少種	ヨシ原などの湿地
	オオシロガヤツリ	―	希少種	ため池の岸、湖岸、水田
	タイワンヤマイ	―	その他重要種	湿地
	ヒメアオガヤツリ	―	希少種	湿った平地、水田
	マツカサススキ	―	その他重要種	日当たりのよい湿地
	マツバスゲ	―	―	湿地
キク	コヤブタバコ	―	―	やや日陰の林縁
	タウコギ	―	―	水田や川岸
キンポウゲ	トウゴクサバノオ	―	分布上重要種	山地の湿潤な林内
	フクジュソウ	絶滅危惧Ⅱ類	分布上重要種	ブナやミズナラの落葉樹林
クマツヅラ	ハマゴウ	―	絶滅危機増大種	湖岸の砂地
クワ	オオイタビ	―	―	崖や岩上
ゴマノハグサ	アブノメ	―	―	水田などの湿地
シソ	ミズネコノオ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	水田、湿地
スイレン	オニバス	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧種	泥の多い池や沼地
	ヒメコウホネ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目種	湖沼やため池、水路
ゼンマイ	ヤマドリゼンマイ	―	―	低山地の谷筋や湿原
タヌキモ	イヌタヌキモ	―	希少種	ため池、水田
トウダイグサ	ノウルシ	絶滅危惧Ⅱ類	その他重要種	川岸や湖岸などの湿地
ドクダミ	ハンゲショウ	―	―	水辺や湿地
トチカガミ	トチカガミ	―	その他重要種	湖岸やため池、水路
ナス	オオマルバノホロシ	―	その他重要種	湖岸や河川敷、内湖の低湿原
ハナヤスリ	ハマハナヤスリ	―	―	砂浜や日当たりのよい湿地
バラ	オオトックリイチゴ	―	絶滅危惧種	日当たりのよい林縁や石垣
	カワラサイコ	―	その他重要種	日当たりのよい河原、湖岸
	ヤマナシ	―	―	山地
ヒルムシロ	ヒルムシロ	―	―	池沼、水田、水路
	ヒロハノエビモ	―	分布上重要種	湖沼
ボタン	ヤマシャクヤク	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	落葉広葉樹林
マメ	カワラケツメイ	―	―	日当たりのよい河原や土手
	ナツフジ	―	―	山地の林内や林縁
ミクリ	ミクリ	準絶滅危惧	その他重要種	河川、水路などの流水域
	ヤマトミクリ	絶滅危惧Ⅱ類	分布上重要種	ため池などの止水域
メギ	キバナイカリソウ	―	分布上重要種	山地の樹林

科　名	和　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生育環境
メシダ	ウラボシノコギリシダ	―	―	常緑樹林
	セイタカシケシダ	―	―	樹林
モクレン	コブシ	―	―	落葉樹林
ヤブコウジ	カラタチバナ	―	―	常緑樹林
ユキノシタ	タコノアシ	絶滅危惧Ⅱ類	その他重要種	湿った河原
ラン	エビネ	絶滅危惧Ⅱ類	その他重要種	落葉樹林、杉林、竹林
	キンラン	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	明るい落葉広葉樹林
	ギンラン	―	希少種	落葉広葉樹林
	クモキリソウ	―	希少種	やや湿った明るい林
	サイハイラン	―	―	山地や丘陵の樹林
	トンボソウ	―	その他重要種	谷部の湿った林
	ナツエビネ	絶滅危惧Ⅱ類	その他重要種	落葉樹林
レンプクソウ	レンプクソウ	―	―	山地の林

要注目種

科　名	和　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生育環境
アカウキクサ	アカウキクサ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目種	水田、池沼
アカバナ	ウスゲチョウジタデ	準絶滅危惧	―	水田、放棄水田、湿地
イグサ	ヒメコウガイゼキショウ	―	―	河川敷、休耕田
イチヤクソウ	ウメガサソウ	―	絶滅危惧種	やや乾燥した林
イワヒバ	タチクラマゴケ	―	―	日当たりのよい林
カヤツリグサ	コシンジュガヤ	―	絶滅危機増大種	湿地
キク	ヤマジノギク	―	希少種	日当たりのよい林
キンポウゲ	セツブンソウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	落葉広葉樹林
サクラソウ	ハイハマボッス	絶滅危惧Ⅱ類	―	池畔
サンショウモ	サンショウモ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	湿地、放棄水田、漁港周辺
スミレ	ナガバノスミレサイシン	―	―	山地
セリ	オオハナウド	―	要注目種	山地の川岸や草地
タデ	コギシギシ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目種	川原や日当たりのよい湿地
ツツジ	アカモノ	―	―	草地、疎林
ハマウツボ	ケヤマウツボ	―	要注目種	やや湿度の高い落葉樹林
バラ	ナガボノワレモコウ	―	その他重要種	湿地性の草原
マメ	タヌキマメ	―	絶滅危機増大種	日当たりのよい草地や土手
メシダ	コウヤワラビ	―	―	湿った明るい草地、田の畦
ヤドリギ	マツグミ	―	―	針葉樹に寄生
ユキノシタ	アサツキ	―	―	山野の草地
ラン	アキザキヤツシロラン	―	―	常緑樹林や竹林
	カヤラン	―	絶滅危機増大種	樹木の幹や枝に着生

－　昆　虫　－

今回の調査は、蝶亜目（チョウ類）を主に実施しました。確認できたチョウ類の中には、ギフチョウやオオムラサキの他、ナガサキアゲハ、ツマグロヒョウモン、クロコノマチョウなど南方系の種もありました。その反面、北方系のシータテハの姿が見られなくなってきました。「彦根市で大切にすべき野生生物」では、絶滅種を2種、絶滅危惧種を4種、危急種を3種、希少種を15種、要注目種を2種選定しました。

絶滅種

科　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト
シジミチョウ	シルビアシジミ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧種
タテハチョウ	オオウラギンヒョウモン	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧種

絶滅危惧種

科　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
シジミチョウ	ウスイロオナガシジミ	―	―	ミズナラ、ナラガシワの多い山地
	ウラナミアカシジミ	―	―	ブナ科植物の多い森林、山地
	フジミドリシジミ	―	―	ブナ、イヌブナのある山地
シロチョウ	ツマグロキチョウ	絶滅危惧Ⅱ類	―	カワラケツメイのある川原、草原

危急種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
シジミチョウ	アイノミドリシジミ	―	―	ミズナラのある山地
	エゾミドリシジミ	―	―	ミズナラのある山地
	ヒサマツミドリシジミ	―	―	ウラジロガシのある山地

希少種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
アゲハチョウ	ギフチョウ	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	カンアオイ類、スミレの多い里山
	ジャコウアゲハ	―	―	ウマノスズクサのある堤防、草原
シジミチョウ	アカシジミ	―	―	ブナ科植物の多い堤防、山地
	ウラキンシジミ	―	―	コバノトネリコのある里山
	ウラクロシジミ	―	―	マンサクのある森林や山地
	ウラゴマダラシジミ	―	―	平地・山地のイボタのある雑木林
	オオミドリシジミ	―	―	ブナ科植物の多い平地、山地
	キリシマミドリシジミ	―	―	アカガシの多い山地
	ゴイシシジミ	―	希少種	タケノアブラムシのいるササ原
	ミズイロオナガシジミ	―	―	ブナ科植物の多い堤防、山地
	ミドリシジミ	―	―	ハンノキのある湿地、山地
	ミヤマカラスシジミ	―	希少種	コバノクロウメモドキのある山林
セセリチョウ	ミヤマチャバネセセリ	―	―	ススキやアザミの多い草原
タテハチョウ	オオムラサキ	準絶滅危惧	絶滅危機増大種	ブナ科植物、エノキのある里山
	クモガタヒョウモン	―	希少種	タチツボスミレの多い草原

要注目種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
タテハチョウ	クジャクチョウ	―	―	イラクサのある山地の草原
	シータテハ	―	―	ハルニレなどのある山地

― 鳥 類 ―

今回の調査では、38科166種の鳥類が確認できました。季節移動型別には、カイツブリやミサゴなどの留鳥は65種、ヒシクイやコチョウゲンボウなどの冬鳥が50種、ホトトギスなどの夏鳥が27種、ヒバリシギなどの旅鳥が24種となっています。「彦根市で大切にすべき野生生物」では、絶滅危惧種を2種、危急種を15種、希少種を78種、要注目種を12種選定しました。

絶滅危惧種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
ワシタカ	イヌワシ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧種	山林
	クマタカ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧種	山林

危急種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
カモメ	コアジサシ	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
ガンカモ	ヒシクイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	マガン	準絶滅危惧	絶滅危機増大種	琵琶湖岸、内湖
サギ	ヨシゴイ	―	絶滅危機増大種	琵琶湖岸、内湖
ハヤブサ	コチョウゲンボウ	―	希少種	山林、水田地帯
	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	山林、琵琶湖岸、内湖
ヒタキ	トラツグミ	―	希少種	山林
フクロウ	コミミズク	―	絶滅危機増大種	山林
ヨタカ	ヨタカ	―	絶滅危機増大種	山林、市街地
ワシタカ	オオタカ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	山林、河川敷
	サシバ	―	希少種	山林
	チュウヒ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	ハイイロチュウヒ	―	絶滅危機増大種	水田地帯、琵琶湖岸、河川敷
	ハチクマ	準絶滅危惧	絶滅危機増大種	山林
	ミサゴ	準絶滅危惧	絶滅危機増大種	琵琶湖岸、内湖、河川敷

希少種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
アトリ	ウソ	―	希少種	山林、市街地
	シメ	―	希少種	山林、市街地、琵琶湖岸
	ベニマシコ	―	希少種	山林、河川敷
アマツバメ	アマツバメ	―	希少種	山林
カイツブリ	カンムリカイツブリ	―	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
カワガラス	カワガラス	―	希少種	山林
カワセミ	カワセミ	―	希少種	市街地、琵琶湖岸、河川敷
ガンカモ	アメリカヒドリ	―	希少種	琵琶湖岸、内湖
	ウミアイサ	―	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	オシドリ	―	希少種	山林
	カワアイサ	―	希少種	琵琶湖岸、内湖
	コハクチョウ	―	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	シマアジ	―	希少種	河川敷
	トモエガモ	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	琵琶湖岸、内湖
	ホオジロガモ	―	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	ミコアイサ	―	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	ヨシガモ	―	希少種	琵琶湖岸、内湖
キツツキ	アオゲラ	―	希少種	山林
	アカゲラ	―	希少種	山林、河川敷
	アリスイ	―	希少種	山林、琵琶湖岸、内湖
クイナ	バン	―	希少種	琵琶湖岸、内湖
サギ	ササゴイ	―	希少種	市街地、琵琶湖岸、河川敷
	チュウサギ	準絶滅危惧	希少種	水田地帯、市街地、琵琶湖岸、河川敷
サンショウクイ	サンショウクイ	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	山林
シギ	アオアシシギ	―	希少種	水田地帯、河川敷
	イソシギ	―	希少種	河川敷
	ウズラシギ	―	希少種	水田地帯
	エリマキシギ	―	希少種	河川敷
	キアシシギ	―	希少種	水田地帯
	キョウジョシギ	―	―	河川敷
	クサシギ	―	希少種	河川敷
	タカブシギ	―	希少種	水田地帯
	タシギ	―	希少種	水田地帯、河川敷
	チュウシャクシギ	―	希少種	水田地帯、河川敷
	ツルシギ	―	希少種	水田地帯、河川敷
	トウネン	―	希少種	水田地帯
	ハマシギ	―	―	水田地帯、河川敷
	ヒバリシギ	―	希少種	水田地帯
	ホウロクシギ	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	水田地帯
	ヤマシギ	―	希少種	山林、河川敷
シジュウカラ	コガラ	―	希少種	山林、琵琶湖岸、河川敷
セキレイ	タヒバリ	―	希少種	河川敷
	ビンズイ	―	希少種	山林、琵琶湖岸、河川敷
チドリ	イカルチドリ	―	希少種	河川敷
	ダイゼン	―	希少種	河川敷
	タゲリ	―	希少種	水田地帯、河川敷
	ムナグロ	―	―	水田地帯
ハト	アオバト	―	希少種	山林、河川敷
ハヤブサ	チゴハヤブサ	―	希少種	山林
	チョウゲンボウ	―	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
ヒタキ	イソヒヨドリ	―	―	市街地、琵琶湖岸、内湖
	エゾビタキ	―	―	山林、琵琶湖岸、内湖
	エゾムシクイ	―	希少種	山林
	オオヨシキリ	―	希少種	水田地帯、琵琶湖岸、河川敷
	オオルリ	―	希少種	山林
	キビタキ	―	希少種	山林、市街地
	クロツグミ	―	希少種	山林
	コサメビタキ	―	希少種	山林、琵琶湖岸、河川敷

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
ヒタキ	コルリ	―	―	山林
	サメビタキ	―	希少種	山林
	サンコウチョウ	―	希少種	山林
	セッカ	―	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	センダイムシクイ	―	希少種	山林
	メボソムシクイ	―	希少種	山林
	ヤブサメ	―	希少種	山林、水田地帯
	ルリビタキ	―	希少種	山林
フクロウ	アオバズク	―	希少種	山林、市街地
	フクロウ	―	―	山林
ホオジロ	オオジュリン	―	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	ミヤマホオジロ	―	希少種	山林、琵琶湖岸、河川敷
ホトトギス	カッコウ	―	希少種	山林、市街地
	ツツドリ	―	希少種	山林
	ホトトギス	―	希少種	山林、市街地
ミソサザイ	ミソサザイ	―	希少種	山林
ムクドリ	コムクドリ	―	―	山林、河川敷
ワシタカ	ツミ	―	希少種	山林
	ノスリ	―	希少種	山林
	ハイタカ	準絶滅危惧	希少種	山林、水田地帯

要注目種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
アマツバメ	ハリオアマツバメ	―	―	山林
カイツブリ	カイツブリ	―	その他重要種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
キジ	コジュケイ	―	その他重要種	山林、市街地、河川敷
	ヤマドリ	―	その他重要種	山林
セキレイ	ハクセキレイ	―	―	琵琶湖岸、内湖、河川敷
チドリ	コチドリ	―	―	河川敷
ツバメ	コシアカツバメ	―	その他重要種	水田地帯、市街地
ヒタキ	アカハラ	―	―	山林
ミズナギドリ	オオミズナギドリ	―	―	河川敷
モズ	アカモズ	準絶滅危惧	―	山林
レンジャク	キレンジャク	―	要注目種	山林、市街地
	ヒレンジャク	―	要注目種	山林、市街地

― ほ乳類 ―

今回の調査では30種のほ乳類を確認することができました。リスやムササビ、ノウサギはここ数十年で分布域を縮小させていることがわかりました。「彦根市で大切にすべき野生生物」では絶滅種を2種、絶滅危惧種を2種、危急種を2種、希少種を5種、要注目種Ⅰを6種、要注目種Ⅱを8種選定しました。

絶滅種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト
イタチ	カワウソ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅種
イヌ	オオカミ	絶滅種	絶滅種

絶滅危惧種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ	―	絶滅危惧種	山地
	コキクガシラコウモリ	―	絶滅危惧種	山地

危急種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
リス	ニホンリス	―	―	平野部から亜高山帯の森林
	ムササビ	―	希少種	平野部から亜高山帯の森林

希少種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
ウシ	カモシカ	―	希少種	低山帯から亜高山帯の森林
ネズミ	カヤネズミ	―	希少種	平野部の草地、農耕地、河川敷
	スミスネズミ	―	その他重要種	平野部から山地にかけての森林
	ヒメネズミ	―	―	平野部から高山帯の森林
モグラ	アズマモグラ	―	―	平野部～山地の草原、農耕地

要注目種Ⅰ

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
イタチ	イタチ	―	―	平野部から山地
	チョウセンイタチ	―	―	平野部から山地
	テン	―	―	丘陵地から山地
ウサギ	ノウサギ	―	―	平野部から山地の草原、森林
オナガザル	ニホンザル	―	要注目種	丘陵地から山地
ジャコウネコ	ハクビシン	―	※	平野部～低山帯の森林・農耕地

※生態系に悪影響を及ぼす外来種・移入種

要注目種Ⅱ

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
イタチ	アナグマ	―	―	低山帯、河川敷
クマ	ツキノワグマ	―	保全すべき群集・群落・個体群	低山帯から山地
トガリネズミ	ジネズミ	―	―	平野部の河畔、低山帯の森林
ネズミ	クマネズミ	―	―	平野部の住宅地
	ドブネズミ	―	―	平野部の住宅地
	ハタネズミ	―	―	平野部～山地の農耕地、河川敷
	ハツカネズミ	―	―	平野部の住宅地、農耕地
モグラ	ヒミズ	―	―	丘陵地から山地

―　淡水魚類　―

彦根市では62種の淡水魚類が確認されました。イチモンジタナゴやカワバタモロコなどは近年確認することができず、ヤリタナゴやアカザなどはごく僅かな地域でのみ確認することができました。「彦根市で大切にすべき野生生物」では、絶滅種を1種、絶滅危惧種を13種、危急種を5種、希少種を8種、要注目種Ⅰを7種、要注目種Ⅱ4種選定しました。

絶滅種

科名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト
コイ	ニッポンバラタナゴ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅種

絶滅危惧種

科名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
アカザ	アカザ	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	水田地帯
コイ	イチモンジタナゴ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧種	―
	カワバタモロコ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧種	―
	シロヒレタビラ	―	絶滅危惧種	―
	ホンモロコ※	―	要注目種	琵琶湖・内湖
	ヤリタナゴ	―	絶滅危機増大種	河川、水田地帯
	ワタカ	―	絶滅危惧種	琵琶湖・内湖
トゲウオ	ハリヨ	絶滅のおそれのある地域個体群	絶滅危惧種	河川、水田地帯
ドジョウ	アユモドキ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧種	―
	ギギ	―	絶滅危機増大種	琵琶湖・内湖、河川
	スジシマドジョウ類(大型種)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧種	―
	スジシマドジョウ類(小型種琵琶湖型)	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧種	―
	ホトケドジョウ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危機増大種	河川、水田地帯
ヤツメウナギ	スナヤツメ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	河川、水田地帯

危急種

科名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
カジカ	ウツセミカジカ	絶滅危惧Ⅱ類	分布上重要種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯

コイ	アブラボテ	―	絶滅危機増大種	河川、水田地帯
	ニゴロブナ※	―	要注目種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯
	ムギツク	―	希少種	河川、水田地帯
サケ	ビワマス※	準絶滅危惧	要注目種	琵琶湖・内湖、河川

希少種

科名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
コイ	カネヒラ	―	絶滅危機増大種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯
	コイ（野生型）※	―	要注目種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯
	スゴモロコ	―	分布上重要種	琵琶湖・内湖
	デメモロコ	―	分布上重要種	琵琶湖・内湖
	ビワヒガイ	―	希少種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯
	モツゴ	―	希少種	河川、水田地帯、ため池
ハゼ	イサザ	準絶滅危惧	要注目種	琵琶湖・内湖
メダカ	メダカ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯

要注目種Ⅰ

科名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
キュウリウオ	アユ	―	分布上重要種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯
コイ	アブラハヤ	―	要注目種	河川、水田地帯
	ゲンゴロウブナ※	―	要注目種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯
	ゼゼラ	―	―	琵琶湖・内湖、河川
	タカハヤ	―	要注目種	河川、水田地帯
	ハス	―	分布上重要種	琵琶湖・内湖、河川
ハゼ	ビワヨシノボリ（仮称）	―	分布上重要種	琵琶湖・内湖、河川

要注目種Ⅱ

科名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
コイ	アブラヒガイ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧種	―
サケ	アマゴ※	―	要注目種	河川
ナマズ	イワトコナマズ	―	絶滅危機増大種	―
	ビワコオオナマズ	―	希少種	琵琶湖・内湖

彦根市保存樹木等

本市では、「彦根市都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する条例施行細則」第２条の規定に基づき、彦根市の健全な環境の維持および向上に寄与することを目的として、１０樹木および樹林３ヶ所を、それぞれ「保存樹」、「保存樹林」として指定しています。これらは、我々が生活する中において、心にやすらぎを与え、美観をかもしだしている貴重な存在です。

彦根市保存樹木等リスト

指定番号	指　定年月日	所在地	名　称	保存樹			保存樹林	
				樹種	幹周(cm)	樹高(m)	主要な樹種	土地面積(m^2)
①	H7.6.5	古沢町 1130	井伊神社	ｼﾀﾞﾚｻﾞｸﾗ	167	6	―	―
②	H18.6.15	松原町	春日神社	ﾌｼﾞ	100	3	―	―
③	H18.6.15	後三条町 59	長久寺	ｳﾒ	410	5	―	―
④	S63.6.5	地蔵町 1	春日神社	―	―	―	ｼｲ、ｱﾗｶｼ、ｽｷﾞ	1,395
⑤	S63.10.25	岡町 128	新神社	ﾀﾌﾞ	335	21	―	―
⑥	S63.6.5	野田山町 291	金毘羅宮（三本杉）	ｽｷﾞ	512 510 414	38 40 24	―	―
⑦	H7.6.5	八坂町 1420	善敬寺	ｸﾛﾏﾂ	218	7	―	―
⑧	S63.10.25	甘呂町 880	甘呂神社	―	―	―	ｹﾔｷ、ｸｽﾉｷ、ｽｷﾞ	39,943
⑨	S63.6.5	広野町 69	春日神社	ｹﾔｷ	489	28	―	―
⑩	H18.6.15	清崎町	荒神山神社	ﾀﾞﾏﾉｷ	435	10	―	―
⑪	S63.6.5	南川瀬町 1196	法蔵寺	ｲﾁｮｳ	408	20	―	―
⑫	S63.6.5	上稲葉町 108	稲倉神社	―	―	―	ｹﾔｷ、ｸﾛｶﾞﾈﾓﾁ	1,314
⑬	H18.6.15	薩摩町 1453	善照寺	ﾏﾂ	205	12	―	―

彦根の指定保存樹木マップ

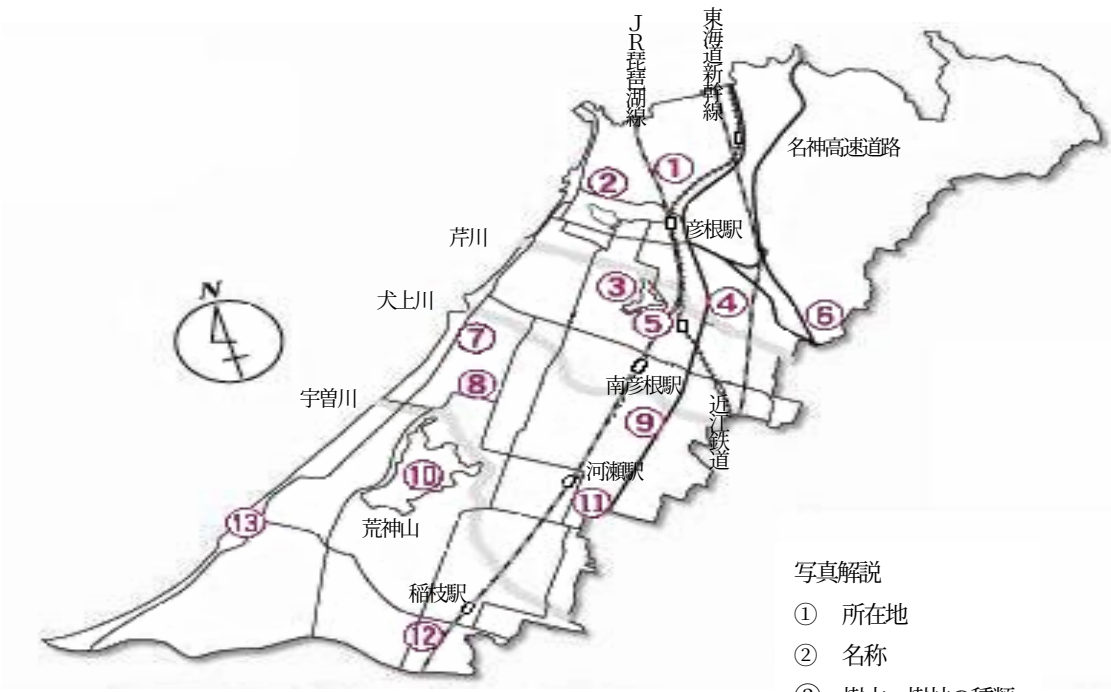

写真解説

① 所在地
② 名称
③ 樹木、樹林の種類

④
① 地蔵町
② 春日神社
③ シイ、アラカシ、スギ

③
① 後三条町
② 長久寺
③ ウメ

②
① 松原町
② 春日神社
③ フジ

①
① 古沢町
② 井伊神社
③ シダレザクラ

⑨
① 広野町
② 春日神社
③ ケヤキ

⑧
① 甘呂町
② 甘呂神社
③ ケヤキ、クスノキ、スギ

⑦
① 八坂町
② 善敬寺
③ クロマツ

⑥
① 野田山町
② 金毘羅宮
③ スギ

⑤
① 岡町
② 新神社
③ タブ

⑬
① 薩摩町
② 善照寺
③ マツ

⑫
① 上稲葉町
② 稲倉神社
③ ケヤキ、クロガネモチ

⑪
① 南川瀬町
② 法蔵寺
③ イチョウ

⑩
① 清崎町
② 荒神山神社
③ ダマノキ

4　公害防止対策

（１）公害苦情の状況

公害苦情件数

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
大気汚染	37	39	46	30	33	11	12
水質汚濁	15	25	26	17	20	5	7
騒音	7	9	12	5	8	9	5
振動	2	3		3	1		
悪臭	6	12	11	18	10	7	5
土壌汚染	1						
地盤沈下							
典型７公害以外	14	22	32	18	6	2	2
計	82	110	127	91	78	34	31

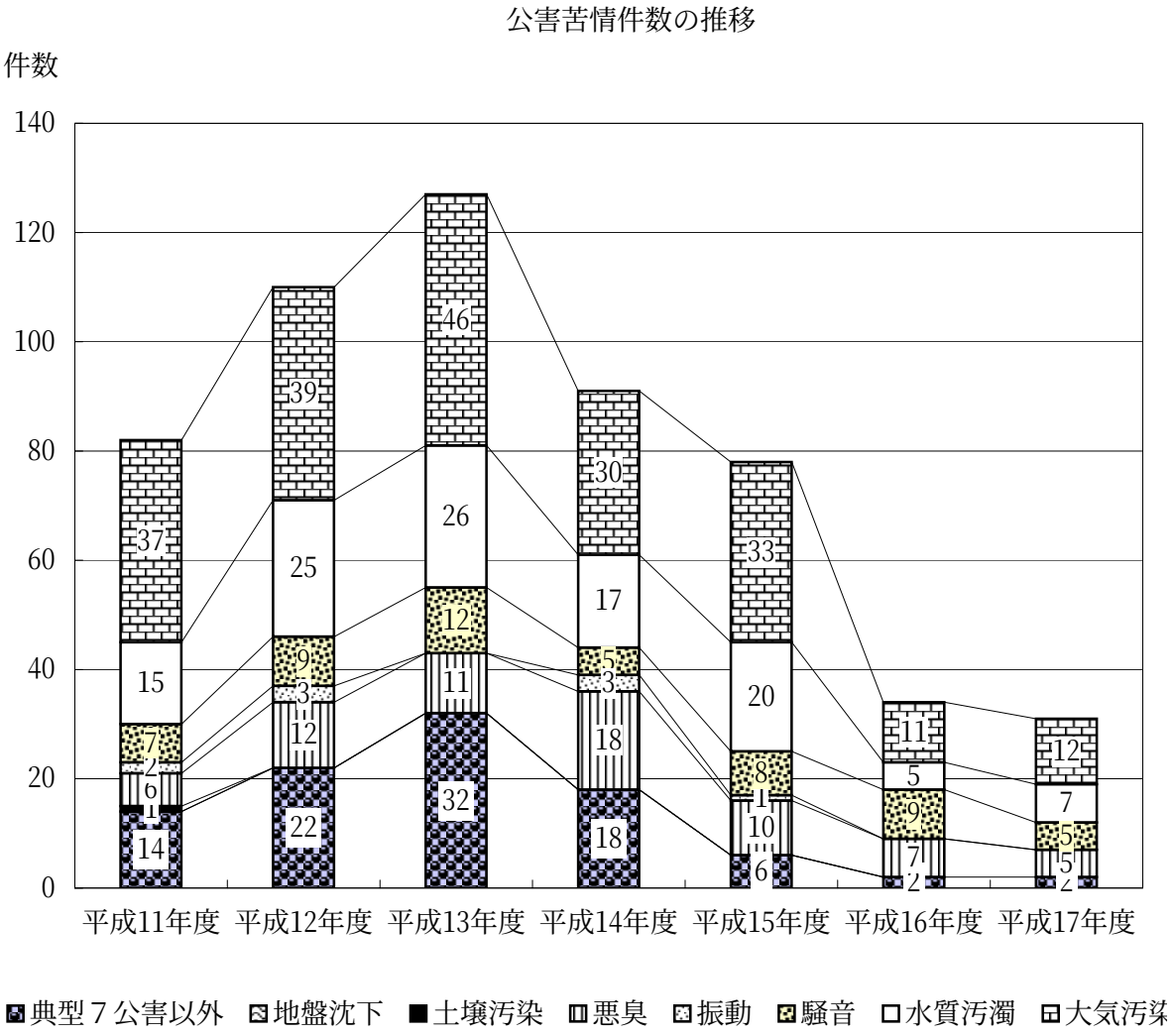

（２）公害関係届出状況

工場や事業場は、著しい騒音や振動を発生するものとして政令で定められた「特定施設」を設置しようとするときには、事前に届け出を行うことが義務づけられています。

騒音関係特定施設別施設数

番号	施設種類	特定工場等数	特定施設数
1	金属加工機械	36	480
2	空気圧縮機等	95	1366
3	土石用破砕機等	3	14
4	織機	15	705
5	建設用資材製造機械	6	9
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	19	57
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	4	57
10	合成樹脂用射出成型機	12	164
11	鋳型造型機	16	52
合　　計		206	2904

（平成18年3月31日現在）

振動関係特定施設別施設数

番号	施設種類	特定工場等数	特定施設数
1	金属加工機械	41	620
2	空気圧縮機等	78	701
3	土石用破砕機等	9	16
4	織機	9	360
5	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸﾏｼﾝ等	0	0
6	木工加工機械	1	1
7	印刷機械	7	70
8	ゴム等練用ロール機	0	0
9	合成樹脂用射出成型機	12	190
10	鋳型造型機	0	0
合　　計		157	1958

（平成18年3月31日現在）

（３）環境保全および公害防止に関する協定

本市では、公害防止の一手段として、地域に応じた公害防止の目標値や具体的な公害対策等を内容に掲げた公害防止協定を下記工場との間で締結しています。

公害防止協定締結工場一覧

（平成１８年３月３１日現在）

No	締結工場名	住所	締結年月日	見直し日
1	(株）ナイキ彦根工場	彦根市彦富町７７３	S45.11.24	S59.12.18
2	沢村バルブ工業（株）川瀬工場	彦根市川瀬馬場町１２６２	S47．3．8	
3	（株）ブリヂストン彦根工場	彦根市高宮町２１１	S47．4.28	S52.11.30
4	（株）ピラミッド彦根工場	彦根市西葛篭町２３３	S47．5．1	
5	松下電工（株）彦根工場	彦根市岡町３３	S47．5.13	H14．3.14
6	新日本コア（株）彦根工場	彦根市鳥居本町１９９０	S47．6．9	S53．7.12
7	（株）大和バルブ彦根工場	彦根市西葛篭町４０８	S47．6．9	S49．7.24
8	大丸工業（株）彦根工場	彦根市西葛篭町４２２	S47．6．9	S49．7.24
9	寺田鋳造（株）彦根工場	彦根市金沢町９２	S47．6.22	
10	マルホ（株）彦根工場	彦根市高宮町２７６３	S47．6.27	H15.5.2
11	新神戸電機（株）彦根工場	彦根市川瀬馬場町８００	S47．7．3	H16.1.22
12	大日本スクリーン製造（株）彦根地区事業所	彦根市高宮町４８０ー１	S47.10.14	H 4．4．6
13	昭和電工（株）　彦根事業所	彦根市清崎町６０	S48．5.25	H15．1.30
14	昭和アルミニウム缶（株）彦根工場	彦根市楡町３７０	S48．5.25	H15．1.30
15	キリンビール（株）彦根工場	犬上郡多賀町敏満寺１６００	S49．2.20	
16	三笠コカコーラボトリング（株）滋賀工場	愛知郡愛知川町愛知川３４８	S50．7.25	
17	清水工業（株）	彦根市楡町２５０	S51.10.28	H15.5.7
18	ダイニック（株）滋賀工場	犬上郡多賀町多賀２７０	S52．5．2	
19	大東電材（株）彦根工場	彦根市野口町１	S53.12．9	H13.11.6
20	角田鉄工（株）	彦根市日夏町２７８９	S55.12.25	
21	呉羽テック（株）河瀬工場	彦根市楡町２８０	S57．4.23	
22	タカタ（株）彦根製造所	彦根市彦富町１５４２	S59.12.18	
23	（有）杉本商事	彦根市南川瀬町７７１	S63．7．7	
24	伊奈精機（株）	彦根市服部町８４０	S63．9.17	
25	（株）三水	彦根市高宮町２２	S63.12.27	
26	（有）中野鉄工	彦根市高宮町２７５４	H 1．2．6	
27	東海漬物（株）	彦根市蓮台寺町３２	H 4．7.24	
28	佐伯金属（株）	彦根市金沢町１２３	H 4.10.27	H 5.11.17
29	（株）三和鉄線	彦根市金沢町１－１	H 5．1.22	H 9．5.13
30	（株）アルカット	彦根市高宮町２８１０	H 5．2.10	
31	（株）ヤマト精工	彦根市高宮町２７５７－１	H 6．4.25	
32	オリエンタル化工機（株）	彦根市高宮町３０２３	H 6．5.19	
33	滋賀松下電工（株）	彦根市野瀬町２６９	H 7．6.22	
34	彦根犬上広域行政組合	彦根市中山町３８１－１	H 8.11.18	H18．3．21
35	夏原工業（株）	彦根市高宮町２６８８	H 9．6.30	
36	フジテック（株）滋賀製作所	彦根市宮田町５９１－１	H11．6.23	H15．5．28
37	タカタサービス㈱	彦根市金沢町１－７	H13．8.23	
38	㈱石川製作所	彦根市高宮町２６３０－１	H14.5.29	
39	日の出㈱	彦根市金剛寺町６０	H14.11.29	

5　環境保全に向けた取り組み

（1）環境基本条例

彦根市は、豊かな自然と長い歴史に刻まれた文化を礎に、恵まれた環境の中で湖東地方の中心都市として発展してきました。

しかしながら、近年の社会経済活動の進展により、産業や生活の様式が変化し、利便性が高まる一方で、資源やエネルギーの大量消費、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大などの環境問題が生じてきました。さらに、地球温暖化現象や生物多様性の危機など、地球規模の環境問題も指摘されるようになってきています。

国においては、平成５年に「環境基本法」を、県においても平成８年に「滋賀県環境基本条例」を制定されるなど、国をあげて環境問題に取り組む枠組みが整備されてきました。

こうした中で、本市においても環境保全に関する理念や基本方針を明らかにし、市民のすべてが共通の認識をもちながら対処していくことが大変重要となってきました。こうした認識に立って、地域の社会的自然的条件に応じた取り組みを総合的計画的に推進することと併せ、良好な環境の保全と創出を基本に、地球環境をも視野に入れた施策を積極的に推進していくため、平成１１年３月に彦根市環境基本条例を制定しました。

彦根市環境基本条例の全体構成図

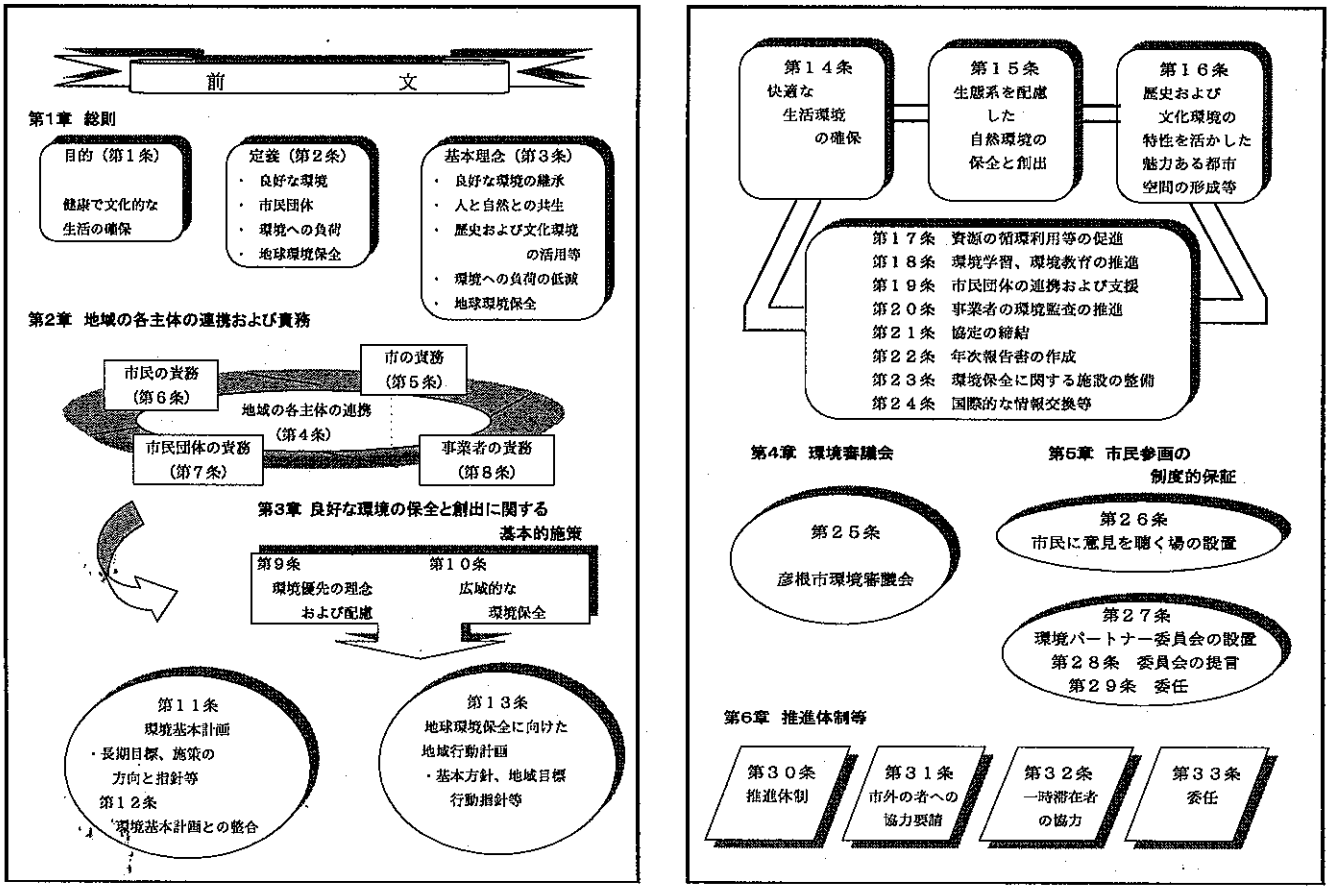

（２）環境基本計画および地域行動計画

彦根市環境基本条例の制定を受けて、平成１３年３月に「自然と歴史をいかし　恵みゆたかな環境をはぐくむまち　彦根」を環境像（長期目標）と定めた「彦根市環境基本計画および地域行動計画」を策定しました。環境基本計画は、良好な環境の保全と創出に関する長期的な目標や施策の方向と指針を設定し、今後の環境施策を推進していく上での具体的な道筋を明らかにしています。また、地域行動計画は、地球環境保全にも目を向けて地域の目標を設定し、市民・市民団体・事業者・行政の行動指針を整理し体系化しています。

計画は、５つの基本方向と２５の個別目標に整理し、その個別目標ごとに環境指標とその目標数値を掲げています。その中で、特に日々の生活や事業活動の中で、いつも念頭に置いておきたいものとして、代表指標の設定を行っています。これらの指標にかかる目標については、平成２２年度を最終目標年とし、平成１７年度を中間目標年と定め取組を推進してきましたが、これまでの達成状況や社会状況、施策の変化等を踏まえ、彦根市環境審議会での審議の結果、平成１８年度からは、いくつかの環境指標および目標数値が改正された他、３つの代表指標に「二酸化炭素削減率」を加えました。この、４つの代表指標および２５の個別目標ごとの環境指標の新旧対象一覧表を６２ページに、旧指標での平成１７年度までの代表指標および環境指標・個別目標の達成状況を６０～６１ページに掲載しました。

また、本市では、計画策定後の平成１３年度より、計画に基づいて実施する施策について適正に実施されているかどうか、あるいは、目標にどの程度到達しているかなどの評価検討を行うための環境パートナー委員会を設置しています。委員会では年度ごとに評価をまとめた報告書（『環境計画の進展』（○年度彦根市環境基本計画および地域行動計画の年次評価報告書））が発行されており、市はその提言を受けて、彦根市環境審議会に報告しています。参考までに、６３ページ以降に、平成１８年３月に提言された評価報告の概要を掲載しました。

彦根市環境基本計画および地域行動計画の進行管理の体制

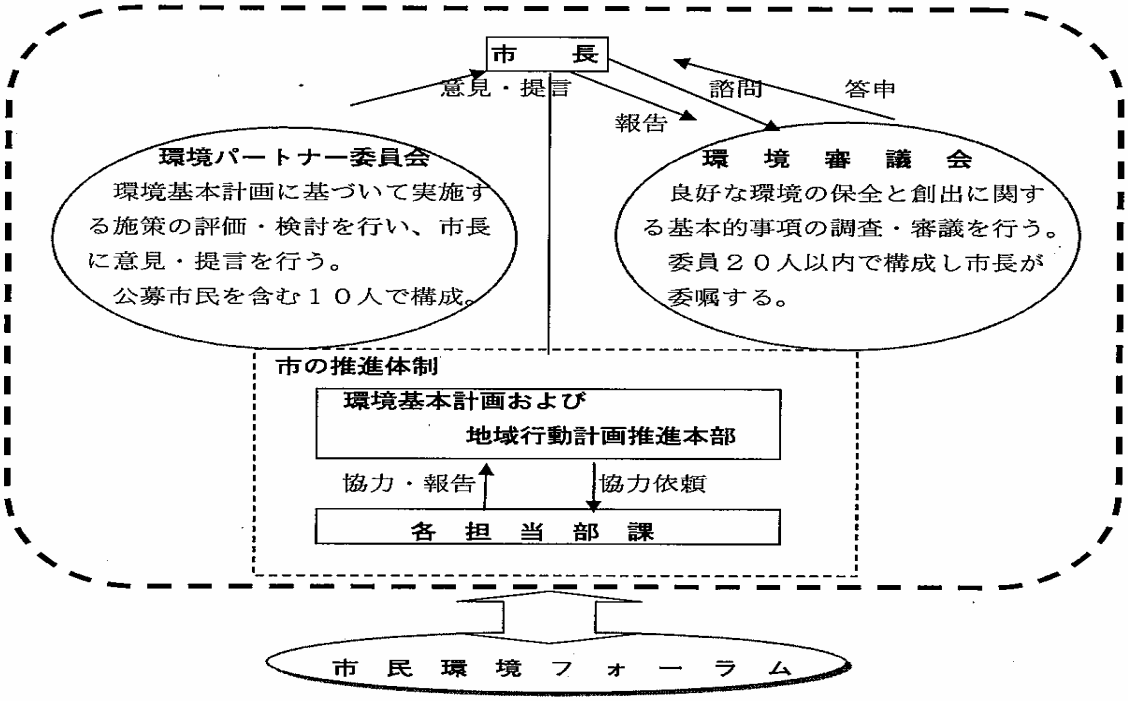

彦根市環境基本計画および地域行動計画の目標達成状況

	代表指標	平成１４年度	平成１５年度	平成１６年度	平成１７年度	平成２２年度目標
1	生活排水の適正処理実施率	７０%	７５%	８０%	７０%	９０%
2	まちの緑（樹木）面積率	―	―	―	１２%	１５%
3	ごみ量の発生率（削減率）	９３%	９３%	９１%	９４%	８５%

	環境指標・個別指標	平成１４年度	平成１５年度	平成１６年度	平成１７年度	平成２２年度
1-1-①	市民１人あたりの都市公園面積	１２．３４㎡	１２．３４㎡	１２．２５㎡	１２．２３m^2	１３．２４m^2
	身近な公園や広場に対する市民の満足度	―	―	―	―	６０%
	公共施設の緑化面積割合	―	―	―	―	１５%
1-1-②	公共の自転車駐車場の利用率	５７%	６０%	６６%	５２．９%	９５%
	交通指導員数	３９人	４０人	３９人	３９人	５０人
	１級・２級道路における街路樹整備率	５．１%	４．９%	４．９%	４．０%	１０．５%
	１級・２級道路における自転車・歩行車道整備率	２５．６%	２６．１%	２９．１%	２８．３%	２７．７%
1-1-③	エコフォスター登録団体数	７団体	１５団体	２３団体	４０団体	１０団体
	不法投棄パトロール員の登録者数	0人	0人	0人	０人	３０人
	まちや公園での散在性ごみの状況に関する市民の満足度	―	―	―	―	５０%
1-2-④	主な河川の快適基準達成率	１７%	４%	１３%	０%	６０%
	公共下水道人口普及率	５３．６%	５９．７%	６３．４%	６６．６%	７８．０%
	農業排水による河川の平均透視度	２１．６ｃｍ	２０．４ｃｍ	２２．６ｃｍ	２５．５ｃｍ	２５．０ｃｍ
	合併処理浄化槽設置基数	２３８２基	２５６３基	２６９１基	２７８４基	３，５００基
1-2-⑤	主な環境項目の環境基準達成率	５０%	７５%	７５%	７５%	１００%
	騒音環境基準の達成率	昼　７９%	昼　８３%	昼　８１%	昼　７９%	昼　９０%
		夜　４８%	夜　５４%	夜　５４%	夜　５４%	夜　６５%
	街路の整備率	―	―	―	―	４４．０%
	幹線道路の整備率	２９．２%	３１．１%	３４．６%	３３．６%	３３．５%
1-2-⑥	化学物質の排出等に関する事業所の情報公開率	１１．０%	１４．０%	１６．０%	―	２０%
	ダイオキシン類の大気中の濃度	―	―	―	０．０１２pg/m^3	０．１pg/m^3
	市内事業所のIS014001認証取得に向けた市が行う支援事業数	２事業所	４事業所	２事業所	２事業所	５事業所
2-1-⑦	公共施設における透水性舗装導入箇所数	１４箇所	１５箇所	１６箇所	１７箇所	３０箇所
	上水道有収率	８５．３%	８４．９%	８６．８%	８６．９%	８５．５%
	市道における透水性舗装の整備延長	８．３ｋｍ	１１．２ｋｍ	１２．７ｋｍ	１３．５ｋｍ	１５ｋｍ
2-1-⑧	ビオトープの創出箇所数	１箇所	１箇所	１箇所	２箇所	５箇所
	地域や事業所におけるビオトープの登録数	０箇所	０箇所	０箇所	０箇所	５箇所
	多自然型対応河川の整備箇所数	０箇所	０箇所	０箇所	０箇所	５箇所

2-1-⑨	**ホタルの確認場所数**	**４メッシュ**	**１８メッシュ**	**１８メッシュ**	**１８メッシュ**	**３０メッシュ以上**
	身近な生き物調査登録者数	５０人	５６人	―	―	３００人
2-2-⑩	**彦根市で大切にすべき生き物リストの作成**	**基礎調査の実施**	**基礎調査の実施**	**５分類**	**５分類発刊**	**５分類**
	自然環境調査員数	３７人	３６人	３６人	―	５０人
2-2-⑪	**平地部の緑（樹木）の率**	**―**	**―**	**―**	**―**	**１５％**
	都市景観形成協定の認定	１地区	１地区	１地区	１地区	７地区
3-1-⑫	**まちづくり総合支援事業の整備率**	３１．３％	８４．７％	１００％	**前年度完成**	**９０％**
	景観条例の重点地区指定ならびに地区基準の策定	１地区	１地区	２地区	２地区	２０地区
3-1-⑬	**特別史跡彦根城跡保存整備事業の進捗率**	**１８％**	**２１％**	**２５％**	**２７．０％**	**６７．５％**
	指定文化財の説明板整備率	５７％	５９％	６５％	６７％	９０％
3-2-⑭	**環境マップづくりの取り組みグループ数**	**６グループ**	**２７グループ**	**１５グループ**	**５５グループ**	**２０グループ**
	小・中学生による環境マップづくりの取り組みグループ数	５グループ	２７グループ	１５グループ	５５グループ	１０グループ
3-2-⑮	**保存樹木の登録数**	**１０箇所**	**１０箇所**	**１０箇所**	**１０箇所**	**２０箇所**
	生活文化調査普及員数	０人	０人	０人	０人	２０人
4-1-⑯	**公共・公益クリーンエネルギー自動車の普及状況**	**１９台**	**１８台**	**１７台**	**１７台**	**１００台**
	市内でエコステーションの整備箇所数	０箇所	０箇所	０箇所	０箇所	２箇所
4-1-⑰	**環境チェック表の利用状況**	**２００世帯**	**４２６世帯**	**４１４世帯**	**２８１世帯**	**１，０００世帯**
	市役所庁舎のエネルギー削減率	２．４％増	０．７％増	２．２％増	０．６％増	７％減
	市役所公用車の削減率	５％減	４％減	６％減	２０％減	１５％減
4-2-⑱	**１人１日あたりのごみ発生量**	**９７５ｇ**	**１，００８ｇ**	**９９３ｇ**	**１，００１ｇ**	**９３０ｇ**
	給食実施校の生ごみ処理機設置率	２２．２％（４校）	２２．２％（４校）	２２．２％（４校）	２２．２％（４校）	１００％（１８校）
4-2-⑲	**リサイクル率の状況**	**１１．８％**	**１３．９％**	**１５．６％**	**１５．６％**	**２４％**
	新聞紙等の紙系リサイクル量	２，３２８ｔ	２，６０４ｔ	２，５３１ｔ	２，９４８ｔ	４,７００ｔ
4-2-⑳	**グリーン購入ネットワークへの加盟団体数**	**６９団体**	**６１団体**	**６１団体**	**６１団体**	**１００団体**
	市役所で使用する事務用品約５０品目のグリーン購入率	７２．６％	９１．５％	８１．２％	７７．５％	１００％
5-1-㉑	**広域的な環境交流の推進**	**２ケース**	**２ケース**	**２ケース**	**２ケース**	**５ケース**
	広域的な環境調査の取り組み項目数	０項目	０項目	０項目	０項目	５項目
5-1-㉒	**環境市民団体の登録団体数**	**４団体**	**登録未整備**	**登録未整備**	**検討会開催**	**２０団体**
	広報やその他の情報誌による市民活動情報の年間提供回数	１回	５回	３回	３回	５回
5-1-㉓	**こどもエコクラブ、クラブ員数**	**３団体５６人**	**２団体１７人**	**０団体０人**	**０団体０人**	**１０団体１００人**
	市立図書館における環境問題関係図書の所蔵冊数	１，９６６冊	２，０７９冊	２，１４５冊	２，２１４冊	２，０００冊
5-2-㉔	**環境情報コーナーの設置箇所数**	**１箇所**	**１箇所**	**１箇所**	**１箇所**	**２０箇所**
	インターネットを通じた環境情報の提供項目	１７項目	１８項目	１９項目	２１項目	１０分野
5-2-㉕	**環境パートナー委員会に選任された市民の数（累計）**	**６人**	**１１人**	**１１人**	**１１人**	**３０人**
	環境基本計画推進市民会議の設立と参画者数	９人	１２人	１２人	１２人	５０人

環境基本計画の指標の見直しについて

平成17年度環境審議会答申

	代表指標・環境指標	平成12年度	平成16年度	平成17年度	平成22年度目標
1	生活排水の適正処理実施率	52%	80%	75%	90%
2	まちの緑（樹木）面積率	10%	ー	ー	15%
3	ごみ量の発生率（削減率）	100%	91%	92%	85%
4	二酸化炭素削減率	100%※	106%	ー	94%
1-1-①	市民１人あたりの都市公園面積	12.14㎡	12.25m^2	12.23㎡	13.24m^2
1-1-②	自転車等放置禁止区域における放置自転車率	98%	23%	23%	15%
1-1-③	エコフォスター登録団体数	2団体	23団体	40団体	50団体
1-2-④	主な河川の快適基準達成率	21%	13%	0%	60%
1-2-⑤	主な環境項目の環境基準達成率	85%	85%	85%	100%
1-2-⑥	環境管理システムの導入事業所数	―	39事業所	57事業所	80事業所
2-1-⑦	公共施設における透水性舗装導入箇所数	6箇所	16箇所	17箇所	30箇所
2-1-⑧	自然観察会の開催数と参加者数	ー	22回431人	25回524人	30回900人
2-1-⑨	ホタルの確認場所数	14ﾒｯｼｭ	18ﾒｯｼｭ	18ﾒｯｼｭ	30ﾒｯｼｭ以上
2-2-⑩	自然環境保全地域の指定数	ー	ー	ー	2地域
2-2-⑪	公共の施設等の整備における市民参加箇所数	ー	2箇所	2箇所	5箇所
3-1-⑫	景観形成地区の数	ー	ー	ー	20箇所
3-1-⑬	特別史跡彦根城跡保存整備事業の進捗率	6.5%	25.0%	27.0%	67.5%
3-2-⑭	環境マップづくりの取り組みグループ数	5グループ	15グループ	55グループ	30グループ
3-2-⑮	保存樹木の登録数	10箇所	10箇所	10箇所	20箇所
4-1-⑯	低公害車の導入率	ー	7.3%	12%	30%
4-1-⑰	環境チェック表の利用状況	ー	414世帯	281世帯	1000世帯
4-2-⑱	１人１日あたりのごみ発生量	1,140ｇ	993ｇ	1,001ｇ	930ｇ
4-2-⑲	リサイクル率の状況	13%	15.6%	15.6%	24%
4-2-⑳	グリーン購入ネットワークへの加盟団体数	33団体	61団体	61団体	100団体
5-1-㉑	広域的な環境交流の推進	1ケース	2ケース	2ケース	5ケース
5-1-㉒	環境市民団体の登録団体数	登録未整備	登録未整備	検討会開催	20団体
5-1-㉓	環境学習講座の開催回数と参加者数	ー	24回522人	26回725人	50回2,000人
5-2-㉔	彦根市のホームページでの環境情報の提供数	ー	19項目	21項目	30項目
5-2-㉕	環境パートナー委員会に応募された市民の数（累計）	ー	14人	16人	30人

※平成2年度

旧指標

1-1-②	公共の自転車駐車場の利用率
1-2-⑥	化学物質の排出等に関する事業所の情報公開率
2-1-⑧	ビオトープの創出箇所数
2-2-⑩	彦根市で大切にすべき生き物リストの作成
2-2-⑪	平地部の緑（樹木）の率
3-1-⑫	まちづくり総合支援事業の整備率
4-1-⑯	公共・公益クリーンエネルギー自動車の普及状況
5-1-㉓	こどもエコクラブ、クラブ員数
5-2-㉔	環境情報コーナーの設置箇所数
5-2-㉕	環境パートナー委員会に選任された市民の数（累計）

彦根市環境基本計画および地域行動計画の平成１６年度年次評価報告　概要

１　平成１７年度委員会開催経過

平成１７年　６月３０日　　第１回委員会
　　９月　１日　　第２回委員会
　　１０月１０日　　市民環境フォーラム（参加者：約１，５００名）
　　１１月　２日　　市庁舎環境フォーラム（参加者：２２名）
　　１１月２４日　　第３回委員会
平成１８年　２月１０日　　第４回委員会

２　評価報告書作成手順

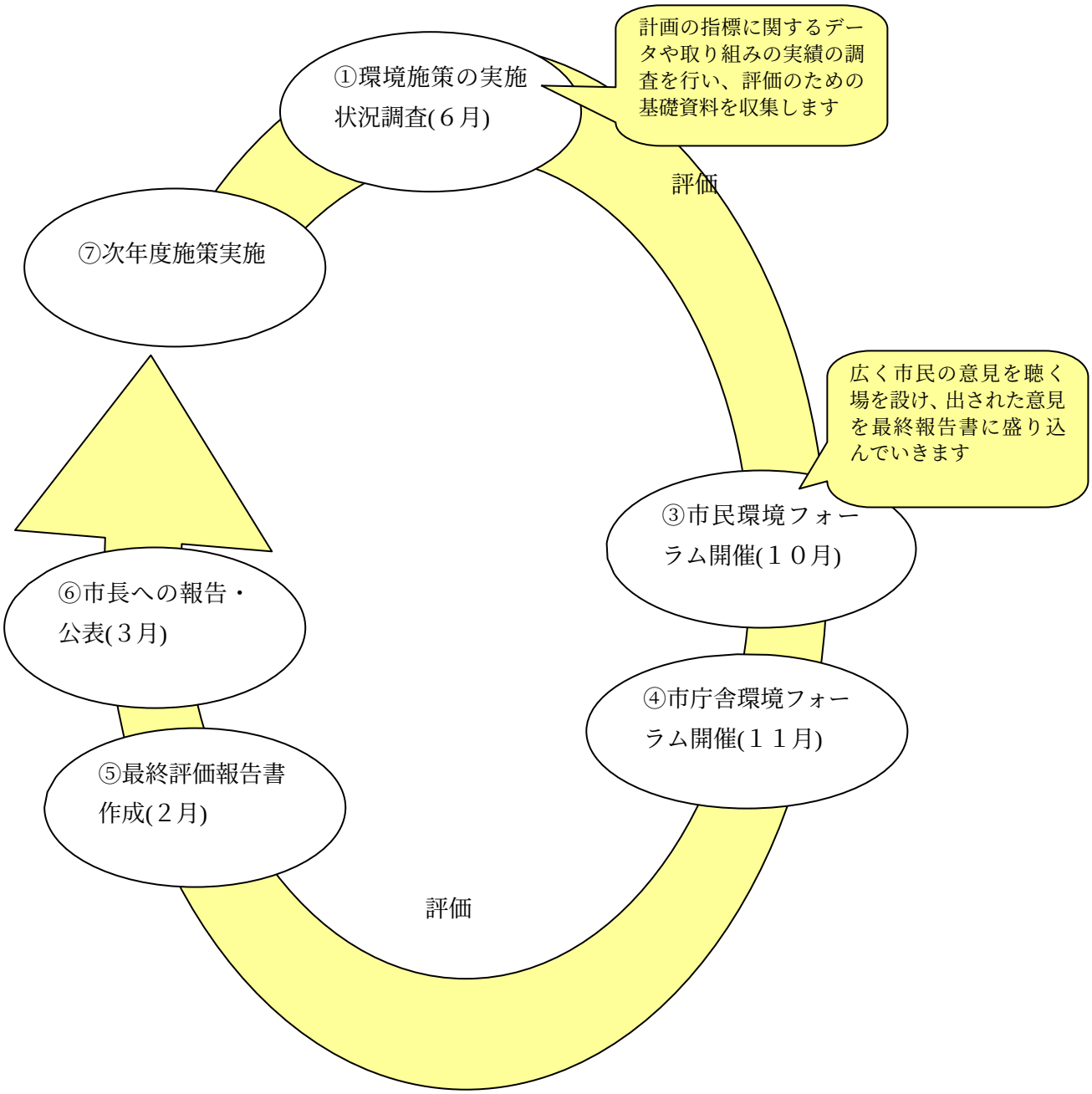

環境パートナー委員会総括

はじめに

『彦根市環境基本計画および地域行動計画』が策定されてから既に 5 年をむかえようとしています。この 5 年間で地球の状況や国内外, 彦根市域の状況も急激に変わってきた部分も見られてきています。それに伴い，この計画についても，実情に合わせて順次見直すことが必要となってきております。彦根市環境審議会でも，中間年をむかえることから，その見直しが検討されております。

そのような, 計画の見直し時期を間近にむかえる平成 17(2005)年度の環境パートナー委員会では, 従来通り，前年度の計画の進行状況について評価検討するとともに，重点項目として,「廃棄物の抑制」および「市民参画の推進」について評価，提言をしてきました。

1.重点項目

(1)廃棄物の抑制

全体的な進み具合としては, 目標に向かって順調に進行していると一定の評価をすることはできます。「⑱ゴミ減量の推進」や「⑲リサイクルの推進」でも，目標値へ順調に推移しています。市の行政としても，ゴミ出前講座やゴミ豆知識などが配布され, 啓発への努力がされていることの成果がうかがえます。リサイクルに関しても，リサイクル活動事業奨励金や古紙行政回収が試行されたりといった取り組みが実施されています。関連する清掃センターおよび生活環境課の積極的な姿勢は評価できます。しかし，容器包装リサイクル法などによる一時的な減少かもしれません。ゴミ処理費用なども考えていくと，有料化といった手段も想定にいれた検討していくことが必要となるでしょう。

順調とはいえ，まだまだよりいっそうのゴミ減量・リサイクル等の周知・啓発支援等が必要です。家庭や自治会，事業所等で具体的に取り組むことができるようなゴミ減量・リサイクルに関するアイデア集などの配布も望まれます。そのような関係主体を増やしていくという意味では,「⑳製造・販売時の配慮」への取り組み（グリーン購入ネットワークへの加盟団体数）が横ばいの状況であることは問題です。不法投棄の現状や散乱性ごみ実態調査からも，市内における重点地域がわかります。これらをどのように制御するかという点においても，行政だけでなく，市民，各団体，企業等への啓発広報等が求められています。

(2)市民参画の推進

「基本方向 5」に「参加と連けい－人を育み協力しあうまちづくり」という目標が掲げられています。環境に関する地域行動計画を推進するには，その主体として市民，企業等が主役にならなければ始まりません。「5-2 情報を共有し計画を推進する体制づくり」に関しての評価は横ばいではあるものの,「環境情報コーナー」は，策定時の一箇所から変わっていません。また，環境パートナー委員会は計画の推進側では無いので，この公募市民数を評価するのはあまり適切ではないでしょう。むしろ，市民環境フォーラムや環境推進市民会議などにおいて参加する市民の固定化，少なさが問題であると言えます。

また,「5-1 環境保全に向けた行動の推進と連けい・協力」の推移や評価もかんばしくありません。連けいのとり組みとして, 今年度から市内の環境関係団体の勉強会(サロン)を開始していることは評価できますが，参加団体がまだまだ少なく，市内全域を対象とした，環境活動に熱心な団体や個人，企業等のリストアップと参加の呼びかけ等が必須でしょう。

環境パートナー委員会では，評価対象として重点項目を決めてはいますが，本来は，環境行動計画を推進する主体側がその年度などの重点項目を決めて活動実践し, それについて評価提案をすべきではないでしょうか。

なお，環境情報共有のひとつとしては，この環境パートナー委員会からの評価報告書もホームページでの公開が必要です。とくに，経年的な傾向としては 3 年間しか掲載していませんので，5 年，10 年という変化を共有しておくためには，情報量が多いホームページの積極的な利用が求められます。実際の施設でもある「環境情報コーナー」の増設が難しいのであれば，インターネット上の情報コーナーの充実も早期的に対処できるひとつの方法です。

2.全体的傾向

「温室効果ガス(CO2)の削減」については，前年度に比べてわずかに減少はしているものの，基準年(1990)から 6%削減するという目標を 2010 年度に達成する見通しは立っていません。厳しい道のりであると言えます。単なる数字をみるのではなくて，より戦略的な削減計画を立てないと減少には向かわないでしょう。

代表指標として指定されている 3 点については，指標の問題で評価できない「まちの緑面積」を除外すると,「生活排水の処理状況」「ごみ量の発生率」ともに目標に向けて順調に進展していると言えます。とくに,「生活排水の処理状況」は，既に計画目標値の 90%を達成しており，目標値自体の修正が必要となっています。「ごみ量の発生率」も，既に中間目標値を達成しています。これらについては，関係者のとり組みが結果として表れてきたものとも言えるでしょう。

では，個別の環境指標を評価してみましょう。

経年的に順調に推移しているのは,「3-1 歴史の趣を感じるまちを築く」としての「⑫景観の保全と創出」および「⑬歴史空間の整備と活用」です。とくに，まちづくり総合支援事業が完了し，また彦根城周辺整備事業も, 来年の築城 400 年祭をむかえてさらに推進されつつあることは評価できるでしょう。ただし，整備計画等だけでなく，市民ひとりひとりが景観づくりに関して何ができるかを考えて実行していくことも忘れないようにしなければなりません。

また，緑に関しての指標には問題があるものの，傾向として順調に進んでいるものとして,「自然豊かにふれあい深めるまちづくり」に属する「⑦水・土・空気の良好な循環」「⑧森と生物の保全」「⑨身近な生物を大切にする」「⑩生物との共生をすすめる」があります。とくに,『彦根市で大切にすべき野生生物－レッドデータブックひこね－』が発刊されたことは大きな進展であり，今後の生き物との共生を考えるとり組みの基盤をなすものと言えます。今後の活用が期待されます。ビオトープ創出箇所やホタル確認場所数は横ばいですが，必ずしも自然そのものの状況というよりは，整備数や観察会といったとり組みの積極性にも関係することであり, いっそうの啓発や観察会等の開催が求められるでしょう。透水性舗装箇所についても順調に増加して評価できますが，市民に認知されているかといった点ではやや疑問視されています。

「1-1 良好な生活環境づくりをすすめる」に関する目標については，エコフォスター登録団体数は飛躍的に増加し，公共の自転車駐車場の利用率も向上しています。また，都市公園面積は人口増により数値としては下がっています。うるおい空間としては，都市公園だけではなく身近な公園等も含まれますし，「安心して歩けるまち」という目標には，自転車駐車場の利用以外にも，学校登下校のパトロールや交通安全監視員などといった実情も含まれるべきで，関係指標等の見直しも必要でしょう。

「1-2 環境汚染を防止し，より良い環境を創出する」目標については横ばいの評価です。指標によって様々ではありますが，積極的に情報を公開し，なぜそのような数値になったのかを関係する主体間で共有することが大切です。因果関係が理解されないと，結果だけで一喜一憂しても行動には移すことができないからです。

「4-1 エネルギー対策をすすめる」に関しては，指標値は低下し，評価もかんばしくありません。とはいえ，省資源・省エネルギーの推進には多様な方策があります。エコカーや環境チェック表以外にも，主体によって取り組みやすい方策がされているものもあり，そのような動きも把握して評価していくべきでしょう。昨年の市民活動フォーラムにおいて，環境啓発のポスターが多く作られたことなども評価できます。ISO14001 とも連動しながら，冷暖房温度の調節やマイカー利用の自粛といった具体的な推進施策の推進も必要でしょう。

「3-2 環境にとけこんだ生活文化を育む」に関しても，指標値，評価ともによくありません。しかし，環境マップづくりだけの評価では，環境マップそのものの受け皿や仕組みがない状況では，姿勢としては判断しにくいところです。前述の環境啓発のポスターづくりなども積極的に評価していくべきでしょう。保存樹木についても，単なる登録数だけではなく，広報や登録へのインセンティブのある仕組みづくりが無いと，なかなか市民意識もあがらないと考えます。生活文化という面では，それこそ多種多様なとり組みがあるので，その多様性をどのように拾い上げて評価していくかということも環境パートナー委員会の課題でもあります。

3.今後へ向けて

(1)計画の実践主体・組織の育成へ

今年度重要項目とした「市民参画」の項でも述べましたが，市民，事業者，行政等が重なり合う中で，行動計画を推進する主体・組織を育成していくこと重要です。環境パートナー委員会はあくまでも評価機関であり，PDCA サイクルで言うところの，「Check…測定結果を評価し，結果を目標と比較するなど分析を行う」および「Act…プロセスの改善・向上に必要となる変更点を明らかにする」に過ぎません。環境基本計画が Plan であるなら，現在ぽっかりと抜けているのが Do という実施主体です。

先進的な地域では，「京のアジェンダ 21 フォーラム(京都市)」「おおつ環境フォーラム(大津市)」といった推進組織が多彩な活動を展開していますが，彦根市としてどのような組織，仕組みが適当なのかを具体的に考え

	推進タイプ	
	地域型	テーマ型
定義	主体の住む身近な地域に興味・関心・問題意識を持ち，地域の環境を守ろうとするもの	主体が興味・関心・問題意識を持つ環境のテーマについて，学習し，実践行動するもの
取り組み	まち歩きや地図づくりなど地域がどうなっているかを検証するもの	温暖化問題から由来する環境家計簿運動などテーマに由来する実践活動
特徴	参加の敷居は低い →環境問題と肩肘を張る必要がなく，地域住民が参加しやすい	地域の制約を受けない →・広域的なつながり・展開の期待 ・現状としては，同じ顔ぶれ

ていくことが重要でしょう。ひとつの考え方としての「テーマ型」と「地域型」を紹介しておきます。京都市や大津市のとりくみは，どちらかと言えばテーマ型と言えます。関心のあるテーマに応じて，ワーキンググループをつくり，そこで具体的な活動を推進していくというものです。一方，地域型は，小学校区や字(あざ)といった地域コミュニティ単位で活動に取り組んでいくというものです。彦根市ではどちらが適しているかということは言えませんが，どちらからもが運動生起への糸口となりえます。地域から展開していくのか，テーマから展開していくのか，戦略的な展開を考えることが必要になります。

(2)目標シナリオをより具体的に

彦根市環境基本計画に示されている目標像や環境指標は，前述のように見直しに入ることとなっています。環境指標として，具体的な数値目標を設定し，5 年後，10 年後の目標を明示しています。具体的な数値でチェックしていくということはわかりやすく，目に見えて評価が可能ではありますが，逆に言えば，時代に合致しない指標や，いまひとつ目標像との関連がわからない数値といった“ 数の独り歩き ”の面も生じることとなっています。このことについては，単純に環境指標を修正すれば良いというだけの問題ではありません。

『彦根市環境基本計画および地域行動計画』において，その後あまり顧みられていないものとして，「地球環境保全のための重点行動」があります。ここには，具体的な 6 テーマと行動目標が具体的に整理されており，環境基本計画の目標像へ向けてのステップごとの行動例が主体ごとに整理されています。経過年度において，単に数値目標だけを細い針金のような線として見るのではなく，その年度において重点テーマを定め，それに基づいて各主体ごとに具体的な行動目標を決めて努力してみる，そして結果を評価するといったサイクルが必要ではないでしょうか。そのような行動を評価するものとして指標があると言えます。指標ありきでは無いのです。

(3)自己宣言シートと行動メニュー集を

具体的には，推進組織が主体となってその年の重点テーマを決め，各主体ごとに，どのようなことに取り組むかという「自己宣言シート」のようなものを書くのはどうでしょうか。それを市民環境フォーラムにて発表して共有します。これは，行政の各部署，市民団体，企業，家庭，学校など，それぞれがそのテーマならばどのようなことができるかということを考えることが大切なのです。集約したものは行動メニュー集とすることができ，どのようなアイデアがありうるのか，また実践の結果を共有することで，どのような効果と工夫があったのかを知ることができます。重点テーマは毎年変わってもよいでしょう。一度実践してみたテーマは継続も期待できます。昨年，庁内環境フォーラムで実施したワークショップでもアイデアを出してもらいましたが，身近にできることを出し合って積み上げていくことが重要です。

さらに言えば，市民環境フォーラム等にて，実践を頑張った主体には，〇〇賞といった表彰制度があると励みにつながるでしょう。これからの時代，一律的な支援ではなくて，競争的な性格の支援もあってしかるべきで，努力している自治会や家庭等が評価されていく仕組みをつくることも大切です。

環境パートナー委員会からの意見と行政対応

平成１５年（2003 年）より、環境パートナー委員会において環境計画の評価検討を行う過程で出された意見のうち、行政（市役所担当課）へ対応や回答を求めるもの、また、市民環境フォーラムで参加者から出された意見についての行政からの回答を掲載しています。そして、昨年度からは前年度の回答に対する進捗状況についても調査、掲載しました。

今年度も、委員会意見に対する市役所各担当課からの回答および昨年の回答事項の進捗状況について掲載します。

（1）平成１７年度（2005 年度）意見について

◎環境パートナー委員会意見に対する行政の対応

●意見一覧

1

国では、レジ袋の有料化も言われているが、ごみを出した人がお金を払うというような仕組みが必要ではないか。

2

ごみの排出量自体を減らす施策が必要ではないか。

3

雨水の利用等積極的に PR してはどうか。

4

ごみ量について、県内他市町村や国などと比較が必要ではないか。

5

清掃センターの見学の機会をもっと増やすなど、啓発を積極的に行うべきではないか。

6

自治会の中に、リサイクルを推進するなど環境に関する委員を作ってはどうか。

7

環境市民団体活動を推進するため、コアとなる団体等の育成をしなくてはいけないのではないか。団体リストの作成も必要ではないか。

※　適用について・・・　Ａ：次年度（平成１８年度）中には対応します。
Ｂ：次々年度（平成１９年度）中には対応します。
Ｃ：中長期的に検討します。
Ｄ：今後の施策展開の参考にしますが、対応はできません。

●回答

1　国では、レジ袋の有料化も言われているが、ごみを出した人がお金を払うというような仕組みが必要ではないか。	
C	清掃センター
レジ袋の有料化はレジ袋を求められる方が減り、ごみ減量に対する有効な手段であると考えられます。また、家庭ごみの処理有料化は、住民の方に対する意識啓発が図られ、かつ、ごみの発生抑制や負担の公平性などの観点から、今後ごみの減量化・資源化の有効な手段のひとつと言われています。現在国においても、ごみ処理有料化についての考え方が整理されガイドライン等が出されるとのことから、彦根市においても、ごみ処理有料化について検討していきたいと考えています。	

2　ごみの排出量自体を減らす施策が必要ではないか。	
A	清掃センター
ごみ排出量を減らすためには、まず、ごみとして出されるものから資源化できるものを除くことであり、各家庭での分別を徹底していただき、リサイクル可能な容器包装類、カン・金属類、びん、ペットボトル、廃乾電池等の分別回収を引き続き行います。さらに、ごみの発生そのものを抑えるように、例えば、物を長く大切に使うことや買い物袋の持参等を広報ひこね、ごみの出前講座、清掃センターの施設見学、彦根市ホームページ、今後実施される環境関係会議等の場を通じて広報、啓発していきます。また、ごみの減量の有効な手段であるごみ処理有料化を検討します。	

3　雨水の利用等積極的に PR してはどうか。	
B	生活環境課
市では、広報やホームページ、環境配慮チェックシート等を通して、省エネの実践を呼びかけています。啓発を行うにあたり、誰もが取組むことのできる、より具体的な事例を紹介するようにしておりますが、今後、ご提案のありました雨水の利用などについても紹介していきます。	

4　ごみ量について、県内他市町村や国などと比較が必要ではないか。	
A	清掃センター
現在、ごみの原単位（１人１日あたりのごみ量）で国の平均値と比較するなどしています。今後は、彦根市の統計ばかりでなく、国の白書や県の統計、他市のホームページなどにより状況を把握し、有効に活用していきます。	

５　清掃センターの見学の機会をもっと増やすなど、啓発を積極的に行うべきではないか。	
A	清掃センター
清掃センターの施設を見学された市民の方々から「実際に現場を見て、分別の大切さ、ごみ問題を実感した。」との感想を頂いており、啓発としての清掃センター見学は有効であると考えており、平成１６年度は、年３回の「清掃センター施設見学会」を実施しました。 今年度は、市のホームページに「ごみの出前講座」とともに「清掃センター施設見学会」の記事を掲載し、随時の受付をしていますが、市民の利用は低調です。今年４月から１０月末までの見学者は約１５００人ですが、そのほとんどが小学校をはじめとする学校関係であり、大人の市民の見学は３％に満たない状況です。今後はいかにして大人の方に施設を見学していただくかを考える必要があります。次年度も清掃センター施設見学の受付を年間通じて行うとともに、できるだけ希望の日時に施設見学していただける体制をとります。また、施設見学への参加を積極的にＰＲし、少しでも多くの市民の方に現場を見ていただけるよう工夫していきます。具体的には、広報ひこねへの記事の掲載（６月の環境月間、１０月の３Ｒ推進月間）やごみカレンダー配布時の自治会長あて文書等でごみの出前講座、清掃センター施設見学会の開催や参加を呼びかけます。	

６　自治会の中に、リサイクルを推進するなど環境に関する委員を作ってはどうか。	
D	企画課
自治会につきましては、地域住民の皆さんの自治意識に基づき、相互の連絡、生活環境の整備等良好な地域社会の維持と形成を目的として、自主的に組織された任意的な団体であると認識しています。したがいまして、企画課（まちづくり担当）としては、自治会の趣旨ならびに自主性を尊重していきたいと考えており、役員構成や役員選出方法には関係していません。こうしたことから、清掃センター、生活環境課等で実施しているリサイクル推進にかかる地域等への啓発活動の一環により、自治会へ働きかけていくことが必要ではないかと考えます。	

７　環境市民団体活動を推進するため、コアとなる団体等の育成をしなくてはいけないのではないか。団体リストの作成も必要ではないか。	
A	生活環境課
環境市民団体活動の推進を図るためには、これらの活動に多くの方が参加し、取組むことがその団体の育成につながると考えます。また、同じ目的をもった団体間が連携することも今後必要になるものと考えます。そのために、団体の活動を市のホームページ上で紹介するなど参加者の増加と団体間の連携が図れるよう支援していきます。	

（２）平成１６年度（2004 年度）意見について

①環境パートナー委員会意見に対する行政の対応

●意見一覧

	内　　容	昨年度摘要	担　当　課
1	ペットボトル回収ボックスの回収率や効果、また拠点増設についての調査検討はされているか。	A	清掃センター
2	道路や公共施設における透水性舗装について、表示などをして市民に積極的にアピールしてはどうか。	A	道路河川課
3	保存樹木の登録数増加に向けた検討委員会の設置が必要ではないか。	A	生活環境課
4	市の公用車の利用実績や利用率の向上のための対策なども積極的に公表していくべきではないか。	A	総務課
5	市のグリーン購入対象品目を事務用品以外にも追加できないのか。	A	生活環境課
6	環境教育を推進していくために、各教育現場からテーマを募集するなどの方法で、各学校に独自性を持たせた取り組みをすすめられないか。	A	学校教育課
7	市のホームページへ環境パートナー委員会や彦根市環境推進市民会議の議事録などを公開し、アピールしてはどうか。	A	生活環境課
8	市の各課の参加による環境に関する討議・意見交換が効率よく実施できる会合の開催を検討してはどうか。	B	生活環境課

１　ペットボトル回収ボックスの回収率や効果、また拠点増設についての調査検討はされているか。

昨年度回答：A		清掃センター
（昨年度回答内容） ペットボトルの分別収集は平成１２年４月から各小学校や公園などを中心に約１５０箇所での拠点回収を開始し、現在では約２５０箇所での拠点回収を実施しています。収集量も増加し、今後もペットボトルの需用が増大すると考えられることから、自治会と協議を重ねながら、増設していく予定です。	⇒	**（進捗状況）** **平成１６年度末では約２５０箇所あったものが、平成１７年１１月時点では約３００箇所とさらに増設が進んでおります。今後も必要に応じ増設（整理統合を含む）等をしていきたいと考えています。**

２　道路や公共施設における透水性舗装について、表示などをして市民に積極的にアピールしてはどうか。

昨年度回答：A		道路河川課
（昨年度回答内容） 透水性舗装については、降雨時の水たまりの発生抑制など歩行性の改善はもとより、透水機能による地下水涵養・雨水流出抑制・植生等の地中生態の改善（街路樹の育成、土壌の酸欠防止）・路面温度の上昇抑制などの効果が期待されています。このこ	⇒	**（進捗状況）** **現在、掲載内容について、行政用語や舗装専門用語の排除等、市民にわかりやすくするため、関係各課と協議をして内容の精査を行っており、平成 17 年度中の掲載を目指しています。**

とから、県において平成７年から透水性舗装の運用が開始され、以後市の道路改築事業（歩道）及び公共施設事業（駐車場）による整備時には、透水性舗装を採用しています。透水性舗装の効果については、事業説明会時に併せて説明していますが、関係者に限られることから、行政側から市民全般に積極的な広報ができていないのが現状です。今後、ホームページに透水性舗装の効果を含めた効用を掲載することにより、市の環境負荷軽減の一部を担っていることへの理解を図ります。		

３　保存樹木の登録数増加に向けた検討委員会の設置が必要ではないか。		
昨年度回答：A		生活環境課
（昨年度回答内容） 現在、市では保全樹木７箇所と保存樹林3 箇所を指定しています。昨年度、市民団体による古木調査の結果が報告されました。このような結果を参考にしながら、どのような樹木や樹林を指定し保存するのがふさわしいのかを専門的な見地も取り入れて進めていきたいと考えており、パートナー委員会からの提言を尊重し、新たな指定に向けて対応していきます。	⇨	**（進捗状況）** **保存樹木の指定については、平成 15 年度に市民団体による古木調査が行われています。この調査結果をもとに今後、有識者の意見や環境審議会、環境パートナー委員会等の意見を参考にし、今年度中に新たな指定が行えるよう取組んでいきます。**

４　市の公用車の利用実績や利用率の向上のための対策なども積極的に公表していくべきではないか。		
昨年度回答：A		総務課
（昨年度回答内容） 市でのＩＳＯ１４００１への取組みや実績については、今年度から市役所１階の情報公開コーナーに置いていますが、ここに関係資料を追加するなどの方法により、公用車の利用実績や利用の効率化に係る取組みや対策について、できるだけ公表できるよう検討していきたいと考えています。	⇨	**（進捗状況）** **平成 17 年度からは、公用車燃料をはじめ電気、ガス、事務用紙等エネルギー資源の節約･節減および有効利用について市の施設内での具体的な取組みを記載した「省エネルギー、省資源および廃棄物抑制推進手順書」を追加しました。なお、公用車の燃料については、同一目的地へ出かける時の相乗りや行先が近い場合の自転車の利用、アイドリングの自粛、経済速度での走行等により使用量の削減に努めるよう各課へ通知しています。その他、省エネ・省資源の具体的な取組みについては、これまでのように冊子「ISO14001 取組結果」により公表するほか、彦根市のホームページによる公表等についても検討する必要があると考えています。**

5　市のグリーン購入対象品目を事務用品以外にも追加できないのか。		
昨年度回答：A		生活環境課
(昨年度回答内容) 今年度中に公用車、ＯＡ機器をグリーン購入の対象品目に追加し、次年度以降グリーン購入状況を把握していきます。それ以外の物については、次年度以降も検討を重ね、順次追加していきます。	⇨	**(進捗状況)** **グリーン購入対象品目の指定については、追加ができていません。現在、OA 機器、自動車等の指定に向けて検討を行っており、今年度中に指定を行い、来年度より運用していきます。**

6　環境教育を推進していくために、各教育現場からテーマを募集するなどの方法で、各学校に独自性を持たせた取組みをすすめられないか。		
昨年度回答：A		学校教育課
(昨年度回答内容) 市内の各学校では、すでに独自の取組みを進めています。このような環境教育の取組みを学校側が他校の情報として得ることによって、今後の参考にすることができると考えられ、まずは今年度の内容について取りまとめたものを来年度当初の環境担当教員対象の環境教育主任会議に情報提供していきます。また、市の環境教育の主担当課である学校教育課と生活環境課との連携を図るため、環境教育主任会議を通して情報交換をしていきます。	⇨	**(進捗状況)** **高宮小学校では「ほたるのすむまち高宮町」と題して、地域に流れる太田川の環境について学習を深めています。本年度は、地域の人材を活用し、ほたるについての講演を聞き、太田川流域の水生昆虫の調査、流域に育つ植物調べを行い、ほたるを幼虫から観察しています。稲枝北小学校では、「魚のゆりかご水田プロジェクト」という名で水田漁労体験を行っています。ニゴロぶなの稚魚を水田で育て、大きくなったふなを捕獲し、琵琶湖に放流するという取組みです。若葉小学校では、開校以来、「私の木」という取組みを行っています。校庭に植えられた木を、低学年の児童と、高学年の児童がペアを組み、共同で世話をするというものです。鳥居本小学校と中学校では、小・中合同で、7 年前から清掃活動に取組んでいます。このような独自性のある環境学習を推進しています。**

7　市のホームページへ環境パートナー委員会や彦根市環境推進市民会議の議事録などを公開し、アピールしてはどうか。		
昨年度回答：A		生活環境課
(昨年度回答内容) 環境パートナー委員会や環境推進市民会議は、計画を進めていくためにも重要な位置付けを持つ組織であり、積極的に情報を公開し、参画を呼びかけていく必要があります。来年度はその一つの手法として、ホームページへの掲載について検討します。	⇨	**(進捗状況)** **環境パートナー委員会での結果については評価報告書としてまとめられたものを市のホームページ上で公開しています。今後も取組みの紹介などより多くの情報をホームページ等を使って公開して行きます。**

8　市の各課の参加による環境に関する討議・意見交換が効率よく実施できる会合の開催を検討してはどうか。		
昨年度回答：B		生活環境課
（昨年度回答内容） 昨年度より、市職員向けの庁内環境フォーラムを開催しています。これは、環境部局以外にも計画の推進に関わる部局が多くあり、職員の意識を高めていく必要があるということで、環境パートナー委員会から提言いただいたことによるものです。今年度は、この中でワークショップを取り入れ、各課の専門性を持ち寄り、幅広い視点で捕らえていく機会を設けました。次年度以降も、このフォーラムをさらに充実させ、活発な討議・意見交換ができるよう工夫していきます。	⇒	**（進捗状況）** **平成 17 年 11 月 2 日に市職員向けの庁内環境フォーラムを実施し、環境部局を除き、13 課 15 名の参加のもと、ワークショップ等を通じ、環境に関する討議、意見交換を行いました。**

②市民環境フォーラムでの市民意見に対する行政の対応
●意見一覧

	内　　容	昨年度摘要	担　当　課
1	ごみ分別と同時に、資源として生かされるものの分別についてももっと啓発をするべきである。	A	清掃センター
2	リサイクルの効果を広報ひこねなどで公表したらどうか。	A	清掃センター
3	物品製造、流通、販売など事業者が環境について考えるような場が必要ではないか。	A	商工課
4	フォーラムで、資料などの用紙は最小限にするように、配慮すべきである。	A	生活環境課
5	環境問題を考える多くの講座を開催してほしい。	B	生活環境課

1　ごみ分別と同時に、資源として生かされるものの分別についてももっと啓発をするべきである。		
昨年度回答：A		清掃センター
（昨年度回答内容） 平成 14 年 10 月より、プラスチックごみの中からリサイクル可能な容器包装類を抜き取り、リサイクルの推進と併せて埋立処分量の削減に努めています。開始に先立って、プラスチックごみの正しい出し方等については広報誌において 3 回シリーズで掲載し、チラシも全戸に配布して啓発を図りました。また、今年度も、広報誌で資源化に伴う分別について啓発しました。しかし、プラスチックごみの出し方を見ると、プラスチックごみの中にペットボトルが非常に多く混入しています。また、食品トレーやビニール袋の中に食べ残しなどの異物が多	⇒	**（進捗状況）** **本年度からの清掃センター施設見学を年 3 回の期日を限定したものから随時、少人数からでも受け入れをさせていただき、この見学を通して実際のプラスチックごみをはじめ、缶・びん・金属類・ペットボトルを手作業で選別している現状を確認いただくことにより啓発を実践しています。また、ごみの出前講座でも説明を行っています。**

く、リサイクル不能となるばかりでなく、強い腐敗臭を放つ原因となっています。こうした状況を踏まえ、プラスチックごみをはじめ、缶・金属類、びん類、ペットボトル、古紙がどのような方法で処理され、どのように再利用されるのかを具体的に示す等して、繰り返し啓発を図っていきます。啓発の手段は、広報誌をはじめ、ごみの出前講座、清掃センターの施設見学会等とします。		

2　リサイクルの効果を広報ひこねなどで公表してはどうか。		
昨年度回答：A		清掃センター
（昨年度回答内容） 清掃センターでは、ごみの減量化を推進し、最終処分場の延命化を図る等を目的として缶・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチックごみ、廃乾電池について資源化を行っています。また、粗大ごみの破砕処理工程で鉄、アルミの金属類の回収を行うとともに直接搬入された燃やせるごみの中から新聞紙、雑誌、段ボールを回収し、資源化を図っており、広報ひこねで掲載してきましたし、今年度から実施している「ごみの出前講座」、「清掃センター施設見学会」においても状況の説明を行っています。今後はリサイクルの状況、ごみの出し方に加え、リサイクルを行うことによる効果にも触れていきます。	⇒	**（進捗状況）** **現在、実施しているごみの出前講座や施設見学会でリサイクルの効果について説明しています。今後は、リサイクルを推進した結果、どのようにごみの排出量が減ってきているのかを広報ひこね等を通じてお知らせしていきます。なお、本件は、リサイクルの推進やごみの減量のため、今後も鋭意続けていかなければならないと考えています。**

3　物品製造、流通、販売など事業者が環境について考えるような場が必要ではないか。		
昨年度回答：A		商工課
（昨年度回答内容） 工場等の新設・増設ならびに移設について、彦根市工場設置奨励条例による奨励措置対象事業所には、彦根市との公害防止協定の締結の他、審査会委員による環境面への配慮等を事業者の条件としています。「彦根市異業種交流研究会」（彦根商工会議所事務局）においても、環境についての研修を行っていただいております。事業者自らが環境への負荷を減らすよう努力することは必要であると考え、市においても機会を設けていきたいと考えます。	⇒	**（進捗状況）** **平成 17 年度開催の「第 3 回ユビキタスセミナー」において、－ユビキタスによる物流とゼロエミッション革命－と題し、旭化成ホームズ株式会社の取組みを紹介され、商業者等の事業者の他、一般市民の方や、市外からも参加されました。内容はＩＣタグという電子タグを活用し、物流面における商品管理を行う一方、繰り返し使用できる梱包材との一体化により、コスト削減とゼロエミッションへ取組み、さらには、製造元への配慮からもリターナブル梱包材を、他の企業（住宅メーカー）への利用も勧めている点等を紹介しました。主催者の彦根ユビキタス産業協議会は、本年 1 月に設立され、多分野から会員を得ており彦根市も会員となっています。**

4　フォーラムで、資料などの用紙は最小限にするように、配慮すべきである。		
昨年度回答：A		生活環境課
（昨年度回答内容） フォーラムなどを開催する際、主催者として準備する資料についてはできるだけ無駄にならないように配慮しており、全員にお渡しする資料の他、データ集や参考資料は希望者のみ受付にてお取りいただくようにしています。今後は、資料を紙ベースで配布する必要があるのかという根本的な部分も含めて検討し、最小限に抑えるよう努力していきます。	⇒	**（進捗状況）** **今年度の市民環境フォーラムでは、プロジェクター等を利用し、映像により資料やデータを参加者に示しました。今後もフォーラムに限らず、資料等の配布については、その必要性を検討し、実施していきます。**

5　環境問題を考える多くの講座を開催してほしい。		
昨年度回答：B		生活環境課
（昨年度回答内容） 市では、市民から環境に関する意見を聴く場として市民環境フォーラムを定期的に開催している他、市民団体による自然観察会、ワークショップ、各種研修会などを支援し、市民の関心が高い水・緑・ごみの環境問題を中心に考える機会を多く持ってもらえるようすすめています。その中で、子どもへの環境教育は、子どもから大人へ、そして地域へ広げていくことが期待できるため、重要な位置付けを持たせながら、学校教育とも連携しつつすすめていきたいと考えています。その他には、対象者の設定やどのような分野の環境を取り上げるかという点について、その時々のニーズに応じた内容にしていくことが必要であり、事業の計画段階から、十分に検討を重ねていきたいと考えています。	⇒	**（進捗状況）** **市では、環境を考えてもらう場として市民環境フォーラムや自然観察会、ワークショップ、学習会等を実施しています（市民団体への委託含む）。また、市以外でも県や多くの市民団体が多種多様な環境に関する講座、学習会を開催されています。これらの講座に関する情報がより多くの方に伝わるようホームページ等を通じて情報発信していきます。**

（３）市民団体の活動

環境保全に関する市民団体の自主的活動は、環境基本条例においても重要な位置付けにあります。ここでは、いくつかの市民団体活動の取り組みを紹介します。

①快適環境づくりをすすめる会

快適環境づくりをすすめる会（以下「すすめる会」）は昭和５９年7月１９日、環境問題に取り組む市内の団体と市の関係課が一堂に会し、環境問題を総合的にとらえ行動する団体として結成されました。

すすめる会の活動は、自然観察会をはじめ、ネイチャーアドベンチャーの開催や自然観察ガイドブックの刊行など、多彩な環境啓発事業を展開しています。

また、すすめる会は、団体の加入に加えて個人の参加も可能となり、環境に関心をもつ様々な参加者によって積極的な活動が行われています。

平成１７年度快適環境づくりをすすめる会行事

活動日時	活動内容	活動場所	人数
5月２４日	びわ湖会議総会	コラボしが２１	１
6月１１日	ホタルの観察会	鳥居本地区公民館	３０
7月２４日	ネイチャーアドベンチャー	男鬼町	５０
２７日	標本づくり体験教室	雨壺山	２２
8月　３日	川の生き物観察会	犬上川南青柳橋付近	４５
9月　３日	環境シンポジウム	滋賀県立大学交流センター	１５０
２３日	タカのわたり	佐和山	２０
１０月１０日	市民環境フォーラム	ひこね市文化プラザ	２００
１６日	キノコの観察会	鳥居本	２８
１１月２７日	彦根城樹木ウォッチング	彦根城	２５
1月２８日	水鳥の観察会	犬上川河口	１４
2月２３日	びわ湖会議研修会	県庁別館	１
3月２１日	早春の草花観察会	鳥居本	５０

②彦根市環境保全指導員

彦根市環境保全指導員は、平成４年に彦根市が策定した「生活排水対策推進計画」に基づき、生活排水に関する啓発を地域において推進する指導者として市が認定した方々です。

現在５０名余りの方に認定証を交付しており、地域や市域における環境啓発行事などで活躍いただいています。

③リサイクルステーション運営委員会

リサイクルステーション運営委員会は、平成１２年５月、リサイクルに関心をもつ市内のボランティアの方々を中心に結成されました。銀座商店街にあるリサイクルステーションは廃棄物の減量とリサイクルに関する実践・啓発に取り組んでおり、事務所には不用品を希望者に提供するバザーコーナーや廃ガラスを利用したガラス工芸体験コーナーなどを設けているほか、新聞・雑誌・古着・PET ボトル等の資源回収、大型生ごみ処理機による生ごみの堆肥化にも取り組んでいます。

また、家庭に眠る不用品や手作り品等を必要とする人に再利用してもらうことを目的として、月１回の割合で環境フリーマーケットを開催しており、毎回多くの出店者・来場者でにぎわっています。

【リサイクルステーション】

所在地：彦根市銀座町４－１９

開店時間：１０時～１６時（日、木曜定休）

④彦根市環境推進市民会議

彦根市環境推進市民会議は、平成１３年７月「彦根市環境基本計画および地域行動計画」を市民にＰＲしながら計画の推進を図ることを目的に設立された市民団体で、「環境配慮行動チェックシート」の作成・配布やワークショップなど様々な事業を行っています。

（４）環境行政施策の新たな展開

良好な環境の保全と創出に向けた事業は、平成１３年３月に策定した彦根市環境基本計画および地域行動計画の中で体系的に整理され、計画的に実施されています。これらの事業や施策の成果と実施状況は以下のとおりです。

○　エコフォスター活動

本活動は、公共的場所の美化および保全のため、県民、事業者等が当該場所を愛情と責任を持ってボランティアで美化清掃し、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と行政が一体となった地域活動を推進することを目的としています。

美化清掃活動を行おうとする団体は、県または市町と合意書を交わし、その合意書に基づいて定期的、継続的に一定の場所の美化清掃を行います。県または市町は、その団体の活動に対し、活動経費の支援を行うとともに、活動内容を示すエコフォスターサインを設置しています。

淡海エコフォスター活動団体一覧　（県登録）

エコフォスター名	実施場所
日本マクドナルド彦根エリア	彦根停車場線ほか道路
緑とやすらぎのある新海浜を守る会	湖岸（新海浜）
昭和電工㈱彦根事業所	三津彦根線ほか道路
ＮＰＯ法人芹川	芹川
大日本スクリーン製造㈱彦根地区事業所	多賀高宮線
港湾通りを美しくする会（湖東地域振興局）	彦根港彦根停車場線
伊奈精機㈱	大津能登川長浜線
日本たばこ産業㈱彦根営業所	三津彦根線
滋賀県立大学事務局エコフォスター	八坂高宮線
八坂美岸愛好会（滋賀県水産試験場）	琵琶湖岸（八坂町）
ボランティアグループ久留美	上新海上稲葉線、愛知川ほか
社会福祉法人近江ふるさと会	琵琶湖岸（石寺町）
彦根ボランティアガイド協会	彦根城線
㈱杉本商事・(有)杉本紙業	敏満寺野口線
城北通りを美しくする彦根署の会	彦根城・彦根停車場線
㈱棚橋食品	彦根環状線
彦根夢京橋商店街振興組合	彦根近江八幡線
江面川に親しむ会	江面川
㈱高木造園	大津能登川長浜線
彦根道路㈱	三津彦根線
㈱橋本建設	三津屋野口線
㈱堤建設	大堀多賀線
㈱森音	彦根環状線
㈱コーエイ建設	彦根近江八幡線
那須緑地㈱グリーンクラブ	大津能登川長浜線
谷庄建設㈱	彦根城線
山甚建設㈱	彦根八日市甲西線
(有)北葉	琵琶湖岸（三津屋町）
(有)北川	琵琶湖岸（須越町）
真の家庭運動推進滋賀協議会「サラン彦根」	湖岸、ポケットパーク、さざなみ街道
湖東地域振興局地域健康福祉部	三津彦根線

平成 17 年 12 月末現在

彦根エコフォスター活動団体一覧　（市登録）

エコフォスター名	実施場所
彦根雨壷山・護林会	彦根千鳥が丘公園
荒神山を愛する仲間の会	荒神山林道および荒神山周辺
滋賀中央信用金庫	京橋交差点～滋賀大学交差点
大東電材㈱彦根事業所	中山道（葛籠町～出町）
独立行政法人国立印刷局彦根工場労働組合	おさつ街道（岡町郵便局～南彦根駅前）

平成 17 年 12 月末現在

○　クリーンエネルギー自動車の導入

本市は平成１１年１０月、公用車にはじめて天然ガス自動車を導入しました。天然ガス自動車は、通常のガソリン車と比べて、二酸化炭素をおよそ３０%、窒素酸化物をおよそ７０%削減できるとともに、黒煙などの微粒子をほとんど発生しないなど、環境に対してクリーンな自動車です。

その他にも、電気とガソリンを併用したハイブリッド車や、排ガス中の有害物質量を抑えた低排出ガス車を導入しており、平成１７年度現在、本市のクリーンエネルギー自動車は、低公害車２３台（ 天然ガス車３台、ハイブリッド車２台、平成１７年排出基準７５%低減・平成２２年燃費基準＋５%達成車１台、平成１７年排出基準７５%低減・平成２２年燃費基準達成車１台、平成１７年排出基準５０%低減・平成２２年燃費基準＋５%達成車２台、平成１７年排出基準５０%低減・平成２２年燃費基準達成車７台、平成１２年排出基準７５%低減・平成２２年燃費基準達成車３台、平成１２年排出基準５０%低減・平成２２年燃費基準達成車４台 ）となっています。

○　地球温暖化対策の推進

近年、温室効果ガスが増加し、地球温暖化が国際的な問題となっています。国連では、気候変動枠組条約に基づき、１９９７年に地球温暖化防止京都会議で京都議定書を議決し、我が国は、２００２年５月３１日に京都議定書が国会で承認され、２００４年６月４日国際連合に受諾書を寄託しました。これにより、我が国では２００８年から２０１２年までの５年間で温室効果ガス排出量を６％削減することを目標に「クールビズ」や「ウォームビズ」など身近で取り組み易い対策を取り入れるなど、様々な温暖化防止対策に乗りだしています。

温室効果ガスには二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素、フロンなどがあります。その中でも主要な原因となっているのが二酸化炭素です。化石燃料の消費や森林伐採などが原因となり、大気中の二酸化炭素は急激に増加しています。この急激な二酸化炭素の増加が気象に与えている影響を見ていくと、世界では、この 100 年の間に平均気温が約 0.6℃上昇し、彦根市では、約 1℃上昇しています。その他の変化についてもみていくと、熱帯夜が増えたり、雪が少なくなったり、桜の開花が早くなったりしています。

温室効果ガスは温室の外壁の役目をしており、太陽光により温められた地表から放出される赤外線を吸収し、再び放射することにより、地表と大気を暖めて熱を宇宙空間に逃がしにくくしています。温室効果ガスがないと地球の平均地上気温は－18℃と推定されます。しかし、その温室効果ガスの濃度が増大すると、さらに熱を逃がしにくくするため、地表付近の気温が上昇します。

温暖化がもたらす影響には様々なことが考えられます。今まで雨の多い地域はますます雨が多くなり、少ない地域はますます少なくなったり、集中豪雨や干ばつが増加します。海面が上昇し、土地が水没します。海抜が低い島国では、国がなくなるのではと懸念されたり、日本でも海面が 1m上昇すれば、砂浜の 90%がなくなります。降水量や気候の変化は農業にも深刻な影響を与え、農作物の収量にも影響します。食糧を多く輸入している日本にとっても大きな影響が生じます。その他、生態系への影響やＳＲＡＳのような未知なるウイルスの発生も懸念されます。

各国の温室効果ガスの排出量を見てみると日本はアメリカ、中国、ロシアに次いで 4 番目となっています。温室効果ガスは、自動車からの排気ガス、エアコンなどの電気製品の使用、上下水道の利用、ごみの焼却など私たちの日常生活で身のまわりのありとあらゆるところから排出しています。私たちが招いた温暖化問題は私たちが解決しなければなりません。「私たちにもできること」その一例を紹介しましょう。

・エアコンをつける前に、衣類で温度調節をしてエアコンをできるだけ使わないようにしましょう。
・使っていない部屋や廊下の電気はこまめに消すようにしましょう。また、テレビやエアコンを使用しない時は主電源を切るか、コンセントを抜くようにしましょう。
・必要のないものは買わない、買い物にはマイバックを持参する、資源となる物はリサイクルに出すなどごみの減量に努めましょう。
・近くへは自動車を使わずに、自転車を使うか、歩くようにしましょう。

これらの取り組みは温暖化問題の解決につながるだけでなく、他の環境問題の改善にもつながり、また、家計の節約や健康の増進にもなります。できることから始めてみましょう。

市では、これらの取り組みの輪を広げるため、平成 10 年度から「環境家計簿」を、平成 13 年度からは、環境推進市民会議に委託し、「環境配慮行動チェックシート」の普及、啓発を行っています。「環境配慮行動チェックシート」は日々の生活の中で、環境にどこまで配慮できたかを簡易に点検できるものです。

また、市は事業者でもあり、消費者でもありますので、その事務や事業の執行に際し、環境に配慮した行動に努め、環境への負荷の低減を図ることを目的に平成 13 年 11 月に「彦根市温室効果ガス排出抑制等実行計画」を策定し、全庁的に取り組みを進めています。本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第８条に規定する実行計画に対応するものであり、平成 9 年に策定した「地球にやさしい行動計画（ひこねエコオフィスプラン）」の内容を見直すとともに、平成 13 年 3 月に策定した「彦根市環境

基本計画および地域行動計画」に基づき、市自らの事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を具体的に抑制するプランを示しています。本市は、平成 14 年 9 月に市役所本庁舎をはじめとする 23 施設において、環境管理の国際規格であるＩＳＯ１４００１の認証を取得し、現在では市の全施設で認証を取得しています。その中で、省エネルギー・省資源の推進として、「電気使用量の削減」「公用車燃料使用量の削減」「石油類使用量の削減」「上水道使用量の削減」「事務用紙使用量の削減」「一般廃棄物排出量の削減」について、市の全部門で削減目標を定め取り組みを行っています。市役所および市の関連施における二酸化炭素の排出量については下表のとおりです。省エネルギー・省資源活動により、基準年である平成 11 年度に比べて二酸化炭素の排出量は減少していますが、平成 15 年度を境に増加傾向にあり、平成 17 年度目標を達成することができませんでした。これは施設や設備の老朽化に伴い、効率的なエネルギーの利用が難しくなってきているためと、学校の地域開放など、事業の拡大が考えられます。しかし、今後も温室効果ガスの排出抑制を行うために、今まで以上に省エネルギー・省資源への取り組みを徹底していきます。

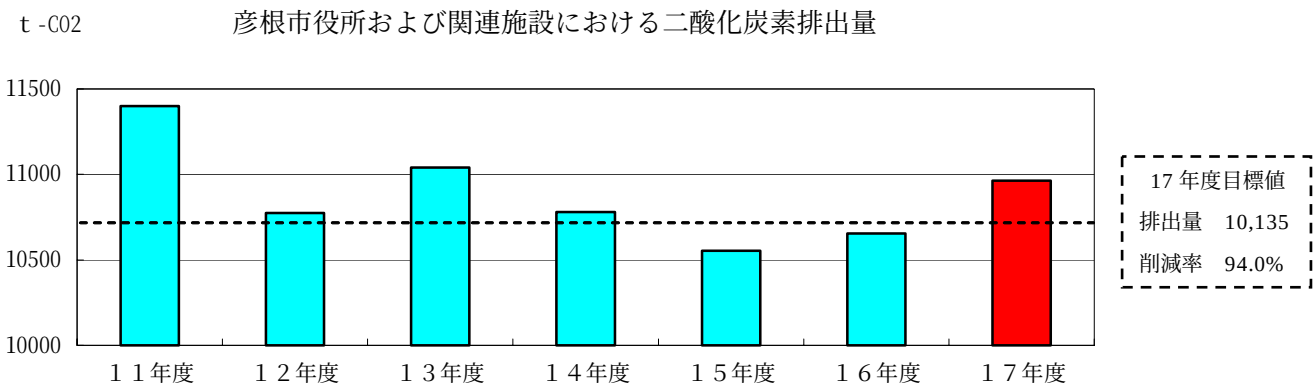

	１１年度	１２年度	１３年度	１４年度	１５年度	１６年度	１７年度
排出量（ｔ－CO_2）	11,399	10,774	11,040	10,779	10,553	10,655	10,964
削減率	100%	94.5%	96.9%	94.5%	92.5%	93.4%	96.1%

削減率は平成 11 年度を基準年としています。

（５）ISO１４００１の認証取得

いま世界では、地球規模での環境問題が叫ばれ、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの脱却と持続可能な社会の構築が求められています。

そんな時代の中、本市では、恵み豊かで美しい自然のあふれる環境を保全し、また、多種多様な行政施策において、環境問題により積極的に関わっていくことを目的として、平成１４年９月、市役所本庁や支所・出張所、清掃センターなどをはじめとする市の２３施設においてISO１４００１の認証を取得しました。これにより、上記の施設では、日頃より省資源や省エネルギー、廃棄物の減量に努め、環境に配慮したまちづくりに取り組んでいます。平成１５年９月には、認証の範囲に幼稚園や小中学校、老人福祉施設などを含む４７施設を追加し、さらに平成１６年９月に市立病院の認証を取得し、彦根市の全施設において環境に配慮した事務・事業の推進に取り組むようになりました。

彦根市の環境マネジメントシステム

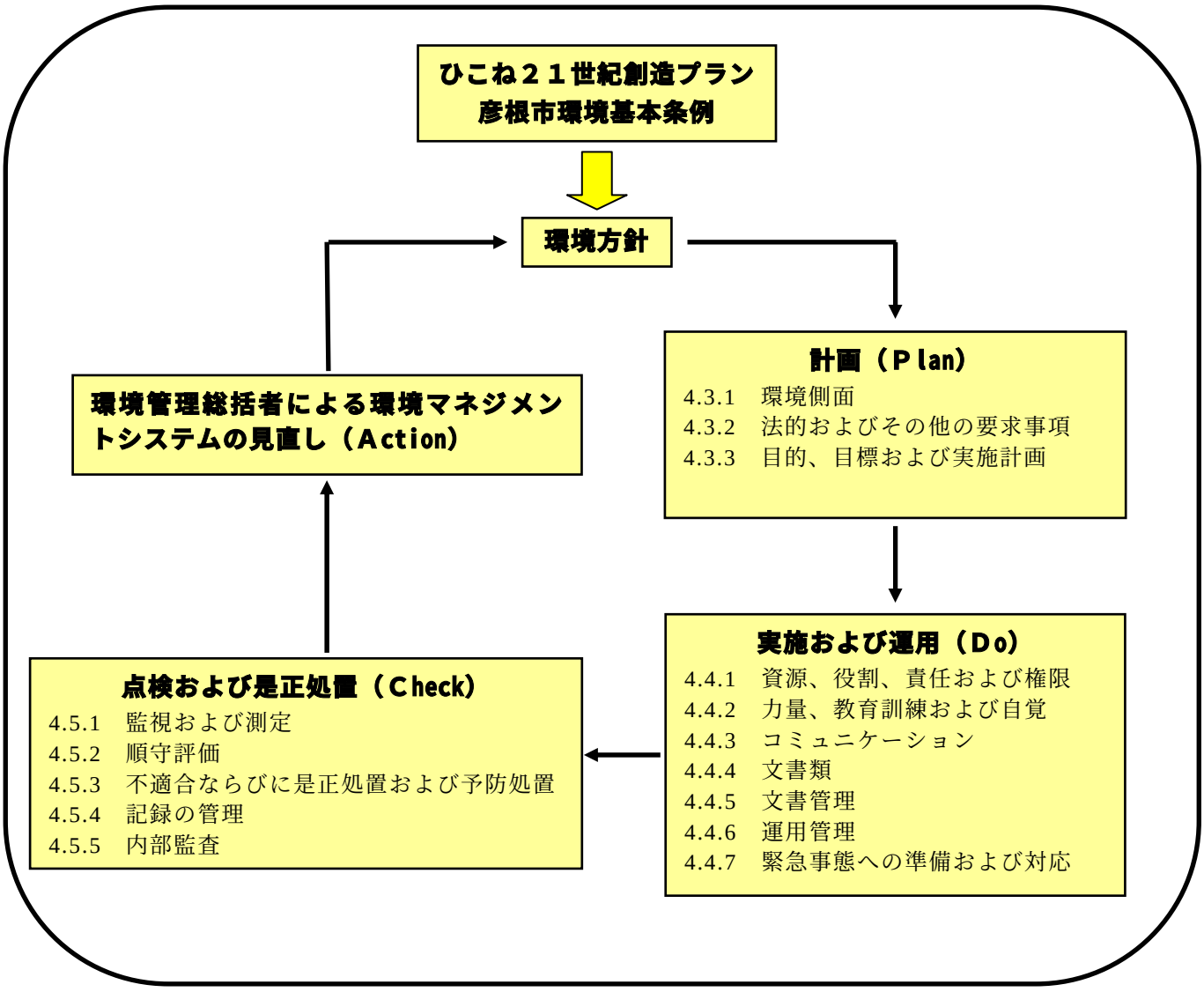

【ISO14001】平成17年度　市全体取組状況

※基準は平成12年度実績

目標	結果	評価
1　環境にやさしいまちづくりの推進		
（1）地球環境問題に関する市民への普及・啓発活動の推進		
市民環境フォーラムの開催。	10/10 ひこね文化プラザにて開催	○
「環境配慮行動チェックシート」の利用促進。 目標500世帯	7月　小・中学校へ827枚配布。9月　281枚回収 ※12月にも実施予定であったが、呼びかけに対する回答なしのため実施できず	×
緑化樹の配布　400本。	4/5,29　9/1　街頭募金の実施 5月　自治会募金実施 随時　要望受付　　380本配布	×
ホームページ・広報誌での環境情報の充実。	環境関連情報掲載　24回（ホームページ6回）	○
（2）環境教育の推進		
市民団体を通した自然観察会を開催	6/11　ホタル観察会　7/24　ネイチャーアドベンチャー　7/27　標本教室 8/3　川の生き物観察　9/23 タカ観察　10/16　きのこ観察 11/27 樹木ウオッチング　1/28　水鳥観察　3/23　草花観察	○
学校における環境学習の実施。	幼稚園、小・中学校での環境学習（1,265回）	○
2　環境に配慮した事務および事業の推進		
（1）ごみの減量化と再資源化の促進		
1人/日のごみ発生量を1,010g以下にする。	1人/日のごみ発生量　1000.73g/日	○
リサイクル率を16.0%にする。	リサイクル率　15.55%	×
（2）生活排水対策の推進		
公共下水道水洗化率を1.0%向上させる。 （76.0%にする。）	公共下水道水洗化率　　79.2%	○
合併処理浄化槽設置基数を2,800基にする。	合併処理浄化槽設置基数　2,784基	×
（3）緑豊かなまちづくりの推進		
都市公園の整備推進。	計画どおりの事業執行	○
（4）環境に配慮した技術、資材の導入		
低公害車導入計画の策定と公共・公益機関での低公害車普及状況調査。	低公害車の導入推進 50%低減6台　75%低減2台	○
事務用紙のグリーン購入率を95%以上にする。	調達率　96．9%	○
外部発注印刷用紙のグリーン調達率を93%以上にする	調達率　99．2%	○
文具用品(約60品目)のグリーン調達率を70%以上にする。	調達率　77．4%	○
3　省エネルギー・省資源、廃棄物の減量		
電気使用量を3.4%削減する。	6.3%（444,042Kwh）削減	○
公用車燃料使用量を7.5%削減する。	19.8%（20,854ﾘｯﾄﾙ）削減	○
石油類使用量を4.9%削減する。	2.2%増（11,428ﾘｯﾄﾙ）増加	×
上水道使用量を5.3%削減する。	15.7%（48,563㎥）削減	○
業務用紙使用量を12.3%削減する。	16.6%（3,069,302枚）削減	○
一般廃棄物排出量を13.3%削減する。	26.9%（44,021kg）削減	○

市民環境フォーラム
-未来のひこねはこんなまちに-

【日時】　平成17年10月10日（日）
【場所】　ひこね市文化プラザ

★市民環境フォーラム★
　環境基本計画の見直しに向けて、市民の意見を聴くため、ワークショップを行いました。地域ごとにグループに分かれ、現状と未来のすがたについて話し合い、最後に発表を行いました。
―メッセホール―

★水素カーに乗ってみよう★
　㈱ブリヂストンからエコカーについての説明を受け、水素キットミニカーの作成、エコカーの試乗体験を行いました。フォーラムの翌日、翌々日には市内の小学校（３校）で同様の体験学習を行いました。
―視聴覚室、駐車場―

★ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸひこね発刊記念★
　WWF ジャパン自然保護室長による講演、自然環境調査を行った指導員による調査報告を行った後、「彦根市で一番守りたい自然」についてワークショップを行いました。
―メッセホール―

★川の生き物観察会★

★新エネルギーを体感しよう★
～ソーラーカー工作教室～

★やってみようグリーン購入★

★エコマーケット『夢畑』★

　この他、エコツアー（㈱ブリヂストン彦根工場の見学ツアー）やパネル展（市民団体、事業所の活動紹介）を実施しました。

６．用語の解説

ＩＳＯ１４００１

地球規模の環境保全意識の高まりを背景に、国際標準化機構（ＩＳＯ）が制定した環境管理システムと環境監査に関する国際規格。ＩＳＯ１４００１は、①環境保全・改善のための経営方針と行動計画の策定、②行動計画実行・運用のための環境管理体制の整備と監査・是正を継続することを盛り込んでいる。

一酸化炭素（ＣＯ）

炭素又は炭素化合物が不完全燃焼する場合に生じる無色、無臭の気体である。生理上極めて有害で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を阻害し、ひどいときには窒息にまで至る。現在、おもな発生源は自動車（排気ガス）である。

化学的酸素要求量（ＣＯＤ）

海水や河川水の汚濁の度合いを示す数値で、水中の有機物や酸化されやすい無機物を、過マンガン酸カリウムで酸化したときに消費する酸素量を mg/l で表したものであり、数値が高いほど水中の汚濁物質の量も多いということを示している。

カドミウム（Ｃｄ）

銀白色で光沢のある柔らかい金属で、主として装飾用のメッキに使用されている。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能障害を伴う肺障害（肺気腫）、胃腸障害、腎臓障害を起こし、あるいは肝臓障害や血液変化（白血球・赤血球の減少）が起こることもあり、水質汚濁による「イタイイタイ病」の原因物質とされている。主な発生源は、カドミウム精錬所、メッキ工場、電子機器製造業などである。

環境基準

環境基本法では「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、直接の工場等を規制するための規制基準とは異なる。

クロム（Ｃｒ）

クロムは、空気及び湿気に対しては極めて安定で、硬い金属であるので日用品、装飾品をはじめとして腐食防止のメッキ等に広く利用されている。クロム化合物のなかで三価クロム（Cr^{3+}）の毒性は、ほとんど無視できるが、クロムの毒性が問題になるのは六価クロム（Cr^{6+}）の化合物であるクロム酸、重クロム酸の塩である。クロム酸は、皮膚、粘膜の腐食性が強く、体内に吸収されたクロムイオンは細胞毒として作用していることが知られており、クロムイオンを含む水の摂取が続けば、肝臓のほか腎臓及びひ臓に蓄積することが確かめられている。主な発生源はクロムメッキ工場、アンモニア製造工場などである。

公害

環境基本法（第２条）では７種類、つまり、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭という現象をとりあげ、これによって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを定義している。

光化学スモッグ

光による化学変化でできたスモッグのことをいう。大気中の二酸化炭素に太陽光線の紫外線があたると原子状の酸素（O）ができ、これが酸素分子（O_2）と反応し、オゾン（O_3）ができる。オゾンが炭化水素と反応するとアルデヒド等の刺激性のある物質をつくる。更に一酸化炭素や二酸化炭素も加わり、しだいに複雑な化合物をつくって、ＰＡＮ（パーオキシアセチルナイトレート）という物質をつくる。オゾン、アルデヒド、ＰＡＮなどを総称してオキシダントといい、これが光化学スモッグの主成分である。光化学スモッグは、夏の日ざしが強くて風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にある種の症状を与えるなど広範囲にわたる。

降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下するばいじんをいう。降下ばいじんは、不溶解性物質（水に溶解しないもの）と溶解性物質とに分かれる。不溶解性物質のタール分には発がん性物質などの有害物質も含まれている。

水銀（Ｈｇ）

常温で唯一の液体金属である。水銀化合物の種類は多く、生体に対する作用のうえからは、無機水銀と有機水銀に大別される。無機水銀化合物とは金属水銀及び塩化第二水銀が主なものであり、その他、硫化水銀、酸化水銀、硝酸水銀、雷酸水銀などがあり、有毒で神経系をおかし、手足のふるえを起こしたり言語障害、食欲不振、聴力視力の減退をもたらす。有機水銀化合物の種類は非常に多く、酢酸フェニール水銀やアルキル水銀であるメチル水銀、エチル水銀、ジメチル水銀、ジエチル水銀などがあり、メチル水銀が「水俣病」の原因物質であることが知られている。

水素イオン濃度（ｐＨ）

水中の酸性やアルカリ性の程度を示す指標で、溶液１リットル中の水素イオン濃度の逆数を常用対数で表したもの。ｐＨは０～１４の間の数値で示され、ｐＨ７は中性を、７を超える値ではアルカリ性、７未満の値では酸性を示す。

生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）

化学的酸素要求量（ＣＯＤ）とともに海水や河川水の汚濁の度合いを示す指標で、水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量（mg/l）で表される。測定方法は、20℃で 5 日間微生物を培養した際に消費される溶存酸素量から算出される。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質（有機物）が多く、水質が汚濁していることを意味する。

全窒素（Ｔ－Ｎ）

生活雑排水として、一日一人当たり約 10ｇの窒素（全窒素）を出している。又さまざまな生物も死ぬと形づくっている有機態窒素（タンパク質、アミノ酸、尿素）が水中に窒素化合物として溶け込む。この窒素はりんとともに湖沼や河川を富栄養化させ、プランクトンの異常発生などの原因となる。

水中の窒素化合物は、有機態窒素、アンモニウムイオン（NH_4^+）、亜硝酸イオン（NO_2^-）、硝酸イオン（NO_3^-）などの形で存在し、水中の溶存酸素の濃度によって互いに形態を変える。

全りん（Ｔ－Ｐ）

水中のりん酸イオン（PO_4^{3-}）は生物体の分解により供給されるが、生活雑排水や肥料などの人の活動の影響により濃度は増える。一日一人当たり約 1～2ｇのりん（全りん）が環境中に排出され、全窒素と同様富栄養化の原因となる。

判定の目安（河川水）　きれいな水‥‥0.07 以下　少し汚れた水‥‥0.07～0.2
汚 れ た 水‥‥0.2～1.0　大変汚れた水‥‥1.0 以上

ダイオキシン

ダイオキシン類は総称であり、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（TCDD）、ポリ塩化ジベンソフラン（PCDF）、コプラナーPCB をまとめたものである。そのうち 2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン（ＴＣＤＤ）は、最も毒性が強く、催奇形性や発がん性がある。都市ごみの焼却場の焼却工程や、ごく最近になって製紙工場の塩素漂白工程によっても生成することが判明し、大きな社会問題となっている。

大腸菌群数

大腸菌群は、乳糖を分解して酸とガスを発生する好気性または通性嫌気性菌の総称で、常に糞便中に排泄されているので、その検査は糞便による汚染の指標となっている。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素（炭酸ガス）やメタン、フロンガスなどは、ちょうど温室ガラスのように太陽からの光は通すが地球からの熱は逃がさない働きがあり、これを「温室効果」と呼んでいる。このまま二酸化炭素などが増え続けると温室効果のため、地球全体の気温が温暖化する可能性が指摘されており、極地などの氷床の融解や海水の膨張などのため、海水面が上昇することも考えられる。

テトラクロロエチレン（パークレン）

トリクロロエチレンおよび 1,1,1-トリクロロエタンとともに低沸点の有機塩素系化合物である。いずれも脱脂性に優れるため機械の洗浄、メッキ、ドライクリーニングに、その他半導体工場などのハイテク工場で使用される。トリクロロエチレンおよび 1,1,1-トリクロロエタンは、いずれも人体に毒性の疑いがあり、テトラクロロエチレンとトリクロロエチレンは発がん性が指摘されている。現在、地下浸透したこれら有機塩素系化合物は地下水の汚染物質として問題になっている。

電気伝導度（ＥＣ）

水中の無機イオン（金属イオンやミネラル成分）の総量を表す指標であり、どれだけ電流を通すか、オームの法則による抵抗値（Ω）の逆数で表す。

排水、特に無機系（金属系）工業排水の電気伝導度は高く、排水によって汚れた河川の電気伝導度は高くなり、何も含まない純水は 1μS／cm 以下となる。

ただし、温泉水や鉱泉水にはカルシウム、ナトリウム等の無機イオン（ミネラル成分）が多く含まれていて、これらの影響で電気伝導度が高くなる場合もあり、必ずしも汚れの程度を示すわけではない。

判定の目安（河川水）　きれいな水‥‥50～100　少し汚れた水‥‥100～200
汚 れ た 水‥‥200～400　大変汚れた水‥‥400 以上

銅（Cu）

銅は、熱や電気を非常によく伝える性質があり、そのため食器や電線、電化製品などに広く使用されている。銅自身にはほとんど毒性はないが、あっても極めて少ない。しかし、銅粉末を生じる作業を行うときの最高許容濃度は 1ppm とされ、きわめて高濃度の銅粉により気道刺激が起こり、発汗、歯ぐきの着色が起こることが報告されているが、慢性中毒になるかどうかは疑問とされている。また、化合物についてはあまり問題は起こっていない。汚染源としては、自然界の岩石からの溶出、メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非鉄金属精錬所などからの鉱山排水、工場排水、農薬（ボルドー液）などがある。

トリクロロエチレン

テトラクロロエチレンを参照。

鉛（Ｐｂ）

金属鉛は湿気に強く、空気中で安定なため、水道管やメッキに、また融点が他の金属に比べて低く、柔らかい性質のためハンダ溶接やスプリンクラーなどに使用されている。大量の鉛が体内に入ると、急性中毒を起こし腹痛、おう吐、下痢、尿閉などが表れ、激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合には、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。主な発生源は顔料、塗料、化学工場、鉛蓄電池製造業などである。

二酸化窒素（NO_2）

一酸化窒素（ＮＯ）とその２分の１の体積の酸素との作用、あるいは硝酸鉛又は硝酸銅の固体を熱すると発生する。赤褐色、刺激性ガスとして最も特色がある。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり烈しくないので、はなはだ危険で、急性中毒死の例が多く、作用は遅発生で高濃度ガス吸収後数時間以上経過して突然強い症状が現れる。120～150ppm では短時間でも危険である。障害は一般に一過性であり、慢性中毒の有無についてはまだ明らかでない。

ひ素（Ａｓ）

灰色で金属光沢があり、鶏冠石、石黄、硫ひ鉄工などに硫化物として含有されている。ひ素及びその化合物は生体に有毒で、ひ酸鉛、三酸化ひ素などは殺虫剤として農薬に用いられる。水質汚濁防止法でも有害物質として、人の健康の保護に関する項目に指定されており、ひ素中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を起こす。

BDF

Bio Diesel Fuel（バイオ・ディーゼル・フューエル）の頭文字をとった略称。廃食油の水分や不純物を取り除いて、触媒などを加えて精製してつくった燃料である。軽油に比べ、排ガスに含まれる硫黄酸化物が少なく、黒煙や二酸化炭素の発生が抑えられるとされている。

ppm

parts par million の略称で、濃度を表す単位として使用される。もとの量の 100 万分の 1 の量を 1ppm といい、水の場合は、1kg（約 1 リットル）中のミリグラム数、1t（約 1m^3）中のグラム数を表し、大気の場合は１m^3中 1cm^3のガス量を表す。なお、1ppb は 10 億分の 1 の量を表し、1ppm は 1,000ppb を表す。

浮遊物質量（ＳＳ）

水に溶けず浮遊している粒径２mm 以下の物質の量。数値が大きいほど汚濁が著しい。なお測定方法は、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を計る。単位は通常 mg/l で表す。

溶存酸素（ＤＯ）

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、単位は mg/l で表す。一般に清浄な河川では、ＤＯはほぼその温度での飽和値（0℃、1 気圧で 14mg/l 程度で、温度が上がるにつれて数値が低くなり、25℃では 8mg/l 程度になる。）に達しているが、有機物などで汚濁されている水では、水中の微生物が有機物を酸化分解し、酸素を消費するため、ＤＯの値は低くなる。

彦根市の環境

（環境の状況に関する年次報告書）

平成１８年（２００６年）１０月

発行　彦根市

〒522-8501　彦根市元町４番２号

彦根市役所市民環境部生活環境課

TEL 0749-22-1411　FAX 0749-27-0395

E-mail kankyohozen@ma.city.hikone.shiga.jp

この冊子は、古紙100%再生紙を使用しています。